

日本商品先物取引協会 規則集

(定款・規程・規則等)

令和6年10月

目 次

協会運営関係

定款	1
定款の施行に関する規則	18
会員の自社受付に係る苦情の状況報告の実施要領	30
外国商品市場取引に係る業務報告の実施要領	33
店頭商品デリバティブ取引（商品CFD取引）に係る業務報告の実施要領	36
常設委員会及び特別委員会規則	39
役員選任規程	44
役員選任規程の運用方針（総会決定）	47
入会金及び会費の額並びにその支払方法について（総会決定）	48

商品先物取引業務関係

商品先物取引業務に関する規則	53
商品先物取引業務に関する規則第14条の取扱要領	61
商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく留意事項	64
会員の内部管理責任者等に関する規則	73
「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則	77
バイナリーオプション取引に関する規則	80
会員の広告等に関する規則	85
会員の広告等に関する指針	88
会員の企業情報の開示に関する規則	93
監査規則	98
商品取引事故の確認申請等に関する規則	103
商品取引責任準備金の積立て等に関する規則	118
反社会的勢力の排除に関する規則	129
反社会的勢力照会制度の利用規約	132
反社会的勢力の排除に係る取組みについて（理事会決議）	134
【参考】商品先物取引の電子取引に係るガイドライン	135

制 裁 関 係

制裁規程	151
制裁規程に関する細則	155
規律委員会規則	159
規律委員会規則に関する細則	163

従業員・外務員登録関係

会員等の役員使用人に関する規則	165
会員等の外務員の登録等に関する規則	170
「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則	177
『会員等の外務員の登録等に関する規則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領	188
『会員等の外務員の登録等に関する規則』第4条第2項に規定する	

社内研修の実施に係る実施要領	190
日商協外務員専門性向上認定要領	191
外務員資格試験等規則	197
外務員資格試験等実施要領	202

外務員処分関係

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則	211
役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則	225

苦情・紛争処理関係

苦情処理規則	229
苦情処理規則に関する細則	233
紛争処理規程	235
紛争処理規程に関する細則	243
あっせん・調停委員会規則	258
あっせん・調停委員会規則に関する細則	261

本書は、令和6年10月1日現在において有効な規則等を掲載しております。最新の規則、改正の履歴等は、本会 WEB サイトでご確認ください。

【定款・諸規程ページ】

<https://www.nisshokyo.or.jp/profile/kitei.html>

協会運営関係

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本商品先物取引協会（英文名 The Commodity Futures Association of Japan）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(定 義)

第 3 条 この定款における用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 商品デリバティブ取引等 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為をいう。
- (2) 委託者等 法第2条第22項各号に掲げる行為の相手方をいう。
- (3) 商品先物取引業者 法第2条第23項に定める商品先物取引業者をいう。
- (4) 商品先物取引仲介業者 法第2条第29項に定める商品先物取引仲介業者のうち、第8条に規定する会員を所属商品先物取引業者として主務大臣に届け出た商品先物取引仲介業者をいう。
- (5) 商品先物取引業務 法第200条第1項各号に定める行為に係る業務をいう。
- (6) 顧客 前号の行為の相手方をいう。

2 前項各号に定めのない用語は、法、商品先物取引法施行令、商品先物取引法施行規則において使用する用語の例による。

(組織及び人格)

第 4 条 本会は、法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けた商品先物取引業者をもって組織し、法第245条の規定により主務大臣の認可を受ける法人とする。

(目 的)

第 5 条 本会は、会員及び商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関し、顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告その他の事業
- (3) 会員に対する監査
- (4) 法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁
- (5) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決
- (6) 商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停

- (7) 法第206条第1項（法第240条の11の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務
 - (8) 外務員資格試験の実施
 - (9) 会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む。）に対する研修等その資質の向上を図る事業
 - (10) 会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業
 - (11) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う法第2条第15項に定める商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に関する事業
 - (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業
- 2 本会は、営利の目的をもって事業を営んではならない。
- 3 本会は、その目的を達成するために直接必要な事業及びその事業に附帯する事業以外の事業を営んではならない。

（本会の責務）

- 第7条** 本会は、自主規制事業を行うに当たっては次に掲げることに留意しなければならない。
- (1) 会員又は商品先物取引仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他会員の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長することに努めること。
 - (2) 会員に法令及び本会の定款その他の規則を遵守するための当該会員及び当該会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は本会の定款その他の規則に違反する行為を防止し、委託者等の信頼を確保することに努めること。
- 2 本会は、会員の自主規制の状況、会員又は商品先物取引仲介業者の苦情・紛争処理状況等の情報開示に努めなければならない。

第 2 章 会 員

第 1 節 権 利 及 び 義 務

（会員の資格）

- 第8条** 商品先物取引業者は、第16条第1項の手続により本会に加入し、会員となることができる。

（会員の権利義務）

- 第9条** 会員は、本会に対して、会員たる資格に基づき、権利を有し、義務を負う。
- 2 会員が次の各号の一に該当したときは、その会員の権利は消滅する。
- (1) 本会を脱退し、又は本会から除名の処分を受けたとき。
 - (2) 前条に規定する会員の資格を喪失したとき。
- 3 会員の地位は、次条の規定に基づき会員たる地位を承継する場合を除き、譲渡することができない。

（会員たる地位の承継）

- 第10条** 法第225条第1項に定める合併又は分割において、主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する者若しくは合併により設立された者又は分割により当該商品先物取引業を承継した者が会員たる地位を承継する。
- 2 法第228条第1項の規定に定める事業譲渡において、主務大臣の認可を受けたときは、その譲

受人が会員たる地位を承継する。

- 3 第1項の分割又は前項の事業譲渡が二以上の者に行われた場合においては、その会員たる地位は、本会が商品先物取引業の主たる部分を承継した者として指定する一の者が承継する。

(入会金及び会費)

第11条 会員は、加入の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(会員代表者)

第12条 会員は、会員の代表者として本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）の定めるところにより、本会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(届出及び報告)

第13条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を届出又は報告しなければならない。

(書類の提出等)

第14条 会員は、定款施行規則の定めるところにより、商品先物取引業務及び財産に関する書類を本会に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、本会は、必要と認めるときは、会員に対し、商品先物取引業務及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、前項の報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(情報開示)

第15条 会員は、第52条に規定する自主規制規則により、開示すべき情報を作成し、開示しなければならない。

第2節 加入及び脱退

(加入)

第16条 本会の会員になろうとする者は、定款施行規則の定める様式による入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会申込書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

(加入の拒否)

第17条 本会は、本会に加入の申請を行った者が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

- (1) 法、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分若しくは本会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ぜられ、又は本会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことがあること。
- (2) 前条第1項の入会申込書又はその入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(脱 退)

第18条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 破産手続開始の決定があったとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員は、前項第1号に掲げる事由により脱退をしようとするときは、脱退する日の60日前までに、定款施行規則に定める様式による脱退届出書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 3 章 機 関

第 1 節 役 員 等

(役員の数)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 11人以上15人以内
- (2) 監 事 3人

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会において、会員代表者、商品取引所及び商品先物取引業界に關係のある団体の役員(会員の役職員を除く。)並びに先物取引について学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから選任する。ただし、学識経験者から選任される理事及び監事の数は、それぞれ、理事及び監事の総数の過半数でなければならない。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内を互選する。このほか、必要に応じ専務理事1人、常務理事1人を互選することができる。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款並びに総会の決議に従い、本会の運営を協議し、業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を総括し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 6 理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、

会長、副会長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は、本会の事務を監査する。

- 2 監事は、会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は本会の事務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が本会の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款等に違反する行為をし、これにより本会に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対しその行為の差し止めの請求ができる。
- 4 監事は、会長が総会に提出しようとする事業及び決算に関する書類を監査し、総会にその意見を報告しなければならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

(任期満了又は辞任の場合)

第24条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その責務を負うものとする。

(解任)

第25条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報酬)

第26条 会員代表者から選任された役員は無報酬とする。

- 2 前項に該当しない役員の報酬は、総会で報酬総額を議決した上で、支払うことができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(欠格条件等)

第28条 法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者に該当するものは、役員になることができない。

- 2 役員が法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったときは、その職を失う。

第 2 節 総 会

(総 会)

第29条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号に定める場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするため必要があるとして監事が招集したとき。

(総会の招集)

第30条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、その開催の日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面又は電磁的方法により会員に通知しなければならない。

(議決方法等)

第31条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号並びに第33条第3号及び第4号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第33条に規定する場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第32条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金及び会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支計算の承認
- (6) 役員を選任に関する事項
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第33条 次の各号に掲げる事項は、総会において、会員総数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分

- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

- 第34条** やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の代理人は、その会員の役員若しくは使用人又は他の会員代表者でなければこれになることができない。
 - 4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
 - 5 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第35条** 議長は、総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第 3 節 理 事 会

(理事会)

- 第36条** 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集)

- 第37条** 理事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするため必要があるとして監事が招集する場合は、この限りでない。
- 2 理事会の招集は、その開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、審議事項を書面又は電磁的方法をもって理事に通知しなければならない。

(議決方法等)

- 第38条** 理事会は、理事総数の過半数の出席があり、かつ、学識経験者理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 理事は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
 - 3 理事会の議事は、出席理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第39条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議決事項)

第40条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 本会の業務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。
- (4) 諸規程の制定又は改廃
- (5) 会員の権利の停止若しくは制限又はその解除
- (6) 外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関すること。
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

(書面等による理事会)

第41条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

(権限の委任)

第42条 理事会は、その権限のうち、次に掲げるものを規律委員会に委任することができる。

(1) 会員に対する制裁を決定する権限の一部

(2) 会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等」という。）に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部

2 理事会は、その権限のうち、あっせん及び調停に関する事項をあっせん・調停委員会に委任することができる。

(規定の準用)

第43条 第29条第4項第2号、第31条第3項及び第35条の規定は理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「理事」と、第31条第3項ただし書中「次条各号並びに第33条第3号及び第4号」とあるのは「第40条第4号及び第5号」と読み替えるものとする。

第4節 常設委員会

(常設委員会)

第44条 本会に次の常設委員会を置く。

(1) 自主規制委員会

(2) 総務委員会

2 常設委員会は、本会の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

3 本会は、必要と認めるときは、理事会の議決により、常設委員会に専門委員会を設けることが

できる。

- 4 常設委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 5 節 規律委員会及びあっせん・調停委員会

(規律委員会)

第45条 本会に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁措置の一部を決定し、自主規制規則の定めるところにより、会員及び商品先物取引仲介業者の役員使用人等に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。
- 3 規律委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第46条 削除

(あっせん・調停委員会)

第47条 本会にあっせん・調停委員会を置く。

- 2 あっせん・調停委員会は、理事会の委任を受けて、紛争処理規程の定めるところにより、あっせん及び調停を行う。
- 3 あっせん・調停委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第48条 削除

第 6 節 特別委員会

(特別委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決により臨時に特別委員会を設けることができる。

- 2 第44条第2項から第4項までの規定は、特別委員会について準用する。

第 7 節 事務局等

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て会長が任命し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、規則をもって定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第51条 本会は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 財産目録
- (3) 会員名簿
- (4) 役員等々の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 4 章 自 主 規 制

第 1 節 自 主 規 制 規 則 等

(自主規制規則の制定等)

- 第52条 本会は、第5条の目的を達成するため、会員及び商品先物取引仲介業者並びに会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人が行う商品先物取引業務に関し、自主規制規則を定める。
- 2 本会は、会員並びに会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人に対し、自主規制規則を遵守するために必要と認める指導、勧告その他の措置をとることができる。

第 2 節 監 査

(監 査)

- 第53条 本会は、第5条の目的を達成するために必要があるときは、会員に対する監査を行うものとする。
- 2 会員は、前項の規定に基づき本会が行う監査に応じなければならない。

(監査規則)

- 第54条 この定款に定めるもののほか、監査に関し、必要な事項は、監査規則をもって定める。

第 5 章 制 裁

(制 裁)

- 第55条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程及び定款施行規則に定めるところにより、当該会員に対し、過怠金を賦課し、若しくは定款の定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する等の措置を講ずるものとする。
- (1) 本会の秩序を乱し、名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 法、法に基づく命令又は法に基づいてする主務大臣の処分に違反する行為をしたとき。
 - (3) 本会の定款、紛争処理規程、自主規制規則その他の規則及び本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反したとき。
 - (4) 取引の信義則に背反する行為をしたとき。
 - (5) 商品先物取引仲介業者が前各号に該当した場合であって、その所属商品先物取引業者である会員が当該行為の発生を防止するのに必要な相当の注意を払わなかったとき。
- 2 本会は、会員に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、その旨を理由を付して書面により当該会員に通知するとともに、当該会員の商号、制裁の種類、その理由（前項第5号による制裁のときには原因となった商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名を含む。）を他の会員に通知し、併せて本会の所在地において公示するものとする。
- 3 本会は、除名の決議があったときは、前項の規定に基づき公示するほか、公告するものとする。

(制裁に係る調査)

- 第56条 本会は、会員に対し、前条第1項の規定により本会が過怠金の賦課等の措置を講ずるために必要な調査を行うことができる。
- 2 会員は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(制裁規程等)

- 第57条 この定款に定めるもののほか、制裁に関し必要な事項は、制裁規程及び定款施行規則をも

って定める。

第 6 章 紛争の解決

第 1 節 苦情の解決

(苦情の解決)

- 第58条 本会は、顧客等（以下、この条において「申出人」という。）から会員及び商品先物取引仲介業者（以下、この章において「会員等」という。）の行う商品先物取引業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員等に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。
- 2 会員等は、本会から前項の規定により処理を求められたときは、申出人と速やかに連絡をとり、誠意をもってこれに対応し、当該苦情の早期解決に努めるものとする。
- 3 この定款に定めるもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 2 節 あっせん及び調停

(紛争のあっせん及び調停)

- 第59条 本会は、商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員等と顧客との間に生じた紛争について、当事者からあっせん又は調停の申出があったときには、あっせん又は調停を行うものとする。
- 2 前項のあっせん又は調停の申出に係る紛争の一方の当事者となった会員等は、本会のあっせん又は調停に参加しなければならない。
- 3 会員等は、会員等と顧客との間に生じた紛争について、本会のあっせん又は調停に応ずる旨の顧客の同意がなければ、その申出をすることができない。

(あっせん及び調停に必要な調査)

- 第60条 本会は、紛争のあっせん及び調停を行う場合においては、当事者である会員等に対し、必要な事項について調査することができる。
- 2 会員等は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(あっせん及び調停に係る措置)

- 第61条 本会は、会員等に対し、あっせん及び調停を適切に行う上で必要と認められる指示、処分その他の措置をとることができる。

(商品取引所等との連携)

- 第62条 本会は、あっせん及び調停の円滑な運営を図るため、商品取引所その他の機関と連携を図るものとする。

(紛争処理規程)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項は、紛争処理規程をもって定める。

(商品取引責任準備金)

- 第64条 会員は、商品取引事故による損失に備えるため、規則の定めるところにより、商品取引責

任準備金を積み立てなければならない。

第 7 章 外務員の登録等

(本会による外務員の登録事務)

第65条 本会は、法第206条第1項及び第240条の11の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務を行う。

(会員等の外務員の登録等に関する規則)

第66条 この定款に定めるもののほか、外務員の登録事務に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 8 章 研修等及び外務員資格試験

(研修等)

第67条 本会は、会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む）の資質の向上を図るため、研修等を行うものとする。

(外務員資格試験)

第68条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

(外務員研修・資格試験規則)

第69条 この定款に定めるもののほか、研修等及び外務員資格試験に関し必要な事項は、規則をもって定める。

第 9 章 会計及び資産

(事業年度)

第70条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産)

第71条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2 本会の資産は、総会の議決に則り、会長がこれを管理する。

(経理処理規則)

第72条 本会の資産、予算、決算その他経理に関する必要な事項は、規則をもって定める。

(経費の支弁の方法等)

第73条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 毎事業年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第74条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第75条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の収支予算に基づいてしたものみなす。

(監査等)

第76条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 法第268条第1号の事業概況報告書及び同条第3号の収支決算書

(2) 公益法人会計基準で定める財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに財産目録

2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付け、5年間一般の閲覧に供しなければならない。

(特別会計の設置)

第77条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別の会計を設けることができる。

2 前項の会計に係る経理は、一般の経理と区別して経理しなければならない。

第 10 章 解 散

(解 散)

第78条 本会は、法第262条第1項第3号及び第4号の規定によるほか、総会の議決を経て解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第79条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

第 11 章 雑 則

(認可事項)

第80条 この定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(主務大臣への報告)

第81条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

(主務大臣への協力)

第82条 本会は、主務大臣から本会の業務又は財産についての報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(秘密保持義務)

第83条 本会の役員、顧問、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、その職に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は盗用してはならない。

(公告の方法)

第84条 本会の公告は、官報又は日本経済新聞に掲載する。

(定款施行規則)

第85条 定款の施行に関し必要な事項は、定款施行規則をもって定める。

(細則等)

第86条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な基準及び業務の執行方法については、規則をもって定める。

附 則

- 1 この定款は、主務大臣の設立の許可のあった日（平成3年5月1日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第2項及び第5項の規定にかかわらず、設立総会で選任するものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会の終了の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第24条第4号及び第45条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成6年5月13日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第2章会員を第2章会員及び賛助会員とする。

第2章会員及び賛助会員を第1節会員（第6条から第13条まで）と第2節賛助会員（新設）とに区分する。

第2節賛助会員に第13条の2及び第13条の3を設ける。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成9年8月28日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第14条第1項第2号を改正。

附 則

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。ただし、第62条の規定は、理事会の議決を経て、会長が定める日から施行する。
- 2 この定款の変更後の当初の役員は、平成11年3月10日開催の第9回臨時総会で選任するものとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、第9回通常総会の終了の日までとする。ただし、当初の役員については、第17条第5項規定中「副会長2人以内、専務理事1人」とあるのは「副会長3人以内、専務理事2人以内」と読み替えるものとする。
- 3 この定款の変更後の当初の役員は、第1項の規定にかかわらず、この定款の施行以前に第17条第5項に基づく互選を行うことができる。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第5条第1項第10号及び第62条の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第3条、第4条、第5条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第10号、第15条第1号、第19条第2項、第25条第1項、第2項、第51条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第62条、第63条及び第76条を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成18年4月28日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第16条第1項第3号を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成19年9月30日）から施行する。ただし、第7条第4項、第10条及び第17条第5項の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成19年7月25日）から施行する。

（注）改正事項は、次のとおりである。

第5条第1項第11号、第12号、第7条第4項、第10条及び第17条第5項を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条以降を全面改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成26年5月1日のいずれか遅い日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第76条第3項を改正。

附 則

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年5月18日）から施行する。
- 2 この定款の変更の直前の定款により選任された理事である者の任期は、令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 この定款の変更の直前の定款により選任された監事である者の任期は、令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

（注）改正事項は次のとおりである。

第20条第4項、第23条第1項及び第2項を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年9月21日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

1. 第40条第6号を第7号に繰り下げ、第6号を新設。

2. 第42条、第5節の見出し及び第45条第2項を改正。
3. 第46条及び第48条を削除。

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第85条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員名簿の公開)

第2条 本会は、会員の商号又は名称、本店の所在地及び電話番号、会員代表者の役職及び氏名、並びに会員の行う業務の種別を記載した会員名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

(会員の権利の消滅の通知)

第3条 本会は、定款第9条第2項の規定により、会員の権利が消滅したときは、その旨を他の会員に通知するものとする。

(会員代表者の資格要件及び届出)

第4条 定款第12条に規定する会員代表者は、役員又はこれに準ずる者とする。

2 会員代表者の届出書は、様式第1号による。

(届出事項)

第5条 定款第13条に規定する届出は、別表のとおりとする。

2 前項の届出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを添付して行うものとする。

(報告事項)

第6条 定款第13条に規定する報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 法第225条第1項又は第228条第1項の規定による合併、分割又は事業譲渡によって商品先物取引業者の地位を承継したとき。
- (2) 国内外のデリバティブに係る商品取引所又は金融商品取引所に加入、脱退若しくは取引参加の種類を変更したとき。
- (3) 法の規定に基づく命令、処分又は勧告を受けたとき。
- (4) 前号に規定する命令又は処分に従い、主務省に報告したとき。
- (5) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (6) 海外の商品デリバティブ取引に係る法令及び国内外の金融商品デリバティブ取引に係る法令により、処分若しくは処罰を受けたとき、国内外のデリバティブ取引に係る商品取引所若しくは金融商品取引所の処分を受けたとき、又はデリバティブ取引に係る金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき。
- (7) 法の規定に基づく検査が行われ、講評があったとき。
- (8) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書が交付されたとき。
- (9) 使用しているシステム、機器等に障害が発生したことを認識したとき。
- (10) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。
- (11) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

2 会員は、商品先物取引仲介業者（定款第3条第1項第4号に定める業者をいう。）について、次に掲げる場合に報告を行うものとする。

- (1) 法の規定に基づく命令、処分を受けたとき。
- (2) 前号に規定する命令又は処分に従い、主務省に報告したとき。

- (3) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (4) 法の規定に基づく検査が行われ、講評があったとき。
- (5) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書が交付されたとき。
- (6) 顧客等の個人情報漏洩したことを認識したとき。
- (7) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

(書類の提出)

第7条 定款第14条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に掲げる期日までに行うものとする。

- (1) 法第224条第1項に規定する事業報告書 毎事業年度終了の日から3か月
 - (2) 法第224条第2項に基づく省令第117条第1項第1号に規定する月次報告書 報告の対象となる月の翌月20日
 - (3) 法第224条第2項に基づく省令第117条第1項第2号に規定する訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月20日
 - (4) 法第211条第1項に規定する純資産額規制比率に関する届出書 毎月末
 - (5) 法第211条第1項に基づく省令第100条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合に同条第4項乃至第6項により作成する書類 主務大臣に提出する日
 - (6) 個人である顧客を対象とした商品先物取引業務（登録外務員（会員等の外務員の登録等に関する規則第3条第1項の規定により本会の行う登録を受けた外務員をいう。）による商品デリバティブ取引の勧誘が伴うものに限る。）を行う会員が、自社で受け付けた苦情の状況報告書 毎四半期終了の日の翌月20日
 - (7) 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引（法第2条第14項第1号から第3号に該当するものに限る。）に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務の状況報告書 報告の対象となる月の翌月20日
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類の提出は、主務大臣へ届け出た書類の写しを提出することにより行うことができる。
- 3 第1項第6号及び第7号に掲げる書類の提出は、協会の定める要領により行うものとする。

(入会申込書及びその添付書類)

第8条 定款第16条第1項に規定する入会申込書は、様式第2号による。

- 2 定款第16条第2項の書類は、法第192条第1項に基づく許可の申請書及び同条第2項に基づく添付書類の写しとする。

(加入の通知)

第9条 本会は、定款第16条第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者及び他の会員に通知するものとする。

(取引の信義則に背反する行為)

第10条 定款第17条第1号及び第57条第1項第4号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 不公正な商品デリバティブ取引等を行うこと。
- (2) 商品先物取引業務の信用の保持を欠くこと。
- (3) 顧客保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な商品デリバティブ取引等を行うこと。

(脱届出書)

第11条 定款第18条第2項に規定する脱届出書は、様式第3号による。

(脱退の通知)

第12条 本会は、定款第18条第2項の承認があったときは、その旨を当該会員及び他の会員に通知するものとする。

(定款等の変更の通知)

第13条 定款の変更又は諸規程の制定若しくは改廃について決議されたときは、その決議の内容及び施行日を直ちに書面又は電磁的方法により、会員に通知するものとする。

2 定款第80条の主務大臣の認可を受けたときは、直ちにその認可日を書面又は電磁的方法により、会員に通知するものとする。

(制 裁)

第14条 定款第55条に関し、次に掲げる事項に該当することとなったときは、制裁規程の例により措置を講ずるものとする。

- (1) 本会に納入、積立て又は預託しなければならない金銭その他を、本会の定めるところにより納入、積立て又は預託しないとき。
- (2) 本会の名称を無断で使用したとき。
- (3) その他会員の行為について本会が制裁に値すると認めたとき。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年6月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項を改正。

附 則

この改正は、定款の変更認可の日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第3号及び第10条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第8号、第10号、第5条第1号、第6号、第10号、及び第6条第1項第3号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1項、第4条第4号、第6号、第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2号、第3号、第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9条第1号、第2号及び第4号を改正。第4条第5号を削除し、第4条第6号から第11号を第5号から第10号に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第6号を第7号に繰り下げ、第6号を新設。
2. 第4条第7号を第9号に繰り下げ、第8号を新設。
3. 第4条第8号を第11号に繰り下げ、第10号を新設。
4. 第4条第9号及び第10号を第12号及び第13号に繰り下げ、第11号及び第12号を改正。
5. 第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2項、第7条第2項第4号及び第

7号を改正。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第5条第2号及び第9号を改正。
2. 第5条第10号を削除し、第11号及び第12号を第10号及び第11号に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成22年9月29日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成23年4月6日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第4号を新設。
2. 第7条第2項を第1項第5号に繰り上げ、改正。
3. 第7条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成24年2月22日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第1項及び第6条第6号を改正。
2. 第6条第7号から第9号を第8号から第10号に繰り下げ、第7号を新設。

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第1号を改正。
2. 第7条第1項第4号及び第2項を削除
3. 第7条第1項第5号を第2項に繰り下げ、改正

附 則

この改正は、平成24年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第4号を新設。
2. 第7条第2項を第1項第5号に繰り上げ、改正。
3. 第7条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第7条第1項第6号及び第7号並びに第3項を新設。
2. 第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成25年11月27日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第6条第1項第3号を改正。
2. 第6条第1項第4号から第10号を第5号から第11号に繰り下げ、第4号を新設。
3. 第6条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成27年5月27日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第13条を第14条に繰り下げ、第13条を新設。
2. 別表の(16)から(24)を(17)から(25)に繰り下げ、(16)を新設。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第2項 様式第1号を改正。

2. 第8条第1項 様式第2号を改正。
3. 第11条 様式第3号を改正。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2項 様式第1号を改正。

様式第1号

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

会員代表者に関する（変更）届出書

貴協会定款第12条の規定に基づき、弊社の会員代表者を下記のとおり（届出・変更）いたします。

記

	役職名	氏 名
ふりがな		
新		
旧		
変 更 年 月 日		令 和 年 月 日

- (注) 1. 役職名は略さず、正式な役職名を記入して下さい。
2. 変更の場合には、変更年月日を記入して下さい。

【添付書類】 会員代表者となる者の履歴書又は職務経歴書

担当者の所属部署名	
担当者の氏名	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

様式第2号

受理年月日	令和 年 月 日
受理番号	

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

住 所

商 号

代表者名

印

入 会 申 込 書

日本商品先物取引協会への入会申込みをいたします。

様式第 3 号

受理年月日	令和 年 月 日
受理番号	

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

印

脱 退 届 出 書

下記の事由により、令和 年 月 日付をもって、
貴協会を脱退いたしたく、定款第 18 条第 2 項の規定に基づ
き届出いたします。

(脱退事由)

【別表】（第5条関係）

届出事項	根拠法令		備考
	法	省令	
(1) 法改正に伴い、商品先物取引業の許可の申請を行ったとき。			
(2) 商品先物取引業の許可の更新を申請したとき。	第190条第2項	第80条第2項	
(3) 商号又は名称を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(4) 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(5) 役員の名又は名称及び住所に変更があったとき。	第195条第1項第1号		
(6) 商品先物取引法（以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別に変更があったとき。	第195条第1項第1号		
(7) 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）又は外国商品取引等（商品清算取引に類似する取引を除く。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場を（当該商品市場を開設する商品取引所等の名称又は商号を含む。）を変更したとき。	第195条第1項第1号		
(8) 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。	第195条第1項第3号		
(9) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。	第195条第1項第4号		
(10) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第1号	
(11) 商品先物取引業を遂行するための方法を変更したとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第4号	
(12) 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更したとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第5号	
(13) 商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）第80条第1項第16号に掲げる調書の兼業業務を廃止したとき及び法第196条第1項に規定する兼業業務を営むこととなったとき、又はこれ	第195条第1項第5号 第196条第1項	第82条第1項第6号 第83条	

届出事項	根拠法令		備考
	法	省令	
を変更若しくは廃止したとき。			
(14) 省令第80条第1項第17号に掲げる調書の支配関係の内容に変更又は消滅した場合及び法第196条第2項に規定する支配関係を持つに至ったとき又はこの変更若しくは支配関係がなくなったとき。	第195条第1項第5号 第196条第2項	第82条第1項第7号 第85条	
(15) 商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行った場合又は当該委託を行わなくなったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第8号	
(16) 純資産額が資本金の額を下回ったとき。	第195条第1項第5号	第82条第1項第9号	
(17) 商品先物取引業を廃止したとき。	第197条第1項第1号	第89条	
(18) 合併により消滅したとき。	第197条第1項第2号	第89条	
(19) 破産手続き開始の決定により解散したとき。	第197条第1項第3号	第89条	その破産管財人が届出を行う。
(20) 合併及び第2号及び第3号以外の理由により解散したとき。	第197条第1項第4号	第89条	その清算人が届出を行う。
(21) 分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき。	第197条第1項第5号	第89条	
(22) 商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき。	第197条第1項第6号	第89条	
(23) 法第197条第3項の規定により商品先物取引業の廃止、合併又は解散に係る公告を行ったとき。	第197条第4項		
(24) 法第225条第1項及び第228条第1項の規定により合併、分割又は事業譲渡に係る認可申請を行ったとき。	第225条第2項 第228条第2項		
(25) その他理事会が必要と認めたとき。			

会員の自社受付に係る苦情の状況報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第6号の規定による会員が自社で受け付けた苦情の状況報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

定款の施行に関する規則第7条第1項第6号の規定に該当する会員とする。

※ 上記会員以外は報告の必要はない。

2. 報告の対象となる範囲

(1) 苦情の定義

個人である顧客の「異議、不平、不満等が表明され、その解決の申出のあったもの」とする。

(2) 苦情として報告する事例

- 直接会員に申出があった案件
- 国民生活センター、各消費者センター等を経由して申出があった案件
- 主務省から対応の依頼があった案件
- 同一顧客で別の機会に、別の申出内容で苦情の申出があった案件
- 弁護士から会員に申出があった案件
- 取引期間が古くても、受付日が報告の対象期間である案件
- 会員から顧客に立替金請求や不足金請求等をした結果、顧客から取引に関する苦情の申出があった案件

(3) 苦情として報告しない事例

- 日商協に苦情、紛争仲介の申出があった案件
- 外務員が関与しないインターネット取引の案件
- 商品デリバティブ勘定元帳、商品デリバティブ証拠金現在高帳等の開示請求のみで、取引に関する苦情がない案件
- 裁判所において訴訟又は調停の当事者となった案件

3. 報告の対象期間、報告期限

以下の四半期毎に申出のあった苦情について、その状況を翌月 20 日までに「会員の自社受付に係る苦情の状況報告書（以下「状況報告書」という。）」により提出する。

第1四半期（4月1日～6月30日）の報告	7月20日まで
第2四半期（7月1日～9月30日）の報告	10月20日まで
第3四半期（10月1日～12月31日）の報告	1月20日まで
第4四半期（1月1日～3月31日）の報告	4月20日まで

4. 報告様式、記載例

別紙のとおりとする。

なお、「状況報告書」の処理概要において「処理中」と記載した案件については、次回以降の状況報告書に計上する必要はない。

5. 報告方法

次のいずれかの方法で「状況報告書」を提出する。

○電子メール（soudan@nisshokyo.or.jp）

○協会WEBサイトの会員専用ページ内の「協会への各種届出」よりアップロード

6. 経過措置

本報告は、平成24年度第4四半期分（平成25年1月1日～3月31日）からとする。

ただし、平成24年度第4四半期分は平成25年7月20日までに報告を行うものとする。

平成25年5月29日制定

平成25年6月1日施行

令和元年5月1日施行

別紙

会員の自社受付に係る苦情の状況報告書【令和 年度第 四半期分】

会員名	
担当者名	
電話	
メール	

番号	発生日 (受付日)	申出先	取引の種類	取引期間		損益金額	手数料額	申出内容(概要)	処理概要	処理日	備考
				取引開始日 (建玉日)	取引終了日 (決済日)						
1				～							
2				～							
3				～							
4				～							
5				～							
6				～							
7				～							
8				～							
9				～							
10				～							
11				～							
12				～							
13				～							
14				～							
15				～							
16				～							
17				～							
18				～							
19				～							
20				～							

外国商品市場取引に係る業務報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第7号の規定による外国商品市場取引に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務状況の報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

商品先物取引法第2条第22項第3号（外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次若しくは代理）を業として行うとしている会員

※ 以下、受託、取次、代理を総称して「委託等取引」という。また、委託の媒介を「媒介取引」という。

2. 報告の対象となる範囲

日本国内の本支店及び外国法人の日本国内営業所で行われた外国商品市場に係る委託等取引及び媒介取引

※ 国内の顧客が海外営業所に直接発注した取引は除く。

3. 報告の対象期間、報告期限

以下に掲げる四半期ごとの実績を当該四半期終了月の翌月20日までに報告する。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 第1四半期（4月1日から6月30日まで）の報告 | 7月20日 |
| (2) 第2四半期（7月1日から9月30日まで）の報告 | 10月20日 |
| (3) 第3四半期（10月1日から12月31日まで）の報告 | 翌年1月20日 |
| (4) 第4四半期（1月1日から3月31日まで）の報告 | 4月20日 |

4. 報告様式と記載要領

(1) 報告様式

令和●年度第●四半期（▲月～▲月）

(1) 委託等取引報告

委託等取引等口座数		口座
委託等取引証拠金等残高		千円

(単位：枚)

取引所名（アルファベット順）	上場商品分類	売買高合計	建玉残高		
			売付	買付	合計

(2) 媒介取引報告

媒介取引口座数		口座
---------	--	----

(単位：枚)

取引所名（アルファベット順）	上場商品分類	売買高合計

(2) 記載要領

委託等取引及び媒介取引に区別したうえで、以下の項目について記載する。

① 口座数

委託等取引においては、四半期末時点における顧客から受け入れた証拠金等残高のある口座数、媒介取引においては、報告対象期間の取引実績者数を記載する。

② 証拠金等残高（委託等取引に限る）

四半期末時点における顧客から預かった金銭及び有価証券等の有効証拠金合計額を記載する。（外貨は邦貨換算、未決済損益は加減算、充用有価証券等は自社の基準によって評価した額とする。）

③ 取引所名

取引所名を記載する。

④ 上場商品分類名

上場商品の属性に応じて「エネルギー」、「貴金属」、「非鉄金属」、「農産物」、「ゴム」、「その他」に分類する。

⑤ 売買高

報告対象となる四半期中の売付（新規の売付と転売）及び買付（新規の買付と買戻し）の合計を記載する。

※最終決済された枚数は含めない。（当該建玉の新規の売付及び買付取引は含まれる。）

※オプション取引は報告から除外する。

⑥ 建玉残高（委託等取引に限る）

報告の対象となる四半期末日における売建玉と買建玉の残玉枚数とその合計を記載する。（売建玉と買建玉は差引しない。）

(3) 記載上の留意点

① 金額の単位

証拠金等残高は千円単位（千円未満切り捨て）とする。

② 外貨の取扱い（邦貨への換算方法）

証拠金等が外貨の場合、原則として、商品先物取引法施行規則第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書の「記載上の注意 11.」で示される「報告対象月の末日における外国為替レート」を用いて邦貨換算する。

なお、これにより難しい場合は、次の順位による外国為替レートを用いる。①会員が実務上利用している社内の月末記帳レート（市場レートに近い場合に限る。）、②「外国為替の取引等の報告に関する省令」第 35 条第 2 号に基づく為替レート（いわゆる「報告省令レート」）

③ 月中に取引実績がなかった場合の記載方法

報告の対象となる四半期中に取引実績がないなど報告する数字がない場合は、空欄のまままで差し支えない（「0（ゼロ）」を入力してもよい）。

5. 報告の方法

原則として、協会 WEB サイトの会員専用ページ内に設けた報告専用ページ※から電磁的にデータをアップロードして報告する。これが難しいときは本会あての電子メールで報告する。

※ 会員専用ページ内の報告専用ページの製作が終わるまでの間は、会員専用ページに掲載したひな形（Microsoft-Excel）を用いて、「その他届出、報告」よりアップロードする。

6. 報告開始及び経過措置等

本報告は、平成 25 年度第 4 四半期（平成 26 年 1 月から 3 月まで）の報告から開始する。

経過措置として、初回報告の提出期限は平成 26 年 4 月 30 日までとし、平成 26 年度第 1 四半期（平成 26 年 4 月から 6 月まで）の報告から四半期終了月の翌月 20 日までに報告を行うものとする。

平成 26 年 1 月 29 日制定

平成 26 年 1 月 29 日施行

令和 元年 5 月 1 日施行

店頭商品デリバティブ取引（商品CFD取引）に係る業務報告の実施要領

定款の施行に関する規則第7条第1項第7号の規定による店頭商品デリバティブ取引（法第2条第14項第1号から第3号に該当するものに限る。）に係る統計を作成するために必要な商品先物取引業務状況の報告は、本要領により実施する。

1. 報告の対象となる会員

商品先物取引法第2条第22項第5号（店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次若しくは代理）を業とする会員のうち、報告の対象となる期間において、商品先物取引法第2条第14項第1号から第3号に該当する取引（以下これらの取引を「商品CFD取引」という。）又はその媒介を行った実績のある会員

2. 報告の対象となる範囲

- 日本国内の本支店及び外国法人の日本国内営業所における顧客を相手方とする商品CFD取引
- ※ 銀行や金融商品取引業者を相手方とする取引（いわゆる「カバー取引」等）は含まない。
 - ※ 国内の顧客が海外営業所に直接発注した取引は除く。
 - ※ 媒介取引は自己の商品CFD取引等と区別して報告する。

3. 報告の対象期間、報告期限

毎月の実績を翌月20日までに報告

4. 報告様式と記載要領

(1) 報告様式

口座数		口座		媒介取引口座数		口座								
証拠金等残高		千円		媒介取引証拠金等残高		千円								
区分	分類	商品	原市場	通貨	月間取引状況						月末建玉残高(千円)			
					取引件数(枚)			取引金額(千円)			売	買	合計	
					売	買	合計	売	買	合計				

(2) 記載要領

① 口座数

顧客から受け入れた証拠金等残高のある口座数を記載する。媒介取引は別に記載する。

② 証拠金等残高

顧客から預かった金銭及び有価証券等の有効証拠金合計額の月末残高を記載する。媒介取引は別に記載する。（外貨は邦貨換算、未決済損益は加減算、充用有価証券等は自社の基準によって評価した額とする。）

③ 区分

媒介取引の場合のみ、「媒介」と記載する。（自己での商品CFD取引等は空欄のままよい。）

④ 分類

商品の属性によって「エネルギー」、「貴金属」、「農産物」、「その他」に分類する。

- ⑤ 商品名
会員が取り扱っている商品名
- ⑥ 原市場
参照する価格が先物取引である場合は取引所名（NYMEX、ICE 欧州、ICE 米国、CBOT、等）、スポット取引の場合は「直物」と記載する。
- ⑦ 通貨
ISO4217 に基づく通貨記号（半角大文字 3 文字、USD 等）を記載する。
- ⑧ 取引件数
会員各社が設定する商品ごとの 1 取引単位を 1 件として、報告対象月中の売、買の件数とその合計件数を記載する。
- ⑨ 取引金額
想定元本ベース（取引単位×約定価格×数量、外貨は邦貨換算する。）で、報告対象月中の売、買のそれぞれの金額とその合計金額を記載する。
- ⑩ 月末建玉残高
想定元本ベース（取引単位×約定価格×数量、外貨は邦貨換算する。）で、報告対象月末に未決済の売、買のそれぞれの残高とその合計の金額を記載する。

(3) 記載上の留意点

- ① 金額の単位
証拠金等残高、取引金額、月末建玉残高ともに千円単位（千円未満切り捨て）とする。
- ② 外貨の取扱い（邦貨への換算方法）
外貨建ての取引は、原則として、商品先物取引法施行規則第 117 条第 1 項第 1 号に規定する月次報告書の「記載上の注意 12.」で示される「報告対象月の末日における外国為替レート」を用いて邦貨換算する。
なお、これにより難しい場合は、次の順位による外国為替レートを用いる。①会員が実務上利用している社内の月末記帳レート（市場レートに近い場合に限る。）、②「外国為替の取引等の報告に関する省令」第 35 条第 2 号に基づく為替レート（いわゆる「報告省令レート」）
- ③ 「ミニ取引」等の記載方法
ミニ取引等（商品、原市場、通貨は同じであるが取引単位が異なるもの）は、標準取引のデータを含めて記載する。記載する際は、ミニ取引等のデータをそのまま標準取引のデータと合算する。（ミニ取引等の取引単位を標準取引の取引単位に換算しない。）
- ④ 月中に取引がなかった場合の記載方法
空欄は商品の取扱いがないこと示すため、月中に取引がない又は月末に建玉がない場合は、空欄にせず「0（ゼロ）」と記載する。

5. 報告の方法

原則として、協会 WEB サイトの会員専用ページ内に設けた報告専用ページ※から電磁的にデータをアップロードして報告する。これが難しいときは本会あての電子メールで報告する。

※ 会員専用ページ内の報告専用ページの製作が終わるまでの間は、会員専用ページに掲載したひな形（Microsoft-Excel）を用いて、「その他届出、報告」よりアップロードする。

6. 統計の公表

(1) 会員向け

① 公表時期、公表方法

会員から報告されたすべての項目を翌月末に会員専用ページで公表する。

② 公表内容

原則として、会員から提供された全項目の合計値とする。（公表時の金額の単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てる。）

ただし、個別の商品について、その取り扱い会員が 3 社未満の場合は個社のデータを推測されないよう、分類（エネルギー、貴金属、農産物）ごとに設けた「その他」の項目で表示する。

(2) 一般向け

① 公表時期、公表方法

翌月末に「資料・統計」ページで公表する。

② 公表内容

・口座数

・証拠金等残高

・分類（エネルギー、貴金属、農産物等）ごとの取引件数、取引金額、月末建玉残高の合計値とする。

（公表時の金額の単位は百万円とし、百万円未満は切り捨てる。）

7. 経過措置

本報告は、平成 24 年度（平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月）分からとする。

ただし、平成 24 年度分の月間取引状況は 12 か月分を合算、同じく口座数、証拠金等残高、月末建玉残高は平成 25 年 3 月末日時点の数値を報告する。

また、提出期限は、平成 24 年度分、平成 25 年 4 月分、5 月分は平成 25 年 6 月 30 日までとし、平成 25 年 6 月分から翌月 20 日までに報告を行うものとする。

平成 25 年 5 月 29 日制定

平成 25 年 6 月 1 日施行

常設委員会及び特別委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第44条第 4 項及び第49条第 2 項の規定に基づき、常設委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 常 設 委 員 会

(種類及び所掌事項)

第 2 条 常設委員会（以下「委員会」という。）の種類及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 自主規制委員会

- ① 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する事項
- ② 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に係る自主規制規則に関する事項
- ③ 制裁規程に関する事項
- ④ 苦情処理規則及び紛争処理規程に関する事項
- ⑤ 会員の情報開示（ディスクロージャー）に関する事項
- ⑥ 会員等の外務員の登録等に関する規則に関する事項
- ⑦ 会員に対する監査に関する事項
- ⑧ 会員の会計処理に関する事項
- ⑨ 会員の商品取引責任準備金に関する事項
- ⑩ 会員の商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に係る事項

(2) 総務委員会

- ① 定款その他諸規則等に関する事項（他の委員会の所掌に属することを除く。）
- ② 会員役員を選出に関する事項
- ③ 本会の組織に関する事項
- ④ 本会の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- ⑤ 本会の入会金及び会費に関する事項
- ⑥ 本会の経理処理に関する事項
- ⑦ 本会の広報に関する事項
- ⑧ 会員の役員及び使用人の研修に関する事項
- ⑨ その他本会の運営に関し他の委員会の所掌に属しない事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、会員理事、会員の役員及び使用人並びに商品デリバティブ取引について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから選任する委員をもって構成する。ただし、自主規制委員会の委員については、会員外の者から選任する委員が委員総数の過半数を占めなければならない。

2 委員会の委員の総数及び内訳は別表のとおりとする。

3 委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

4 委員長は、会議の議長となり、理事会の諮問事項に関する委員会の審議結果を理事会に報告す

る。

- 5 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の委嘱)

第4条 委員会の委員長は、理事のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

- 2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、辞任又はその任期が満了した後においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。
- 7 委員の報酬については、理事会の議決により定める。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、その審議及び議決に参加することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(書面等による委員会)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることによって、委員会の議決に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合における議決について準用する。

(会長等の出席)

第8条 会長及び副会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を経て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置き、その所掌事項の一部の審議をこれに行わせることができる。

- 2 小委員会の委員は、その委員会の委員、会員の役職員又は学識経験者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 小委員会の委員長は、その委員会の委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

4 小委員会の委員長は、会議の議長となり、小委員会の審議結果を委員会に報告する。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第7条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

第3章 特別委員会

(構成)

第12条 特別委員会は、会員理事、会員の役職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第13条 第4条(第4項及び第6項(委員の任期が満了した場合に限る。))を除く。)の規定は、特別委員会の委員について準用する。

2 特別委員会の委員の数及び任期は、理事会の議決により定める。

(規定の準用)

第14条 第3条第3項から第5項まで及び第5条から第11条までの規定は、特別委員会について準用する。

附 則

1 この規則は、定款変更の施行の日(平成11年4月1日)から施行する。

2 この規則の制定後最初に選任される委員の任期については、第4条第4項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注)改正事項は次のとおりである。

第2条第2号⑤及び第3号①を改正。

附 則

この改正は、平成20年11月26日から施行する。

(注)改正事項は次のとおりである。

第3条第4項別表を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条を改正、第2条第1号及び第4号、第5号を削除し、第3号を改正し第1号へ繰り上げ、第2号を改正。
2. 第3条第1項及び第3項を削除し、第4項及び第5項を改正し、第2項を第1項、第4項を第2項、第5項を第3項、第6項を第4項、第7項を第5項へ繰り上げ。
3. 第10条第2項を改正。
4. 第12条を削除、第13条を改正し第12条へ、第14条を第13条へ、第15条を改正し第14条へ繰り上げ。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。ただし、第4条第5項の規定については、平成24年7月26日以降施行日までの間に補欠又は増員により委嘱された委員に適用する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2条第1号⑥を改正し、⑨及び⑩を新設、第2号⑤を削除し、⑥から⑨を⑤から⑧に繰り上げ。
2. 第3条第1項及び第13条第1項を改正。
3. 第4条第4項を改正、第5項及び第6項を第6項及び第7項に繰り下げて第5項を新設。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第2条第2号②から⑧を③から⑨に繰り下げ、②を新設。

【別 表】

委員会名	委員の総数	内、会員外
自主規制委員会	7名以上 13名以内	過半数
総務委員会	9名以上 15名以内	3名以内

役員選任規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第20条第 1 項の規定による役員を選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「会員役員」とは、会員代表者のうちから選任する理事及び監事をいう。

(選任の方法の基本)

第 3 条 会員役員を選任は、選挙によって行う。ただし、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の同意を得たときは、理事会が指名した候補者を承認する方法によって選任することができる。

2 会員代表者以外から選任する役員は、会長が選定した役員候補者を総会に付議して選任する。

3 第 1 項本文に規定する選挙及び同項ただし書きに規定する選任の方法、手続き等は、それぞれ第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。

(会員役員の総定数)

第 4 条 会員役員の総定数は、理事 5 人以内及び監事 1 人とする。

(会員役員の資格の喪失)

第 5 条 会員役員は、その会員が脱退したとき又はその会員の会員代表者でなくなったときは、役員たる資格を喪失する。

(役員の設定)

第 6 条 役員（商品取引所及び商品先物取引業界に関係のある団体の役員のうちから選任される役員並びに会長が特に選定した先物取引について学識経験を有する者の中から選任される役員を除く。以下この条において同じ。）を選任するときは、満 70 歳以上の者を選任してはならない。ただし、本会を巡る情勢の変化が見込まれるなど、特別な事情があるときはこの限りでない。

2 在任中に満 70 歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任する。

第 2 章 選 挙

(選挙権)

第 7 条 選挙権は、1 会員につき 1 個とする。

(選挙の方法)

第 8 条 選挙は、総会において、会員代表者について、理事又は監事に区分して、連記式無記名投票により行う。

2 有効投票の多数を得たものを当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選

人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(選挙管理人)

第9条 選挙を行うときは、5人以上8人以内の選挙管理人を置く。

- 2 選挙管理人は、総会において選任する。
- 3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

(投票)

第10条 投票は、会員代表者が行う。

- 2 会員代表者は、書面又は代理人をもって投票を行うことができる。
- 3 前項の書面は、総会開催日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。
- 4 第2項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理人が、投票終了後遅滞なく行う。

(投票の無効)

第12条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 連記された数が選挙すべき役員の定数を超過しているもの
- 2 会員の投票のうち次の各号の一に該当する記載は、無効とする。
 - (1) 第8条第1項に規定する会員代表者以外の氏名を記載したもの
 - (2) 何人を記載したかを確認しがたいもの
- 3 第8条第1項に規定する会員代表者を重複記載した投票は、そのうち一つの記載を有効とし、他は無効とする。

(疑義の判定)

第13条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙管理人が判定したうえ必要な処理を行う。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票が終わったときは、その結果を議長に報告するものとする。

第3章 指名候補者の承認による選任

(理事会による選定)

第15条 第3条第1項ただし書きに規定する方法により会員役員を選任する場合における候補者の選定は、定款第40条第1号に規定する事項として理事会が行う。

- 2 理事会は、あらかじめ総務委員会の意見を聴いて、第1項に定める候補者の選定を行うものとする。

附 則

1. この改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成11年2月4日から施行する。

2. 平成11年4月1日から第9回通常総会終了の日までを任期とする役員の選任については、この規定による改正前の役員選任規程にかかわらず、第8回臨時総会でその選任に関し必要な事項を決定し、第9回臨時総会で選任する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成12年5月25日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第6条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成14年5月22日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第6条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第1条を改正。

附 則

この改正は、平成24年2月22日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第4条、第6条第1項及び第15条第2項を改正。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第3条第1項を改正。
2. 第15条の見出し及び第1項を改正、第2項を削除して第3項を繰り上げて改正。
3. 第16条を削除。

役員選任規程の運用方針

(平成11年2月4日総会決定)

1. 2つの選任方法の運用方針

- (1) 会員役員の選任を議案とする総会を開催するに当たっては、理事会において選挙の方法と指名候補者の承認による方法のいずれの方法で総会に提案するかを議決するものとする。
- (2) (1)の理事会の議決に従い、選挙によると議決した場合は、総会の開催通知の段階で選挙の手続きをとる。
- (3) 理事会において指名候補者の承認方式によると議決した場合において、総会で同方式の採用が否決されたときは、改めて選挙のための総会を開催するものとする。

附 則

この運用方針は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から実施する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

2. を削除。

入会金及び会費の額並びにその支払方法について

1. 入会金の額

入会金の額は、1社100万円とする。

2. 会費の体系

会費は、定額会費及び比例会費をもって構成する。

3. 定額会費と比例会費

各事業年度の予算の会費総額における定額会費と比例会費の割合は、50対50を基準とし、これにより算出される額をそれぞれ定額会費対象額、比例会費対象額とする。

4. 会費の額

会員の会費は、以下により算出された各会費の合計額とする。

(1) 定額会費

各会員の定額会費の額は、定額会費対象額を予算策定時における見通しに基づく会員数で除して算出した額（百円未満切り捨て）とする。

(2) 比例会費

① 各会員の比例会費の額は、全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額に占める会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額の割合（小数点以下四位未満切り捨て）に、比例会費対象額を乗じて得た額（百円未満切り捨て）とする。また、会員の営業収益の金額が「マイナス」の場合は「0」として取扱うこととする。

② 「営業収益の金額」とは、新たな事業年度の予算編成のために会員から報告される当該事業年度の開始日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（以下「計算期間」という。）の商品先物取引業に係る営業収益の額とする。

③ 定款第16条第1項の規定により、本会への加入につき承認を受けた会員の当該加入日の属する年の「営業収益の金額」は、本会に加入した日から計算期間の終了日までの営業収益の額とする。ただし、商品先物取引業を行った月数が12か月に満たない場合は、営業収益のあった月次の平均値を算出し、12倍にして算出した額とする。

④ 会員において、合併、分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）が行われた場合には、合併等により会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継した会員（合併等の後に会員となる場合を含む。）の当該合併等が行われた年の「営業収益の金額」は、当該会員の営業収益の金額に、事業を譲り渡した会員の計算期間の開始日から合併等の前日までの営業収益の額の2分の1を加算する。

(3) 特例措置

事業年度を通じ会費の額が予算額を大幅に下回る状況が予想され、本会の運営に支障が生ずるような場合には、特別会費の設定を検討する。

5. 支払方法

(1) 入会金は、会員となった日の属する月（20日以降である場合は、その翌月）に納入する。

(2) 定額会費及び比例会費は、その事業年度に納入すべき金額の4分の1の額を、年4回に分けて、各会員の指定口座より振り替えて納入するか、又は本会が指定する銀行口座に納入するものとし、その期日は、原則として次のとおりとする。また、本会からの請求に基づき、事業年度期首に本会が指定する銀行口座に一括して納入することができる。

- | | |
|----------------------|---------|
| ① 4月から6月までの3か月分の会費 | 4月20日 |
| ② 7月から9月までの3か月分の会費 | 7月20日 |
| ③ 10月から12月までの3か月分の会費 | 10月20日 |
| ④ 翌1月から3月までの3か月分の会費 | 翌年1月20日 |

(3) 会員は、事業環境の変化など特別の事情があるときは、本会に申出て、その事業年度に納入すべき定額会費及び比例会費の金額の12分の1の額を毎月20日までに納入することができる。

6. 新規加入時及び脱退時における会費の取扱い

(1) 定款第16条第1項の規定により、本会に加入の承認を受けた会員は、当該加入日の属する月（当該加入日とその月の20日以降である場合は、その翌月）から定額会費を負担するものとする。この場合の定額会費の額は、月数按分により計算する。

(2) 本会から脱退する会員は、当該脱退の日の前日が属する月（当該脱退の日の前日とその月の19日以前である場合は、その前月）まで会費を負担するものとする。この場合の会費の額は、月数按分により計算し、残額がある場合は返戻する。

ただし、合併等により会員たる地位が消滅する会員の合併等が行われた日の属する年度の会費については、以下のとおり取扱うものとする。

① 合併における会費の取扱い

会員が合併した場合において、その会員たる地位が承継されるときは、合併後に存続する会員（合併による新設会社が会員となる場合を含む。）の会費は、合併により消滅する会員の会費相当額を合算する。

② 分割又は事業譲渡における会費の取扱い

ア. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する他の会員から事業を承継する会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額を合算する。

イ. 事業の譲り渡しにより会員たる地位が消滅する会員から事業を承継して新たに会員となる会員の会費は、事業を譲り渡す会員の会費相当額とする。

附 則

1. この決議は、総会の議決の日（平成11年3月10日）から施行し、平成11年度予算から適用する。
2. 「入会金及び会費の額並びにその徴収方法について」（平成7年3月24日臨時総会決議）は、廃止する。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成20年3月19日）から施行し、平成20年度予算から適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

2. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成21年3月18日）から施行し、平成21年度予算から適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

2. (2) (ウ) を改正。

附 則

1. この改正は、総会の議決の日（平成22年3月17日）から施行し、平成22年度予算から適用する。

2. 「入会金及び会費の額並びにその徴収方法について」（平成21年3月18日臨時総会決議）は、廃止する。

（注）改正事項は次のとおりである。

全面改正。

3. この議決による会費制度については、改正商品取引所法（商品先物取引法）の施行に伴う業界事情の変化や会費制度の運用状況等を勘案し、改正後の会費制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに変更を行うものとする。

附 則

1. この改正は、総会の議決の日（平成23年3月23日）から施行し、平成23年度予算から適用する。

2. 「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成22年3月17日臨時総会決議）は、廃止する。

（注）改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成23年6月15日）から施行し、7月以降に納入すべき定額会費及び比例会費に適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

5. (3) を新設。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成26年6月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

4. (2)②及び6. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成27年3月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

5. (1)及び6. (1)を改正。

附 則

この改正は、総会の議決の日（平成31年3月13日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

4. (2)②及び(3)を改正。

4. (2)③、④及び6. (2)ただし書を新設。

附 則

この改正は、総会の議決の日（令和3年3月18日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

6. (1)を改正。

商品先物取引業務関係

商品先物取引業務に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、会員の行う商品先物取引業の業務全般（以下「商品先物取引業務」という。）について、その適正化を図るためのルールを定め、その適正な運営を確保することにより、顧客の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 商品取引所 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第4項に定めるものをいう。
- (2) 商品市場取引 法第2条第10項に定める取引をいう。
- (3) 外国商品取引所 法第2条第12項に定めるものをいう。
- (4) 外国商品市場取引 法第2条第13項に定める取引をいう。
- (5) 店頭商品デリバティブ取引 法第2条第14項に定める取引をいう。
- (6) 商品デリバティブ取引 法第2条第15項に定める取引をいう。
- (7) 商品取引契約 法第2条第24項に定める契約をいう。
- (8) 商品先物取引業務 法第200条第1項各号に定める行為に関連する業務をいう。
- (9) 顧客 前号の行為の相手方をいう。

(商品先物取引業務遂行の原則)

第3条 会員は、法その他の関係法令及び本会の規則（商品市場取引にあっては商品取引所の定める規則等、外国商品市場取引にあっては取引を執行する外国商品取引所の定める規則等を含む。以下「法令諸規則」という。）を遵守するとともに、顧客に対して誠実かつ公正に、商品先物取引業務を遂行しなければならない。

2 会員は、法第214条第5号及び第9号に係る勧誘規制を遵守するために必要な基準を定めて適正な勧誘に努めなければならない。

(適合性の原則)

第4条 会員は、商品デリバティブ取引について、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる商品先物取引業務を行ってはならない。

2 会員は、前項に掲げる顧客の知識、経験等の属性を踏まえ、商品デリバティブ取引についての取引開始に係る基準を定め、当該基準に適合した顧客と商品取引契約を締結しなければならない。また、会員は、適合性の審査に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 前項に定める基準は、顧客の取引経験、財産その他会員が必要と認める事項について、商品先物取引業務の相手方、勧誘の有無等自社の商品先物取引業務の実態に応じて定めなければならない。

(適正な勧誘の確保と取引の自己責任原則の徹底)

第5条 会員は、商品先物取引業務を行うにあたっては、主務省の定める「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）を踏まえ、法第214条に定める勧誘に係る禁止事項を遵守して適正な勧誘に努めるとともに、法第218条に定める説明義務等の履行その他顧客に対する必要な情報の提供により、商品デリバティブ取引は顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得なければならない。

(顧客カードの整備)

第6条 会員は、商品デリバティブ取引を行う顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地及び連絡先
- (3) 生年月日（顧客が自然人である場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 職業
- (5) 収入
- (6) 資産の状況
- (7) 投資可能資金額
- (8) 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度
- (9) 商品取引契約を締結する目的
- (10) その他会員が必要と認める事項

2 会員は、顧客カードの作成等により知り得た顧客の情報を他に漏らしてはならない。

3 第1項の規定は、顧客が法第2条第25項に定める特定委託者（法第197条の4第5項の規定により特定委託者及び特定当業者以外の顧客（以下「一般顧客」という。）とみなされる者を除き、法第197条の5第4項の規定又は法第197条の6第6項で準用される法第197条の5第4項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。）又は法第2条第26項に定める特定当業者（法第197条の8第2項で準用される法第197条の4第5項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項で準用される法第197条の5第4項により特定当業者とみなされる者を含む。）の場合には、適用しない。

(契約締結前交付書面等の交付及び説明)

第7条 会員は、顧客と商品取引契約を締結しようとするときは、法第217条第1項に定めるところにより書面を交付し、法第218条第1項及び第2項に基づいて説明しなければならない。

2 会員は、顧客と商品市場取引に係る商品取引契約を締結しようとするときは、前項に定める書面のほか、商品取引所の受託契約準則に定めるところにより必要な書面を交付し、その内容を説明しなければならない。

3 会員は、顧客と外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第1項に定める書面のほか、会員の定める商品取引契約の内容を記載した書面（以下「契約関係書面」という。）を交付し、その内容を説明しなければならない。

4 会員は、前各項の規定に基づき顧客に説明をしたときは、顧客が当該説明を受け理解した旨確認しなければならない。

(取引口座の開設)

第8条 会員は、顧客との商品市場取引を開始するときは、あらかじめ、受託契約準則の定めるところにより取引口座を開設しなければならない。

2 会員は、顧客との外国商品市場取引を開始するときは、あらかじめ、当該顧客から契約関係書面及び外国商品取引所の定める規則に従って取引する旨の書面の差し入れを受け、取引口座を開設しなければならない。

3 会員は、顧客との店頭商品デリバティブ取引を開始するときは、あらかじめ、当該顧客から契約関係書面に従って取引する旨の書面の差し入れを受け、取引口座を開設しなければならない。

(取引の取扱い)

第9条 会員は、顧客との商品デリバティブ取引に関する取引証拠金又は保証金（以下「証拠金等」という。）の受け入れ、取引の執行及び決済、証拠金等の返還等については、法令諸規則及び会員の定める契約関係書面の定めるところにより行わなければならない。

(手数料)

第10条 会員は、商品取引契約について顧客から手数料等を徴収する場合には、あらかじめ、その料率、額及び徴収方法等を当該顧客と取り決めなければならない。

(過度な取引の防止)

第11条 会員は、商品取引契約締結後に顧客が行う商品デリバティブ取引が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的等に照らして過度な取引とならないよう、必要な基準を定めて管理しなければならない。

(本人名義以外の取引の禁止)

第12条 会員は、顧客が本人名義以外の名義を使用していると知りながら、当該顧客から商品デリバティブ取引の注文を受けてはならない。

(商品先物取引業務管理体制の整備)

第13条 会員は、顧客の保護を図るため、商品先物取引業務を行う過程、管理組織、顧客の適合性の審査、商品取引契約の締結に際しての説明、取引意思の確認、過度な取引の抑制等に関する社内体制を整備しなければならない。

- 2 会員は、顧客に対する勧誘及び取引の状況並びに役員及び使用人の営業活動の状況等について、常時、的確に把握し適正に商品先物取引業務を遂行しなければならない。
- 3 会員は、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に商品先物取引業務を遂行していることについて記録の整備に努めなければならない。
- 4 会員は、顧客の注文に係る取引と自己の計算による取引とを峻別するために必要な社内体制を整備しなければならない。

(顧客の疑義等の解明努力)

- 第14条 会員は、顧客の保護を図るため、顧客から取引等に関する疑義の申出があったときは、その解明に努めなければならない。
- 2 会員は、個人である顧客から取引履歴の開示の請求があったときは、別に定めるところにより、商品デリバティブ取引勘定元帳を開示しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 会員は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従って、顧客、役員及び使用人その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、必要な社内規則の整備及び組織体制の確立に努め、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

(勧誘方針の策定及び公表)

第16条 会員は、商品取引契約の締結の勧誘を行おうとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- (2) 勧誘の方法及び時間帯等に関し顧客に対し配慮すべき事項
- (3) その他、勧誘の適正の確保に関し必要な事項

(顧客に対する情報提供等)

第17条 会員は、個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行う場合には、苦情、紛争の未然防止のため、商品デリバティブ取引を行うに当たって顧客が注意すべき事項並びに会員の顧客相談窓口の電話番号及び本会相談センターの電話番号又は本会ウェブサイトのURLについて、ホームページに掲載しなければならない。

(社内規則の制定及び届出)

第18条 会員は、商品先物取引業務の適正な運営及び管理に必要な事項について、監督指針及び本会が別に定める留意事項を踏まえ、第3条、第4条及び第11条に定める基準並びに第13条に定める管理体制について社内規則を制定し、これを役員及び使用人に遵守させなければならない。

- 2 会員は、前項の規定により社内規則を制定し又は変更したときは、本会へ届け出るとともに、個人である顧客に関する取引開始に係る基準について公衆の閲覧に供しなければならない。
- 3 本会は、前項の規定により届出を受けた個人である顧客に関する取引開始に係る基準について公衆の閲覧に供するものとする。

(指導勧告等の措置)

第19条 本会は、会員の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、又は顧客を保護するために必要かつ適当であると認めたときは、定款第52条第2項に基づき、当該会員に対し、書面により次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 社内規則の遵守に関する指導
- (2) 社内規則の変更に関する勧告
- (3) その他必要な措置

- 2 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員に対し期限を定めて当該会員の社内規則に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。
- 3 会員は、前項の規定による調査等に対し、全面的に協力しなければならない。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条及び第5条第4号を改正。第5条第3号及び第5号を新設。

附 則

この改正は、平成9年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を新設。

附 則

この改正は、平成10年9月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条、第3条、第6条、第7条及び第8条を改正（ただし、第6条第3項は新設）。第3条第2号及び第4号を新設。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 この改正に伴い、「広告に関する規則」（平成9年8月1日施行）は廃止する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2項を新設。第4条第2項及び第5条第1項第4号を改正。第4条第1項第2号を削除。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

1. 第6条第3項及び第4項 平成17年3月1日
2. 第7条第2項及び第7条の2 平成17年4月1日

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第4条第1項（ただし、第1号から第4号までは削除）、第5条第1項第1号、第4号、第6号、第7号、第8号、第10号、第11号、第7条第2項及び第8条第1項を改正。
2. 第4条第2項を削除。
3. 第3条第5項及び第7条の2を新設。
4. 第6条第3項を第4項に繰り下げ、第3項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第1項第4号及び第8号ロを改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第2項、第4条、第7条第1項及び第8条第1項を改正。
2. 第3条第5項を削除。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第7条の2を第7条の3に繰り下げ、第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成19年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 8 条第 1 項を改正。

附 則

この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第 3 条第 1 項、第 3 項、第 5 条及び第 6 条を改正。
2. 第 7 条の 4 を新設。

附 則

この改正は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 7 条の 5 を新設。

附 則

この改正は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

1. 本規則を「受託等業務に関する規則」から「商品先物取引業務に関する規則」に改める。
2. この改正の施行に伴い、「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」（平成10年 9 月 1 日制定）は廃止する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 1 条を改正。
2. 第 2 条を新設。
3. 旧第 2 条を第 3 条に繰り下げ、第 2 項を新設、見出し、第 1 項を改正。
4. 旧第 3 条を第 4 条に繰り下げ、第 3 項を新設、第 1 項及び第 2 項を改正。旧第 3 条第 3 項を第 11 条に繰り下げ、旧第 3 条第 4 項を第 6 条に繰り下げ、改正。
5. 旧第 4 条を第 5 条に繰り下げ、改正。
6. 第 7 条から第 10 条を新設。
7. 旧第 5 条を第 12 条に繰り下げ、第 1 項第 1 号から第 11 号、第 13 号から第 16 号及び第 2 項を削り、改正。
8. 旧第 6 条を削除。
9. 旧第 7 条を第 13 条に繰り下げ、改正。
10. 第 7 条の 2 を第 14 条に繰り下げ、第 2 項を新設、見出し、第 1 項を改正。
11. 第 7 条の 3 を第 15 条に繰り下げ、改正。
12. 第 7 条の 4 を第 16 条に繰り下げ、第 2 項第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号に繰り上げ、第 1 項及び第 2 項第 1 号を改正。
13. 第 7 条の 5 を第 17 条に繰り下げ、第 2 項を削り、改正。
14. 旧第 8 条を第 18 条に繰り下げ、改正。
15. 旧第 9 条を第 19 条に繰り下げ、第 1 項第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号に繰り上げ、第 1 項柱書き、第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 2 項及び第 3 項を改正。

16. 旧第10条を削除。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第17条を改正。

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第15条及び第18条第1項を改正。

商品先物取引業務に関する規則第14条の取扱要領

商品先物取引業務に関する規則第14条第2項による個人である顧客からの取引履歴の開示請求に関する取扱要領を、以下のとおり定めるものとする。

第1. 開示の請求に関する手続き

1. 個人である顧客（以下「請求者」という。）の、会員に対する取引履歴の開示請求は、個人情報保護の観点から、書面によるものとし、その書面は別紙様式に準拠して会員が定める取引履歴の開示に関する請求書（以下「開示請求書」という。）によるものとする。
2. 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファクシミリによるものとする。
3. 開示請求は、請求者本人又は当該請求者の代理人によるものとする。ただし、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。
 - (1) 開示を求める請求者本人が委任した代理人
 - (2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人
4. 会員は、開示請求をした請求者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めることができる。
5. 会員は、開示請求が代理人による場合には、正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするものとし、その確認のため代理権を証する書面及び当該代理人の本人確認のための公的な身分証明書その他会員が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めることができる。

この場合において、会員は、請求者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認することができる。
6. 会員は、開示に係る費用を請求することができる。ただし、費用の額については実費相当額とするなど委託者に過大な負担を強いることのないよう、あらかじめ相当な基準を設定するものとする。

第2. 開示請求に対する会員の対応

1. 請求者から開示請求があったときは、会員は、当該請求者に係る開示資料の有無を調査し、存在しない場合には遅滞なく請求者本人又は代理人に通知するものとする。
2. 会員は、開示資料が存在する場合には、開示請求が商品先物取引業務に関する規則第14条及び本取扱要領に則ったものかどうかを審査するものとする。
3. 2. の審査の結果、開示請求に応じることとした場合には、会員は遅滞なく適切な方法により開示するものとする。
4. 会員は、開示請求に関して記録を作成し保管するものとする。

この場合において、2. の審査結果については審査日、審査者、審査過程及び審査内容等を記録するものとする。

第3. 開示請求に応じない場合

会員は、以下の事項に該当する場合には開示請求に応じないことができる。

この場合、会員は理由を付してその旨を請求者本人又は代理人に通知しなければならない。

- (1) 開示請求書が提出されない場合又は提出された場合であっても開示請求書に必要事項が記載されていない場合
- (2) 請求者本人の確認ができない場合、代理人の証明ができない場合又は代理人本人の確認ができない場合
- (3) 請求者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 第1. の6. により設定した開示に係る費用が支払われない場合

第4. その他

この取扱要領に規定のないものについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条その他関係条文の規定に従い適切に対応するものとする。

附 則

1. この取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この改正は、平成23年1月1日から施行する。
 2. 本取扱要領を「受託等業務に関する規則第7条の2の取扱要領」から「商品先物取引業務に関する規則第14条の取扱要領」に改める。
- (注) 改正事項は、次のとおりである。
1. 第1. の1から5、第2. の1及び2、第3. の柱書き、第2号及び第3号を改正。
 2. 別紙を改正。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 別紙を改正。

別 紙

取引履歴の開示に関する請求書

請求年月日	令和 年 月 日	管理 No.	
ふりがな 顧客名		生年月日	性別
	印		
ふりがな 現住所		電話 _____	
		ファックス _____	
開示資料	商品デリバティブ取引勘定元帳		
開示請求の理由又は目的：			
開示方法 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> ① 閲覧 <input type="checkbox"/> ② コピー <input type="checkbox"/> ③ ※		

- ・ ※印の③には、各社が可能な開示方法を記入する。
- ・ 開示資料のコピーの郵送を求められた場合には、送付方法及び送付先の記載を求めることができる。

[代理人が顧客から委任されて請求する場合には以下も記入して下さい。]

ふりがな 代理人氏名		生年月日	性別	本人との関係
	印			
ふりがな 代理人の 現住所		電話 _____		
		ファックス _____		

商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」という。）の顧客保護に関する部分に対応し、社内規則を制定する際に特に会員が留意すべき事項を以下のとおり定める。

- I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項
- II. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項
- III. 不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項
- IV. 適合性原則の遵守に関する事項

会員においては、監督指針の顧客保護に関する部分及び上記の日商協の留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させるとともに、社内監査を通じて遵守状況を点検する体制を確立する。

今回の監督指針に従い、会員においてそれぞれの商品先物取引業務の実態に応じて適切な諸基準を含む社内規則を定めることを旨とし、日商協においてはその際の留意すべき事項を示すこととする。

なお、施行後の苦情等の状況や会員の定めた社内規則の内容等を勘案して、留意事項については適宜見直しを行うものとする。

I. 再勧誘禁止の遵守に関する事項

商品先物取引法（以下「法」という。）第 214 条第 5 号の再勧誘の禁止の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、実際の勧誘が行われた現場でのやりとり等から顧客の意向を参酌し、勧誘を継続してよいか、再び勧誘を行う時期として適切かどうかを慎重に判断する必要がある。

再勧誘の禁止を的確に遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて具体的なケースごとの指針を社内規則に制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 「商品先物取引には全く関心がありません。」、「商品先物取引はいりません。」、「もう二度と来ないで欲しい。」など、顧客より勧誘を受けることを希望しない旨の明確な意思表示があった場合は、勧誘の継続や再勧誘を行うことは禁止される。
2. 「今は忙しいので後日にしてほしい。」、「今は相場が悪いので関心がない。」など、顧客より一定の時期や時点を示した上で勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合は、現場でのやりとり等から顧客の意思を参酌して、再び勧誘を行う時期を慎重に判断し、かつ、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。
3. 「金はやりません。」、「大豆には関心がありません。」、「農産物先物には関心がありません。」など、顧客より対象となる商品やその範囲が示された場合は、それ以外の商品の勧誘を行うことは妨げられないが、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。
4. 商品先物取引の取引期間（限月）は、最長でも 1 年であり、かつ、商品の価格・需給動向は季節や天候、作柄等によって変動するという性質に鑑み、概ね 1 年が経過した場合は、実質的に別の契約であると考えられる場合もあるが、現場のやりとり等から顧客の意向を参酌して、再び勧誘を行う時期を慎重に判断し、かつ、勧誘の前に顧客が勧誘を受ける意思があるかを確認する必要がある。しかし、その場合であっても、商品先物取引全般の勧誘を希望しない旨の明確な意思

表示があった場合は勧誘の継続や再勧誘を行うことは禁止される。

5. 再勧誘の禁止を的確に遵守するためには、現場でのやりとりにおいて顧客から勧誘に対してどのような意思表示があったのかを、外務員が可能な限り正確に把握することが不可欠なので、上記に掲げた顧客の発言例を参考に、外務員が統一的な対応ができるよう自社のビジネスモデルに応じた判断基準を設け、その上で以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 顧客のどのような発言が勧誘を拒否する発言であるとするかの判断基準に従い、顧客から勧誘を拒否する意思表示があった場合には、当該顧客に対して勧誘を禁止する旨の社内周知や当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録する。
- (2) 顧客より一定の時期や時点を示した上で勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があったのかを含め、外務員が現場における顧客とのやりとりを日誌等に記録し、営業部門から独立した管理部門の責任者が当該記録を点検し、社内規則として定める再アプローチの基準に照らして審査を行い、再勧誘が可能であると判断した顧客に対して勧誘する。
- (3) 上記(2)の手続きを経て顧客に対して再び勧誘する際には、それに先立って顧客に勧誘を受ける意思があるかを確認し、意思表示の内容に応じて以下の対応を行う。
 - ① 顧客から勧誘を受ける意思がある旨の意思表示があった場合、外務員は日誌等にその旨を記録すること。
 - ② 顧客から勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示があった場合、上記(1)の措置を講ずること。
- (4) 再勧誘禁止の遵守に関する社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価すること。

II. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項

法第 214 条第 9 号の不招請勧誘の禁止の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、新たな法規制である不招請勧誘の禁止を的確に遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 不招請勧誘の禁止の対象は、以下の商品取引契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて当該契約の締結を勧誘することであることを社内規則に定める。
 - (1) 個人顧客が国内商品市場取引又は外国商品市場取引を行うことを内容とする商品取引契約であって、商品市場における相場等に係る変動により当該契約に基づく取引について損失が生ずることとなるおそれがある場合には、その損失額が取引証拠金等の額を上回るおそれがあるもの
 - (2) 個人顧客が店頭商品デリバティブ取引を行うことを内容とする商品取引契約
2. 個人顧客に対する勧誘を行わないビジネスモデルにあつては、個人顧客に対して勧誘を行わない旨を社内規則に規定する。また、個人顧客を対象とするものの勧誘を伴わない電子取引等のビジネスモデルについては、その具体的なビジネスモデルを特定した上で勧誘を行わない旨併せて社内規則に規定する。

(注) 電子取引の定義は「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」に規定している。
3. 勧誘を行う場合は、自社の個人顧客に対する働きかけの方法（セミナーの開催、広告等による顧客への情報提供とこれに対する資料請求等の顧客の反応など）を踏まえ、個人顧客の反応の程

度や頻度などを慎重かつ総合的に勘案してどのような反応をもって勧誘の要請があったと捉えるか、また、どのような場合に勧誘を受ける意思の確認等を行うことができるかなどを社内規則に定める。

その際に留意すべき事項としては、次のことが考えられる。

- (1) 自社の個人顧客に対する働きかけの方法（セミナーの内容、資料の送付方法や顧客に提供する資料や情報の内容、セミナーの出席や資料請求の頻度など）を踏まえて、個人顧客の勧誘の要請の判断について明確な基準を設け、この基準に従い社内審査を行った上で、個人顧客から招請があったものとして取り扱う。

また、この基準については適宜見直しを行う。

この基準においては、勧誘の要請とみられる顧客の典型的な反応を整理して基準とするほか、個人顧客の反応の状況を自社の個人顧客に対する働きかけの方法別に区分けして基準とすること等が考えられる。

例えば、これまでの自社における勧誘の記録を整理した上で、「契約するかどうかの前に契約手続を教えて欲しい。」、「取引したいので詳細な説明をして欲しい。」、「取引することを考えてもいいので詳細な説明をして欲しい。」のように個人顧客からの勧誘の要請とみられる典型的な言葉の例を掲げ、これを基準とすることが考えられる。また、自社のビジネスモデルにおける個人顧客との接触の頻度、例えば、資料請求に対して提供する資料について簡単なものから詳細なものまで何段階か準備し、最も詳細な資料を請求するまでの過程や説明したときの個人顧客の反応によって判断する基準、あるいはセミナーや資料請求でのアンケートに「勧誘を希望しますか。」や「取引を前提とした説明を求めますか。」といった問いを設け、それに対する回答によって判断する基準などが考えられる。

- (2) ダイレクトメール、電子メール及びファクシミリにより資料を送付した個人顧客から電話をかけてきた場合、又はセミナーを招集するに当たり、あらかじめ個人顧客に対して当該セミナーにおいて上記1.の商品取引契約の締結の勧誘を行う目的を明示している場合、勧誘を受ける意思の有無や、当該顧客の適合性の確認を行った後は、当該顧客に対して勧誘を行うことができる。（監督指針Ⅱ-4-3-1の(5)⑤参照）
- (3) 不招請勧誘の禁止の対象でない商品取引契約（商品市場における相場等に係る変動により取引証拠金等を上回る損失が生ずるおそれがない取引の商品取引契約）の場合、個人顧客からの勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて当該契約の締結の勧誘を行うことができるが、勧誘に先立って勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認を行う必要がある。
- (4) 商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引以外の契約について、不招請勧誘の禁止の対象でない商品取引契約として取り扱おうとする場合には、当該契約に定める取引が商品市場における相場等に係る変動により取引証拠金等を上回る損失が生ずるおそれがない取引であることを、あらかじめ主務省に確認を求めるなど法令の規制に抵触するか否か精査する必要がある。
- (5) 受託契約準則に定める損失限定取引の勧誘に当たり、商品先物取引の仕組みに関連して通常取引について説明する場合には、通常取引の取引内容を客観的に説明する（仕組みの比較程度）に止め、通常取引のメリットのみを強調するなど通常取引の勧誘と誤認されないよう措置する。
- (6) 勧誘の要請をしてきた個人顧客については、その要請をもって既に当該顧客に対して勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認がなされていると理解できるが、意思の疎通に齟齬を来さないよう改めて勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認を行うことが考えられる。

4. 不招請勧誘の禁止は新たな法規制であり、その的確な遵守が必要であることに加えて、新たな類型のトラブルの発生も懸念されるので、個人顧客から勧誘の要請があったことを明らかにする

ため、個人顧客への対応やそれに対する顧客の反応について適切に把握できるように、日誌や顧客カード等において時系列で記録を作成し、保存する。（監督指針Ⅱ－４－３－１の(5)④参照）

記録の内容としては、顧客からの勧誘の要請はもとより、ダイレクトメール等による資料の提供やセミナーの開催に対する顧客の反応（例えば、顧客の来店や電話、それらの手段による資料請求や説明要請等）、セミナーの内容に応じた出席状況、ダイレクトメール等やセミナーでのアンケートの回答状況とともに、それらにおける勧誘の告知及び勧誘を受ける意思の確認等とする。

5. 上記4. の記録を営業部門から独立した管理部門の責任者が点検し、勧誘の要請があったかどうかについて社内規則に定める基準に照らして審査を行い、要請があったと判断できる顧客に対して勧誘する。また、社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価する。
6. 不招請勧誘の禁止の対象でない法人顧客に対して勧誘する場合には、勧誘に先立って当該法人顧客が法人格を有しているか客観的に確認し、勧誘の告知に際して当該法人に対する勧誘である旨を明確に伝え、法人の代表者や担当者に勧誘を受ける旨の意思を確認した後に勧誘する。一方、個人顧客としての法人の代表者や担当者に勧誘は損失限定取引であれば可能であるが、通常取引にあっては個人顧客である当該者から勧誘の要請を受ける必要がある。

Ⅲ. 不招請勧誘禁止の例外の遵守に関する事項

法第214条第9号に基づく商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）第102条の2第2号及び第3号に定める不招請勧誘の禁止の例外については、監督指針の趣旨を踏まえ、その例外となる条件に則った行為を的確に遂行するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

1. 不招請勧誘禁止の例外となる勧誘行為であって、自社の採用する方法（省令第102条の2第2号及び第3号）について必要となる事項を、それぞれ商品先物取引業務に関する規則第18条第1項に基づく社内規則として定め、役員及び使用人に遵守させて、当該勧誘行為が法に適合して行われるよう外務員を管理する体制を整備する。
2. 省令第102条の2第2号の他社契約者である顧客のうち、商品先物取引法施行令第30条に規定する商品取引契約及び金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約を締結している者については、単純に契約の締結のみに着目せず、例えば商品取引契約については契約の締結から5年以内に限るなど、実質的な取引経験を踏まえることとし、取引経験者として自社で取り扱い得る要件を社内規則に定める。
なお、省令第102条の2第1号の継続的取引関係にある顧客についても同様とする。

3. 省令第102条の2第2号について

- (1) 他社契約者である個人顧客から勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて商品取引契約の締結の勧誘を行うことはできるが、勧誘の告知、勧誘受諾意思の確認を行う際に併せて、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明することが求められている。その過程において勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するとともに、当該顧客に対して省令第102条の2第2号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話を禁止する旨を社内に徹底すること及び当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録することな

どの対応を具体的に社内規則に定める。

- (2) 省令第 102 条の 2 第 2 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日時及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が他社契約者に該当しなかったときはその旨、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があったときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを 1 年間保存する。
- (3) 勧誘に先立つ条件説明を受けたことを顧客が証する書面には、条件説明の日時及び内容、説明した登録外務員の氏名並びに顧客が説明を受けた旨及び勧誘受諾意思の確認や条件説明に先立って勧誘を受けていない旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (4) 他社契約者であることの申告書面には、締結しているハイリスク取引の契約の種類及び当該契約に基づく取引の経緯を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (5) 顧客から勧誘の要請があった場合には、(2)の記録と照合し、当該顧客に対する省令第 102 条の 2 第 2 号の規定による勧誘を目的とする訪問若しくは電話の状況について確認し、過去 14 日間以内に同号の規定を目的とする訪問若しくは電話をしていた場合又は(2)により記録し、保存されていない場合には、顧客の当該勧誘の要請については勧誘の要請として取り扱わないこととする。
- (6) 一連の勧誘過程が適正であることを担保する観点から、勧誘に係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
- (7) 特に(3)及び(4)の書面の作成及び提出が顧客の自由な意思に基づくものであり、その記載内容が事実であることを担保する観点から、上記申告書面の差し入れに係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
- (8) 省令第 102 条の 2 第 2 号に違反したことが判明したときは、「役員使用人等に対する指導、報告、処分に関する規則」第 8 条第 1 項に定める届出書を本会に提出するものとする。

4. 省令第 102 条の 2 第 3 号について

- (1) 顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）から勧誘の要請がなくても訪問し、又は電話をかけて勧誘を行うことができるが、勧誘の告知、勧誘受諾意思の確認を行う際に併せて、勧誘条件を説明することが求められている。その過程において、勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するとともに、当該顧客に対して省令第 102 条の 2 第 3 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話を禁止する旨を社内徹底すること及び当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録することなどの対応を具体的に社内規則に定める。
- (2) 省令第 102 条の 2 第 3 号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日時及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が省令第 102 条の 2 第 3 号に定める条件を満たさないことが判明したときは当該条件を満たさなかった理由、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があったときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを 1 年間保存する。
- (3) 勧誘に先立つ条件説明を受けたことを顧客が証する書面には、条件説明の日時及び内容、説明した登録外務員の氏名並びに顧客が説明を受けた旨及び勧誘受諾意思の確認や条件説明に先立って勧誘を受けていない旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (4) 年収・金融資産申告書には、年収（給与収入、事業収入、年金・恩給、その他の収入の内訳）、保有金融資産額（預貯金、有価証券、その他の内訳）、退職金の額・生命保険金額・遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額及び受領時期並びに顧客が申告する旨を記載することとし、これに顧客の署名を受けるものとする。
- (5) 理解度確認に使用する書面及びその実施方法については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。

- ① 相場が短期間に大きく変動した事例を示した上で、顧客に委託手数料を加味した損失を計算してもらうとともに、売買価格差による損益と委託手数料の関係を計算してもらうテスト方式とする。なお、委託手数料は自社の実際の水準を用いる。
 - ② 理解度確認書面は、当該顧客にどの問題を使用するのか管理部門以外に所属する者が知り得ないようにするため、会員は商品や枚数等を適宜変更することにより、複数の確認書面を用意する措置を講ずる。
 - ③ 顧客が全問正解できなかった場合にあらためて理解度確認を行う時は、間違いの程度等を勘案して適当な期間（例えば3日以上）を空けるものとする。
 - ④ 役職員が顧客に対して解答を示唆しないことを担保するための措置として、管理部門による理解度確認が終了するまで営業部門は顧客に接触しない。
- (6) 顧客から勧誘の要請があった場合には、(2)の記録と照合し、当該顧客に対する省令第102条の2第3号の規定による勧誘を目的とする訪問若しくは電話の状況について確認し、過去14日間以内に同号の規定を目的とする訪問若しくは電話をしていた場合又は(2)により記録し、保存されていない場合には、顧客の当該勧誘の要請については勧誘の要請として取り扱わないこととする。
 - (7) 一連の勧誘過程が適正であることを担保する観点から、勧誘に係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
 - (8) 特に(3)、(4)及び(5)の書面の作成（解答）及び提出が顧客の自由な意思に基づくものであり、その記載内容が事実であることを担保する観点から、当該書面の差し入れに係る経緯を日誌等に詳細に記録する等の措置を講ずる。
 - (9) 熟慮期間は暦日であり、契約締結の日の翌日から起算する。
 - (10) 投資上限額の設定及び管理の方法については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。
 - ① 投資上限額は、あらかじめ顧客にその趣旨を説明し理解を求めた上で、「年収・金融資産申告書」により申告を受けた年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額を上限として、顧客の属性及び意向等を踏まえて設定し、これを顧客に通知する。
 - ② 顧客が別に申告する投資可能資金額が年収及び金融資産等の合計額の3分の1以上の額である場合には、年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額を投資上限額として設定することとし、投資可能資金額が年収及び金融資産等の合計額の3分の1の額より少ない場合には、投資可能資金額を投資上限額として設定することとする。
 - (11) アラート機能については、以下の事項を踏まえて社内規則を定める。
 - ① 新たに投資上限額が導入され、取引開始から1年間は投資上限額を超える額の取引はできないこととされたことに伴い、②に定める計算により得た額の水準についてアラートとして通知することにより、顧客にその後の対応を検討するよう注意を促すこととする。
 - ② 商品取引所の受託契約準則の「特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の締結の特例」に定める投資可能額から預り証拠金のうち委託者証拠金（値洗損益金通算額が負である場合には委託者証拠金から値洗損益金通算額を減じた額）を減じた額が最初に投資上限額の20%以下となった時にアラートを発するものとする。
 - ③ アラートの通知方法は以下のとおりとする。
 - イ 無用なトラブルを回避する観点から、通知の発信者は管理部門とし、営業部門は関与しない。
 - ロ アラートの内容が確実に委託者に伝わるとの観点から、電子メール又はファクシミリを使用することとし、その到達について確認するものとする。
 - (12) 省令第102条の2第3号に違反したことが判明したときは、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」第8条第1項に定める届出書を本会に提出するものとする。

5. 省令第103条第1項第28号について

内部管理体制の構築において求められる一連の勧誘過程における記録の作成とその保存について、主務省令第102条の2第2号及び第3号に定める条件に係る記録（他社契約者である旨、年齢、年金生活者ではない旨、年収及び保有金融資産額、弁護士等の特定の資格を保有する旨）をその対象とする旨を社内規則に定める。

IV. 適合性原則の遵守に関する事項

法第215条の適合性原則の取扱いについては、監督指針の趣旨を踏まえ、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる商品先物取引業務を行うことのないよう、適合性の原則を遵守するために留意すべき事項を次のとおり定めるので、これらを踏まえて社内規則を制定するとともに、社内の管理体制を整備されたい。

なお、商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引、勧誘を伴わない電子取引等のビジネスにおいても、その取引特性に応じて同様に社内規則を制定する必要がある。

1. 取引開始基準、投資可能資金額の管理及び過度の取引の防止措置並びにそれらに関する社内審査の手続きについては、商品先物取引業務の実態に応じた適切な管理を実現する観点から、以下のような会員の商品先物取引業の内容等に応じて適切に組み合わせて区分し、その区分に応じて規定することが考えられる。

- ・商品先物取引業の内容が国内商品市場取引又は外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブであるのか。
- ・取引の内容が損失限定取引又は通常取引であるのか。
- ・取引の方法が対面取引又は勧誘を伴わない電子取引若しくはコールセンター取引であるのか。
- ・対象とする顧客が個人顧客又は法人顧客であるのか（商品デリバティブ取引の経験の有無を含む）。
- ・ヘッジ取引であるのか、スプレッション取引であるのか。

2. 適合性の原則を的確に遵守していくためには、生年月日、職業、収入、資産、投資可能資金額、商品デリバティブ取引等その他の投資経験、商品取引契約を締結する目的等の情報を的確に把握することが基本となるので、顧客から申告を受ける情報の内容及び申告の方法等を社内規則に明確に定める。また、申告を受けた情報は顧客カードをもって整理した上で管理し、それらの情報に変更があった場合には申告することを顧客に要請し、変更があった都度顧客カードを更新して管理する。

3. 監督指針の「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」（Ⅱ-4-2の(4)②参照）に示されている不相当と認められる勧誘又は不相当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる事例を踏まえ、個人顧客に関しては以下の点に留意して取引開始基準及び当該基準に基づく社内審査の手続きを社内規則に明確に定める。

- (1) 取引開始基準においては監督指針に示されている不相当と認められる勧誘又は不相当と認められるおそれのある勧誘の事例のほか、公金取扱者など自社の経営方針等から同様に取り扱うべき事例がある場合には、これも併せて規定する。
- (2) 取引開始基準に定めた事例に該当するか否かなど適合性の有無の判断材料については、以下のような項目を参考として具体的に定め、的確に適合性の審査を行う。その際、次の事例のうち②及び③については、特に慎重を期す必要があるため、より徹底した社内審査を行う。

① 「デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」については、商品デリバティブ取引に関する知識、理解の程度等

(注) デリバティブ取引の経験とは、例えば、商品デリバティブ取引の経験のほか、外国為替証拠金取引や金融商品等の先物取引等のレバレッジのある取引の経験であり、その取引の経験者として扱えるに足る経験の期間を設定する。

② 「年金等により生計をたてている者に対する勧誘」については、年金等の収入のほか、損失を被っても生活に支障のない程度の資産の有無とその具体的状況

③ 「高齢者に対する勧誘」については、資産の状況によって適合性の有無が大きく左右されることから、資産の具体的状況、上記①のデリバティブ取引の経験の有無及び商品デリバティブ取引に関する知識、理解の程度等、②の定期的な収入の有無とその状況（年金等の比率等）

(注) 上記①と同様にデリバティブ取引の経験及び経験者として扱えるに足る期間を設定する。

④ 「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘」については、顧客からの投資可能資金額を引き上げる旨の申告が前提になるが、その引き上げによる取引で損失を被っても生活に支障のないとする資産の具体的状況のほか、それ以前の取引で生じた損失の状況、①の取引の経験や理解度等

(3) 上記の一つの事例に該当することにより直ちに不相当と認められる勧誘と判断することもできるが、それぞれの事例を組み合わせることで総合的に判断することも考えられる。

(4) 顧客から申告を受けた情報に基づいて商品先物取引業者の審査によって最終的に判断することになるが、顧客と接する過程で顧客が適合性を有していないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。

(5) 適合性の審査の手続きについては、上記1. の商品先物取引業の内容及び社内組織等の実態を踏まえたものとなるが、適合性の原則に照らして厳格な審査が必要な場面（上記(1)及び(2)に該当するケース）も具体的に規定し、監督指針（Ⅱ-4-2の(4)②ハ参照）に示された内容も踏まえ、本店レベルの審査手続きを行うなど、より慎重な審査手続きを社内規則に定める。

4. 投資可能資金額については、監督指針の「個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」（Ⅱ-4-2の(4)①ロ参照）において「損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」とされたので、取引による損失が申告を受けた投資可能資金額を上回ることはないよう具体的方法を定めて適切に管理する必要がある。

なお、適切な管理を行うためには顧客からの申告が重要であることから、投資可能資金額の定義及び自社における管理の方法について十分に説明する旨を社内規則に定める。

5. 過度の取引の防止措置については、個人顧客に関してきめ細かに顧客管理を行う必要があるが、特に、未経験者については以下の点に留意して、未経験者保護措置の対象者及び保護措置の内容を社内規則に規定する。また、未経験者の申告によって保護措置を解除する手続きについては、自社の定める経験者として扱うことの判断基準と上記3. (5)の厳格な審査が必要な場面と同等の審査を行う旨を社内規則に規定する。

(1) 対象となる未経験者は、商品デリバティブ取引又はこれと同様のレバレッジがあると認められる取引の経験が皆無である者のみならず、これらの取引の経験が経験者として扱えるに足る期間（例えば、3か月）に満たない者も含める。

(2) 保護措置としては、損失の許容額である投資可能資金額に一定の率を乗じて得た額を預託することのできる取引証拠金等とすること、取引することのできる枚数等を制限するといった明確な措置を講ずる。

6. 適合性原則の遵守に関する社内規則に基づく手続等について社内監査で点検し、その実施状況を評価する。

平成 23 年 1 月 26 日制定、施行

平成 27 年 6 月 1 日施行

平成 27 年 8 月 1 日施行

会員の内部管理責任者等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の商品先物取引業の業務全般に関し、商品先物取引法その他の関係法令及び本会の規則（以下「法令諸規則」という。）を遵守するための内部管理体制を整備・運用し、顧客の保護と業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(内部管理総括責任者の責務)

第2条 内部管理総括責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、当該会員の役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備・運用に努めなければならない。

2 内部管理総括責任者は、会員における営業活動が法令諸規則を遵守し、適正に行われるよう内部管理責任者及び営業責任者を指導、監督し、法令諸規則に違反する事案が生じた場合には、法令諸規則に照らし、適正に処理しなければならない。

3 内部管理総括責任者は、会員の営業活動における法令諸規則の遵守に関し、行政官庁及び本会その他の自主規制機関との適切な連絡、調整を行わなければならない。

4 内部管理総括責任者は、会員の商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長等に報告しなければならない。

5 内部管理総括責任者は、第8条第2項又は第10条第2項の規定により内部管理責任者又は営業責任者から報告を受けた場合には、適切な指示を与えなければならない。

(内部管理総括責任者の資格要件)

第3条 内部管理総括責任者は、内部管理を担当する取締役又はこれに準ずる者でなければならない。

2 会員は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理総括責任者に任命してはならない。

3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

4 会員は、会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

5 会員は、次に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

(1) 登録等規則第4条の2第1項の規定による外務員の職務禁止措置を受けた者

(2) 登録等規則第12条第1項の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者

(内部管理総括責任者の届出)

第4条 会員は、内部管理総括責任者1名を定め、細則に定める様式による内部管理総括責任者届出書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

2 会員は、前項の届出内容に変更がある場合は、細則に定める様式による内部管理総括責任者変

更届出書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

(内部管理総括責任者への指示)

第5条 取締役社長等は、内部管理総括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、第2条第4項の規定により内部管理総括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

(内部管理総括責任者の交代勧告)

第6条 本会は、内部管理総括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理総括責任者の交代勧告をすることができる。

- (1) 内部管理総括責任者が登録等規則第4条の2第1項に規定する措置又は同規則第12条第1項に規定する処分若しくは指導等規則第16条第1項に規定する取扱いを受けたとき。
- (2) 会員の法令諸規則に違反する行為が発生した場合において、内部管理総括責任者が当該違反行為を隠蔽、放置した場合、内部管理総括責任者の指示により発生した場合等、内部管理総括責任者が第2条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

(内部管理責任者及び営業責任者の配置)

第7条 会員は、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理を行う当該会員の本店、その他の営業所又は事務所の組織状況及び取扱業務量等を勘案して営業単位を定め、当該営業単位の内部管理が的確に行われるよう内部管理責任者（原則として課長又は課長相当職以上の者とす。以下同じ。）を任命し、配置しなければならない。

2 会員は、個人である顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務については、前項の営業単位ごとの内部管理責任者に加えて、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。

(内部管理責任者の責務)

第8条 内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が法令諸規則に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監視する等適切な内部管理を行わなければならない。

2 内部管理責任者は、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理総括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理責任者の資格要件)

第9条 内部管理責任者は、本会が実施する内部管理責任者等資格研修（以下「資格研修」という。）を修了した者でなければならない。

2 会員は、人事異動と資格研修の時期の関係等により、やむを得ない事情があるときは、前項に規定する資格研修を修了していない者を内部管理責任者として任命し、配置することができる。この場合において、会員はその者について配置の日から6か月以内に資格研修を受講させ、修了させなければならない。

3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理責任者に任命してはならない。

4 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び登録等規則第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、そ

の決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。

- 5 会員は、第3条第5項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。
- 6 会員は、内部管理責任者が第3項から第5項に定める取扱い等を受けたときは、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。

(営業責任者の責務)

第10条 営業責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。

- 2 営業責任者は、自らが営業責任者として任命された営業単位における商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理総括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(営業責任者の資格要件)

第11条 営業責任者は、本会が実施する資格研修を修了した者でなければならない。

- 2 会員は、人事異動と資格研修の時期の関係等により、やむを得ない事情があるときは、前項に規定する資格研修を修了していない者を営業責任者として任命し、配置することができる。この場合において、会員はその者について配置の日から6か月以内に資格研修を受講させ、修了させなければならない。
- 3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、営業責任者に任命してはならない。
- 4 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び登録等規則第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。
- 5 会員は、第3条第5項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、営業責任者に任命してはならない。
- 6 会員は、営業責任者が第3項から第5項に定める取扱い等を受けたときは、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。

(内部管理責任者及び営業責任者の協会への報告)

第12条 会員は、毎年7月末日現在における内部管理責任者及び営業責任者の配置の状況について、細則に定める様式による内部管理責任者等の配置状況報告書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

(研修の受講)

第13条 会員は、内部管理総括責任者について、本会の事業年度（定款第70条に定める事業年度をいう。以下同じ。）ごとに、本会が実施する内部管理総括責任者等研修を受講させなければならない。ただし、法人顧客のみを事業対象としている会員にあっては、内部管理総括責任者が、やむを得ない事情により当該研修を受講できない場合には、内部管理総括責任者があらかじめ指名した内部管理責任者を代わりに受講させることができる。

- 2 会員は、内部管理責任者及び営業責任者について、本会の事業年度ごとに、前項に規定する研修に準じた社内研修を受講させなければならない。ただし、内部管理責任者及び営業責任者の配

置人数が少人数である会員にあっては、前項に規定する研修を受講させることにより、社内研修の受講に代えることができる。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第14条 会員は、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に対し、本規則の定めるところにより、内部管理体制を整備・運用させるものとする。

2 商品先物取引仲介業者の内部管理総括責任者の届出又は内部管理責任者及び営業責任者の報告は、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を通じて行うものとし、その取扱いについては第4条第1項及び第2項、第12条に定める手続きの例によるものとする。

(細則の制定)

第15条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項及び第2項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第13条を改正。

「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、会員の内部管理責任者等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(内部管理総括責任者届出書・変更届出書の様式)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出書の様式は、別紙 1 のとおりとする。

(内部管理責任者等資格研修の受講要件)

第 3 条 規則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する内部管理責任者等資格研修の受講要件は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会員等の外務員の登録等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により本会の行う登録を受けている者
- (2) 一般社団法人金融先物取引業協会が実施する「内部管理責任者資格試験」の合格者
- (3) 日本証券業協会が実施する「会員内部管理責任者資格試験」及び「特別会員内部管理責任者資格試験」等の合格者

(内部管理責任者及び営業責任者の配置状況報告書の様式)

第 4 条 規則第 12 条に規定する報告書の様式は、別紙 2 のとおりとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別紙1 内部管理総括責任者届出書・変更届出書

年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

商号等

会員代表者 氏 名

下記のとおり、内部管理総括責任者を〔届 出・変 更〕いたしますので、「会員の内部管理責任者等に関する規則」第4条第1項又は第2項の規定により、提出いたします。

記

項 目	届 出 (変更後)	— (変更前) ※1
ふりがな		
氏 名		
所属部署名 役職名 ※2		
生年月日	年 月 日	
変更の理由※3	1. 異動 ・ 2. 役職名の変更等	
変更年月日	年 月 日	

※1 「変更前」欄には変更があった場合のみ記入すること。

※2 所属又は担当部署(門)は内部管理業務を担当する部署(門)であり、営業部署(門)の所属又は担当(兼務を含む。)ではないことを確認すること。

※3 変更の理由は、該当する番号を○で囲むこと。

連絡担当者 所 属 _____

役職名・氏名 _____

電話番号 _____

（「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則 第4条関係）

別紙2 内部管理責任者及び営業責任者の配置状況報告書

年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

商号等
会員代表者 氏名

平成 年 月 現在における内部管理責任者及び営業責任者の配置状況は、下記のとおりです。
「会員の内部管理責任者等に関する規則」第12条の規定により、報告いたします。

記

営業単位の名称	所属人数	責任者の別※1	所属部署名	役職名	氏名	ふりがな	生年月日	資格研修 修了年月日	外務員登録番号	隣接業界の 資格取得※2
		1. 内部管理責任者 2. 営業責任者					年 月 日	年 月 日		1. 金沢会「内部管理責任者資格」 2. 日証協「会内管理責任者資格」 3. 日証協「特別会員内部管理責任者資格」 4. その他（ ）
		1. 内部管理責任者 2. 営業責任者					年 月 日	年 月 日		1. 金沢会「内部管理責任者資格」 2. 日証協「会内管理責任者資格」 3. 日証協「特別会員内部管理責任者資格」 4. その他（ ）

※1 該当する責任者の番号を○で囲むこと。

※2 取得している隣接業界の資格の番号を○で囲むこと。なお、1.～3.に該当しない場合には「4.その他」にその内容を記載すること。

連絡担当者 所 属

役職名・氏名

電話番号

バイナリーオプション取引に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、会員が顧客との間で行うバイナリーオプション取引に関し、取引の内容、取引開始基準及び顧客管理等について遵守すべき事項を定めることにより、当該取引に係る業務の適正化を図り、もって顧客（定款第3条第1項第6号に定めるものをいう。以下この規則において同じ。）の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則における用語は次の各号の定めるところによる。

(1) バイナリーオプション取引

商品先物取引法施行規則第103条第7項に定める特定店頭商品オプション取引のうち、次のイ及びロに該当する取引をいう。

イ 多数の個人を相手方として行う取引として提供されるものであること

ロ 顧客が継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みのものであること

(2) オプション

バイナリーオプション取引において、権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。以下同じ。）の意思表示により、当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ設定する価格若しくは商品指数としてあらかじめ設定する数値（以下「権利行使価格」という。）と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値（以下「判定価格」という。）が一定の条件を満たした場合には、権利付与者（当該オプションを付与した者をいう。以下同じ。）が権利取得者に対し、あらかじめ当事者間で定めた一定の金銭（以下「ペイアウト額」という。）を支払うこととなる取引を成立させることができる権利をいう。

(3) 銘 柄

権利行使価格及び判定価格において参照する商品の価格若しくは商品指数の数値並びに判定期限が同一のオプションをいう。ただし、コールオプション又はプットオプションの別がある場合には、権利行使価格及び判定価格において参照する商品の価格若しくは商品指数の数値並びに判定期限が同一のコールオプション又はプットオプションをいう。

(4) 取引開始時刻

各銘柄において顧客が当該銘柄の売付け又は買付けを行うことができることとなる時刻をいう。

(5) 判定期限

各銘柄において、権利取得者の権利行使により、権利付与者が権利取得者に対しペイアウト額を支払うことを確定させることができる期間の最終時点（当該期間が一時点の場合には当該時点）をいう。

(6) 取引期間

各銘柄における取引開始時刻から判定期限までの期間をいう。

(7) バイナリーオプション取引等

バイナリーオプション取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。

(通 則)

第3条 会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、商品先物取引法その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。

- 2 会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、過度に投機的な取引を誘引することのないよう留意しなければならない。

(取引期間)

第4条 会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の取引期間を2時間以上となるよう設定しなければならない。

- 2 会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の判定期限を同時又は間隔が2時間以上となるよう設定しなければならない。ただし、参照する商品の価格若しくは商品指数の数値が異なる銘柄を取り扱う場合において、各銘柄の判定期限に合理的な理由があるときは、この限りでない。

(売買期限)

第5条 会員は、バイナリーオプション取引について、判定期限又はその直前に至るまで、顧客の買付け又は売付けに応じる体制を整備しなければならない。

(取引方法)

第6条 会員は、バイナリーオプション取引について、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

- (1) 同一のオプション（取引期間、参照する商品の価格若しくは商品指数の数値、権利行使価格及びペイアウト額を確定させるための条件が同一のオプションをいう。）について、顧客の新規買付け及び新規売付けの機会を同時に提供する方法
- (2) 全ての顧客が一斉に損失となる条件設定が取り除かれている仕組みを用いる方法（前号に掲げる方法を除く。）

(取引価格の提示等)

第7条 会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、顧客に提示するオプションの取引価格について、次の各号に掲げる仕組みを整備しなければならない。

- (1) オプションの権利行使価格、判定期限までの残存時間及び参照する商品の価格若しくは商品指数の数値等に照らし、公正な方法により取引価格を算出し、当該取引価格を顧客に提示する仕組み
- (2) オプションの買付価格及び売付価格を同時に顧客に提示する仕組み
- (3) ペイアウト額を固定し、取引期間中のオプションの価値の変化を取引価格によって顧客に提示する仕組み

(権利行使価格の設定)

第8条 会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、あらかじめ権利行使価格の設定に係る基準を定めるほか、過度に投機的な取引を助長しないような権利行使価格を設定する体制を整備しなければならない。

(権利行使価格の提示等)

第9条 会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、取引開始時刻までに各銘柄の権利行使価格を提示しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき提示する権利行使価格は、全ての顧客に対し同一としなければならない。
- 3 会員は、取引期間中である銘柄について、次の各号のいずれかに該当する場合は、権利行使価格を追加してはならない。

- (1) 既に設定した権利行使価格を用いて顧客が新規買付け及び新規売付けを円滑に行い得る状況にある場合
- (2) 権利行使価格を追加する時点において、判定期限までの時間が2時間未満の場合

(過度に投機的な取引を誘引する表示の禁止)

第10条 会員は、バイナリーオプション取引等について、過度に投機的な取引を誘引する又はそのおそれのある表示を行ってはならない。

(取引概要の公表)

第11条 会員は、顧客がバイナリーオプション取引を適切に行うことができるよう、自社が取り扱うバイナリーオプション取引に関し、顧客があらかじめ理解すべき事項について自社のホームページ等において公表しなければならない。

2 前項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項には、少なくとも次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 当該会員が取り扱うバイナリーオプション取引の概要

- イ 取引価格の決定方法
- ロ 権利行使価格の設定方法（追加設定を行うことがある場合は、その条件等を含む。）
- ハ 参照する商品の価格若しくは商品指数の数値に係る留意点及び提供元

(2) 当該会員が取り扱うバイナリーオプション取引のリスク

- イ 取引金額が少額であっても、多数回の取引を繰り返し行うことにより、多額の損失を被るおそれがあること
- ロ 買建玉につき、判定期限までオプションを行使することができなかった場合には投資元本の全額が投資損失となること
- ハ 売建玉につき、オプションが行使された場合には顧客がペイアウト額を支払うこととなること。また、この場合において、当該ペイアウト額は顧客が受け取った取引価格を上回り、その差額が投資損失となること

(3) その他当該会員が取り扱うバイナリーオプション取引を行うに当たり、顧客が合理的な投資判断を行うために必要と認める事項

- イ 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が会員の収益の源泉となっていること
- ロ 当該取引について顧客が合理的な投資判断を行うためには、オプション取引についての専門知識が必要となること
- ハ 参照する商品の価格若しくは商品指数の数値の配信停止及びシステム障害等の理由により、取引停止等（顧客との取引継続の停止、新規売買取引の停止又は遅延をいう。以下同じ。）が生じる可能性がある場合には、あらかじめ想定されるその発生事由

(取引開始基準)

第12条 商品先物取引業務に関する規則第4条第2項の規定は、バイナリーオプション取引等について準用する。

(取引説明書の交付及び確認書の徴求)

第13条 会員は、顧客とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、第11条第2項各号に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項について記載した書面（以下「取引説明書」という。）を作成しなければならない。ただし、第11条第2項各号に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が商品先物取引法第217条第1項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）に記載されている場合には、当該事項については取引説明書への記載を省略することができる。

- 2 会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が取引説明書（第11条第2項各号に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が契約締結前交付書面に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面を含む。以下同じ。）を交付し、取引説明書の記載事項について説明しなければならない。
- 3 第11条第2項各号に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の全てが契約締結前交付書面に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面の作成、交付及び説明を行うことをもって、前2項に規定する取引説明書の作成、交付及び説明を行ったものとみなす。
- 4 会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が取引説明書（前項に規定する契約締結前交付書面を含む。）に記載された内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリーオプション取引等に係る確認書（以下「確認書」という。）を徴求しなければならない。
- 5 前項に規定する確認書において、第11条第2項第2号及び第3号に掲げる事項については、当該各号において掲げられた事項ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。

（投資可能資金額）

- 第14条** 会員は、顧客とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止することを目的として、商品デリバティブ取引についての投資可能資金額の範囲内で、当該取引等を適切に管理しなければならない。
- 2 会員は、バイナリーオプション取引等における顧客の取引状況又は損益状況を把握し、投資可能資金額を超えた場合における対応を定めるほか、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止するための体制を整備しなければならない。

（取引停止等の場合の取扱い）

- 第15条** 会員は、取引停止等が発生した場合には、取引停止等が発生した旨及びその理由を自社のホームページ等において公表しなければならない。
- 2 会員は、取引停止等が発生した場合には、その発生原因等について検証を行い、当該検証が適切であるかモニタリングを行う体制を整備しなければならない。

（取引結果の公表）

- 第16条** 会員は、バイナリーオプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引全体の状況に関し、次に掲げる事項を自社のホームページ等において公表しなければならない。
- (1) 顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合
 - (2) 取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合

（社内規則の制定等）

- 第17条** 会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、この規則を遵守するために必要となる具体的な取扱いを規定した社内規則を制定しなければならない。
- 2 会員は、前項に定める社内規則が適切に履行されているかについて、定期的に社内監査等のモニタリングを行わなければならない。
 - 3 商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項の規定は、バイナリーオプション取引等について準用する。

（電磁的方法による交付等）

- 第18条** 会員は、第13条第2項に規定する取引説明書の交付に代えて、顧客の承諾を得て、当該取

引説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該取引説明書の交付を行ったものとみなす。

- 2 会員は、第13条第4項に規定する確認書の徴求に代えて、顧客の承諾を得て、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

附 則

この規則は、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（平成26年6月23日農林水産省・経済産業省令第1号）の施行の日（平成26年7月1日）から施行する。

会員の広告等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、会員が行う商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の内容に関する広告等に関し、その表示の方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の適正化を図り、もって顧客（定款第3条第1項第6号に定めるものをいう。以下この規則において同じ。）の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において広告等とは、会員が行う商品先物取引業務の内容に関し、次の各号に定める方法その他の方法により多数の者に対して同様の内容による情報を提供する行為をいう。

- (1) 新聞、雑誌等の刊行物への掲載
- (2) テレビ、ラジオ等による放送
- (3) ポスター、看板、懸垂幕等の掲出
- (4) 宣伝用物品の頒布
- (5) 映画、電光ニュース、スライド又はビデオ等の映像
- (6) インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの
- (7) ビラ、パンフレット、ダイレクト・メール、情報誌等の印刷物の発行

(基本原則)

第3条 会員は、広告等を行うときは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守するほか、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。

(表示義務)

第4条 会員は、広告等の表示内容について、法その他関係法令によって義務付けられた表示事項を表示するとともに、第2条第1号、第3号、第6号及び第7号による広告等を行うときは、次の各号に定める事項を表示しなければならない。

- (1) 会員の顧客相談窓口の電話番号及び本会相談センターの電話番号又は本会ウェブサイトのURL
- (2) 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所若しくは事務所又はホームページ及び本会のホームページで開示されている旨

(禁止行為)

第5条 会員は、法その他関係法令及び受託契約準則に違反する表示のあるもののほか、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等を行ってはならない。

- (1) 商業道徳若しくは取引の信義則に違反するもの、又は会員としての品位を損なうもの
- (2) 広告の内容が誇大なもの、又は会員の業務内容を正しく表示していないもの
- (3) 商品先物取引の商品特性又は金融商品等と商品先物取引との商品性の違いについて顧客の誤解を招くおそれのあるもの
- (4) 利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの
- (5) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (6) 自社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

- (7) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - (8) 主務大臣の許可を受けていることにより行政官庁その他の公的機関が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (9) 本会の会員であることにより本会が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (10) 手数料について、顧客の誤解を招くおそれのあるもの
 - (11) その他公正な競争を妨げ又は顧客の保護に欠けるおそれのあるもの
- 2 会員は、前項の規定に該当する広告等を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(会員の社内審査等)

- 第6条** 会員は、広告等を行うときは、広告等の審査及び管理を行う責任者（以下「広告管理責任者」という。）を任命し、広告等において第3条、第4条又は第5条に違反する表示の有無について広告管理責任者に審査させ、適正な広告等を行うよう管理させなければならない。
- 2 会員が任命する広告管理責任者は、社内の管理部門を総括する責任者又はこれに準ずる者とする。
- 3 会員は、広告等の管理上必要と認めるときは、広告管理責任者の業務を補佐する副広告管理責任者を任命することができる。

(社内管理体制の整備)

- 第7条** 会員は、広告等の適正化を図るため、広告等に係る社内審査体制、社内審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

(違反に対する調査)

- 第8条** 本会は、会員、その役員及び使用人が行った広告等が第3条、第4条又は第5条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に資料等の提出を求め、事情を聴取する等調査することができる。
- 2 会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。
- 3 本会は、第1項の調査の結果、会員、その役員及び使用人が行った広告等が第3条、第4条又は第5条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対しその広告等を停止するよう求めることができる。

(広告等に関する指針)

- 第9条** 本規則に定める事項のほか、会員が行う広告等に関し必要な事項は、本会が別に定める「会員の広告等に関する指針」によるものとする。

(会員の役員及び使用人の行う広告等)

- 第10条** 会員は、その所属する役員及び使用人が行う広告等についても、本規則の定めるところにより管理しなければならない。

(商品先物取引仲介業者の行う広告等)

- 第11条** 会員は、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の行う広告等についても、本規則の定めるところにより管理しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第1条、第2条柱書き、第3条、第4条第2号、第5条第3号、第10号及び第11号、第6条第2項、第8条第1項及び第3項、第10条を改正。
2. 第11条を新設。

附 則

この改正は、平成23年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成25年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第4条第1号を改正。

会員の広告等に関する指針

本指針は、会員の広告等に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、会員が広告等を実施するに当たって留意すべき事項を取りまとめたものである。

会員は、本指針を踏まえ、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じた実効ある対策を自主的に講じ、広告等に関する商品先物取引法（以下「法」という。）、商品先物取引法施行令（以下「政令」という。）、商品先物取引法施行規則（以下「省令」という。）その他関係法令並びに規則を遵守し、広告等を適正に実施しなければならない。

1. 広告等の規制対象に関する留意事項

(1) 広告等の規制の対象は規則第2条で規定しているが、次に掲げるものについても規制の対象となるので、これらに関しても適正に管理する必要がある。

① 商品先物取引に関する資料提供に係る広告等

② インターネットを利用したいわゆるバナー広告

なお、バナー広告の特性を勘案し、表示すべき事項を冒頭の画面に表示できない場合には、当該画面をクリックした後の画面に表示することで対応することができるものとする。ただし、その場合において何度もクリックしなければ義務付けられた表示事項が見られないのは不適切であり、分かりやすい表示を行うよう留意する必要がある。

③ 第三者が作成したものを会員が広告等に利用する場合

第三者が作成したものを会員が広告等に利用する場合においても規制を遵守する必要があるため、この点に留意する必要がある。

(2) 表示の内容が、次に掲げる内容に限られる場合においては、広告等の規制の対象として取り扱わなくてもよい。ただし、これらについても虚偽広告、誇大広告等規則に違反する表示をしないよう適正に管理する必要がある。

① 会社名、本店、支店その他の営業所又は事務所の住所、電話番号、代表者の氏名等、名刺程度の内容にとどまるもの（いわゆる名刺広告）

② 営業所、営業時間、取扱商品、業種等商品先物取引業者の概要にとどまるもの

③ 商品先物取引業の内容ではなく、社名に『商品先物取引のパートナー』『商品先物取引のご用命は〇〇へ』等のキャッチコピーを付ける程度の単なる企業イメージの醸成を図る内容にとどまるもの（いわゆるイメージ広告）

④ 経済セミナー、投資セミナー、〇〇氏の講演等、セミナーや講演等の開催案内にとどまるもの（いわゆるセミナー広告）

⑤ いわゆるマクロ経済レポート、特定の産業、上場商品の生産、流通に関する実績や評価に関する分析レポート、一般的な財貨やサービスに関する将来の価格動向に関するレポート等、客観的な情報にとどまる資料等

⑥ 上場商品の現物価格、先物価格、海外市況等の商品市況データ、出来高、取組高等の市場動向のデータ等にとどまる資料等

⑦ その他

- ・法令又は法令に基づく行政官庁の処分等に基づき作成された書類
- ・法令、受託契約準則等において交付が義務付けられている書面等
- ・従業員等の求人広告、会社説明会の通知、支店等の移転に関する連絡等
- ・報道機関に限定した資料、パンフレット等

- ・特定の顧客からの質問に対する回答書又は資料請求に対する送付書面等
- ・注文内容、取引内容の確認のために特定の顧客に提示又は交付する資料等
- ・新聞、雑誌等報道機関その他の記事等の現物又はそのコピー等

2. 広告等の表示事項について

(1) 法令により表示が義務付けられている事項

- ① 商品先物取引業者の商号又は名称（法第213条の2第1項第1号）
- ② 商品先物取引業者である旨（法第213条の2第1項第2号）
- ③ 取引証拠金等の額又は計算方法（政令第29条第2号）
- ④ 取引の額が、顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあっては、次に掲げる事項（政令第29条第3号）
 - イ 取引の額が取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨
 - ロ 取引の額の取引証拠金等の額に対する比率
- ⑤ 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には、その旨及びその理由（政令第29条第4号）

なお、商品市場における相場等に係る変動により損失が生ずるおそれがある場合（損失が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合を除く。）には、その旨及びその理由（省令第100条の6第1号）
- ⑥ 対価の額の合計額又は計算方法（省令第100条の5）
- ⑦ 店頭商品デリバティブ取引について、表示する商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合には、その旨（省令第100条の6第2号）
- ⑧ 重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、その内容（省令第100条の6第3号）
- ⑨ 商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称（省令第100条の6第4号）

(2) 規則により表示が義務付けられている事項

- ① 会員の顧客相談窓口の電話番号及び本会相談センターの電話番号又は本会ウェブサイトのURL（規則第4条第1号）
- ② 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所若しくは事務所又はホームページ及び本会のホームページで開示されている旨（規則第4条第2号）
- ③ 自社の判断、評価が入る表示にはその根拠（規則第5条第6号関連）

3. 表示事項の表示に係る留意点

(1) 取引証拠金等の額の表示について

- ① 政令第29条第2号の規定に基づき表示すべき事項は、商品取引契約に関して顧客が会員に預託すべき取引証拠金等の額か又はその計算方法のいずれかである。
- ② 取引証拠金等の表示の仕方としては、できるだけ多くの情報を表示するよう努めることはいうまでもないが、少なくとも取引証拠金等の額の最も高い商品の額及び最も低い商品の額又はこれらの計算方法を表示することにより、顧客が預託すべき取引証拠金等の額の程度が分かるよう表示することが望ましい。なお、スペースの制約がある場合でも最も高い額又は

その計算方法だけは必ず表示することが必要である。

また、相場の状況によって必要となる追加の取引証拠金等の額については、その金額を特定できないため表示はできないが、追加の取引証拠金等が必要となることをある旨を表示しておく必要がある。

(2) 商品先物取引のレバレッジ性に係る表示について

- ① 政令第29条第3号の規定に基づき表示すべき事項は、商品取引契約に基づく取引の額が取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあっては、取引の額が取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨と、実際の取引の額が取引証拠金等の額に比べてどの程度大きな額かを表した比率である。
- ② 比率については、本条が商品先物取引のレバレッジ性の高さを顧客に認識させるための表示であること及び追加の取引証拠金等はその額を確定できないことを勘案し、取引開始当初に預託する取引証拠金等の額に対する比率を表示することで対応する必要がある。

(3) 商品先物取引のリスク性に係る表示について

- ① 政令第29条第4号の規定に基づき表示すべき事項は、商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には、その旨及びその理由である。

なお、いわゆる損失限定取引において省令第100条の6第1号の規定に基づき表示すべき事項は、商品市場における相場等に係る変動により損失が生ずるおそれがある場合には、その旨及びその理由である。

- ② この表示において、上記のリスクの表示とリターンを表示を同時に行うことができる。ただしその場合には、リスクとリターンを並列に取り扱うこととし、リターンを強調したり、リターンの表示でリスクを見落とすことのないよう十分留意しなければならない。
- ③ 本表示事項については、省令第100条の4第2項において表示に当たっての文字や数字の大きさについての規定があり、本表示事項以外の事項の文字や数字のうちの最も大きいものと著しく異なる大きさで表示することが義務付けられているため、会員はこの点に留意して、一定の大きさの文字や数字を用いて明瞭かつ正確に表示することが求められる。

この際、商品先物取引におけるリスクに関する文字又は数字が、商品先物取引のメリット（ハイリターン等）に関する文字又は数字と同じか又はそれ以上の大きさとなるよう留意する必要がある。

(4) 対価の額の表示について

- ① 政令第29条及び省令第100条の5の規定に基づき表示すべき事項は、商品取引契約に関して顧客が会員に対して、取引における損金以外に支払うべき対価（手数料、報酬、費用等）の合計額又はその計算方法のいずれかであり、これらを表示できない場合にはその旨及び理由を表示することとしている。

- ② 顧客から徴収する対価が手数料以外にない会員は、手数料の額を表示することになる。その場合の表示の仕方としては、できるだけ多くの情報を表示するよう努めることはいうまでもないが、少なくとも手数料の額の最も高い商品の額及び最も低い商品の額を表示することにより、顧客が支払うべき手数料の額の程度が分かるよう表示することが望ましい。また、取引量等によって手数料の額が異なるような手数料体系を設定している場合においても、最も高い額及び最も低い額を表示することが望ましい。なお、スペースの制約がある場合でも最も高い額だけは必ず表示することが必要である。

以上の点に留意して適正に管理しなければならない。

- ③ 他方、手数料のほかに顧客が会員に支払うべき対価がある場合は、それらの名称及び額を手数料とは別に表示し、手数料の額にそれらの額を合算した額を表示するか又はその計算方法を表示する必要がある。
- (5) 顧客の判断に影響を及ぼす重要事実について
- ① 省令第100条の6第2号及び第126条の14第2号の規定に基づき表示すべき事項は、店頭商品デリバティブ取引について、表示する商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合（ビッドとオファーの差、いわゆるスプレッド）には、その旨である。
- ② 省令第100条の6第3号及び第126条の14第3号に規定されている重要な事項について顧客の不利益となる事実とは、例えば、典型的な契約と比較して顧客に有利な条件が定められている契約において、そうした条件設定を可能とするため、顧客の不利益となりうるような契約条件が内在しているような場合における当該条件などが該当する。
- (6) テレビ、ラジオ等による表示について
- ① 一般放送、有線テレビ放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送により広告等を行う場合又は放送広告と同じ内容のものをインターネットで表示する場合は、できるだけ多くの情報を表示するよう努めることは言うまでもないが、その媒体の特性から、表示すべき事項のすべてを表示することが実際上困難であることを勘案し、明瞭かつ正確に表示すること、著しく事実に相違するような表示又は著しく人を誤認させるような表示をしないことを前提に、「商品先物取引は損失が生ずることとなるおそれがある旨（損失額が預託した取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には当該おそれがある旨を含む）」及び「契約締結前交付書面の内容を十分読むべき旨」並びに「商品先物取引業者の商号又は名称」及び「商品先物取引業者である旨」を表示することで対応することができることとする。
- ② 看板、立看板、広告板、広告塔等の工作物等の屋内外の広告物については、その媒体の特性から、表示すべき事項のすべてを表示することが実際上困難であることを勘案し、①と同様の表示で対応することとする。

4. 広告等の表示に係る禁止事項

- (1) 法に基づく誇大広告の禁止事項（省令第100条の7）
- ① 商品取引契約の解除に関する事項
- ② 商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- ③ 商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- ④ 商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項
- ⑤ 商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項
- ⑥ 商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- ⑦ 手数料等の額又はその計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項
- (2) 規則に基づく禁止事項
- ① 商業道徳若しくは取引の信義則に違反するもの、又は会員としての品位を損なうもの
- ② 広告の内容が誇大なもの、又は会員の業務内容を正しく表示していないもの
- ③ 商品先物取引の商品特性又は金融商品等と商品先物取引との商品性の違いについて顧客の誤解を招くおそれのあるもの
- ④ 利益を生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的な表示のあるもの
- ⑤ 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

- ⑥ 自社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
 - ⑦ 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - ⑧ 主務大臣の許可を受けていることにより行政官庁その他の公的機関が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - ⑨ 本会の会員であることにより本会が当該会員を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - ⑩ 手数料について、顧客の誤解を招くおそれのあるもの
 - ⑪ その他公正な競争を妨げ又は顧客の保護に欠けるおそれのあるもの
- (3) 上記(1)及び(2)の規定に該当する広告等は、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

5. 広告等に関する社内管理体制

(1) 広告管理責任者の任命等

- ① 広告管理責任者に対する任命手続きや広告管理責任者と取締役会等との連携等を定め、広告等に対する責任体制を明確にする必要がある。
- ② 広告管理責任者の職務内容を定め、実効ある広告等の審査、管理ができるよう整備する必要がある。
- ③ 広告管理責任者の補佐として副広告管理責任者を任命する場合には、その資格要件を定めるとともに、広告管理責任者が委任する権限の範囲を明確にする等管理体制を整備する必要がある。

(2) 審査基準の制定及び審査体制等

- ① 広告等に関する社内審査基準、審査手続き等に関する規定等を整備する必要がある。
- ② 広告等の製作、審査、実施及び記録の作成、保存等の手順の定め、それらの記録を作成し保存する体制を整備する必要がある。

(3) 実施広告等に関する問い合わせ、苦情等への対応

広告等に係る対外的な問い合わせ、苦情等の対応窓口を設置し、適切に対応できるよう体制を整備する必要がある。

平成19年9月10日制定
平成19年9月30日施行
平成20年6月2日改正
平成23年1月1日改正
平成23年7月1日改正
平成25年6月1日改正

【注】

ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、2.(1)⑨の加入商品先物取引協会の記載及び3.(3)③の文字や数字の大きさについて、平成23年1月1日改正の日から起算して3か月を経過する日までの間は本指針を適用しなくてよい。

会員の企業情報の開示に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第15条の規定に基づき、会員の企業情報の開示に関して必要な事項を定めることにより、会員企業の経営の透明性を確保し、顧客（定款第3条第1項第6号に定めるものをいう。以下この規則において同じ。）の保護に資するとともに、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の信頼性の向上を図ることを目的とする。

(開示資料の作成及び開示)

第2条 会員は、別紙のディスクロージャー項目記載要領（以下「記載要領」という。）に基づき、各事業年度ごとに業務及び財務等の状況に関する開示資料（以下「開示資料」という。）を毎事業年度終了後4か月以内に作成しなければならない。

2 会員は、開示資料を作成締切日までに次のいずれかの方法により開示しなければならない。

- (1) 本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置く。
- (2) ホームページに掲載する。

3 前項の開示資料は直近の2年間のものを開示するものとする。

(有価証券報告書又は説明書類の代用)

第3条 会員は、開示資料について金融商品取引法に基づき作成した有価証券報告書又は説明書類をもって代用することができる。ただし、記載要領に掲げる項目であって有価証券報告書又は説明書類に記載されていない項目があるときは、当該項目について記載要領に基づき開示資料を作成し、当該有価証券報告書又は当該説明書類に添付して開示しなければならない。

(開示資料の修正及び開示)

第4条 会員は、開示資料の内容に誤りがあったとき又は不足があったときは、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して、開示しなければならない。

(開示資料の提出及び開示等)

第5条 会員は、開示資料について、作成締切日までに本会に提出しなければならない。

2 会員は、開示資料を修正したときは、当該修正に係る開示資料を、修正の理由を付して、速やかに本会に提出しなければならない。

3 本会は、会員から第1項の規定に基づく開示資料又は前項の規定に基づく修正に係る開示資料の提出がないときは、当該資料の提出を請求することができる。

4 会員は、前項の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

5 本会は、会員から開示資料の提出があったときは、速やかに本会のホームページに掲載することにより開示するものとする。

6 前項の開示資料は直近の2年間のものを掲載するものとする。

7 本会は、会員から開示資料の修正に係る開示資料の提出があったときは、速やかに、修正前の開示資料に追加して、開示するものとする。

(開示資料の修正の請求等)

第6条 本会は、会員の開示資料に関し、誤り又は不足があると認めるときは、当該会員に対し、修正を請求することができる。

- 2 会員は、前項の請求があったときは、正当な理由がない限り、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して開示するとともに、速やかに当該開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出しなければならない。

(情報開示の適用除外)

第7条 会員は、個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っていない場合など本会会長の承認を受けた場合には、この規則に基づく開示資料の作成及び開示を行わないことができる。

(制裁)

第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程に基づき制裁を行うことができる。

- (1) 第2条の規定に基づき開示資料を開示せず又は虚偽の開示資料を開示したとき
- (2) 第4条の規定に基づき開示資料の修正又は開示を行わないとき
- (3) 第5条第1項又は第2項の規定に基づき、開示資料を提出せず若しくは虚偽の開示資料を提出したとき又は開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出せず若しくは虚偽の修正に係る開示資料を本会に提出したとき
- (4) 第5条第4項の規定に違反して請求に応じないとき
- (5) 第6条第2項の規定に違反して開示資料の修正、修正に係る開示資料の開示、修正した開示資料の本会への提出を行わないとき

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月23日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「1. 会社の概況」における「⑧主要株主名」及び「⑨役員の場合」の記載要領、並びに「2. 営業の状況」における「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」の記載要領及び当該様式を改正。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第4項を新設。第5条第5項を改正。第5条第6項を第7項に繰り下げ、第6項を新設。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「2. 営業の状況」における「⑤受託業務管理規則」の記載要領を改正。

附 則

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 項で規定する月次開示資料の作成及び開示については、施行日から起算して 6 月を経過するまでの間は、商品先物取引法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する国内商品市場における取引にのみ適用する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 3 項、第 3 条、第 7 条、第 8 条柱書きを改正。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を改正。

「別紙 1・年次ディスクロージャー項目記載要領」を全面改正。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 2 条第 1 項を改正。第 2 条第 2 項を削除し、第 2 条第 3 項、第 4 項を第 2 項、第 3 項に繰り上げ。第 3 条、第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 3 号、第 5 号を改正。

「別紙・ディスクロージャー項目記載要領」を改正。

「別紙 2・月次ディスクロージャー項目記載要領」を廃止。

附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙・ディスクロージャー項目記載要領」を改正。

ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
<p>1. 会社の概況</p> <p>*① 商号、許可年月日等</p> <p>*② 事業の内容</p> <p>*③ 営業所、事務所の状況</p> <p>*④ 財務の概要</p> <p>(a) 資本金</p> <p>(b) 営業収益</p> <p>(c) 受取手数料</p> <p>(d) トレーディング損益</p> <p>(e) 経常損益</p> <p>(f) 当期純損益</p> <p>(g) 純資産額規制比率</p> <p>*⑤ 発行済株式総数</p> <p>*⑥ 上位10位までの株主の氏名等</p> <p>*⑦ 役員状況</p> <p>*⑧ 役員及び使用人の状況</p>	<p>〔顧客が取引の委託先又は相手方となる商品先物取引業者を選択する際に有益な情報となる会社の概況について作成する。〕</p> <p>商号又は名称、本店の所在地、代表者役職・氏名、許可年月日、加入する商品先物取引協会及び委託者保護基金の名称を記載する。 会社の設立日から現在までの間における、商号や商品先物取引業の変遷、支店その他の営業所又は事務所の開設等につき簡潔に記載する。</p> <p>経営組織、商品先物取引法（以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別及び兼業業務の状況について簡潔に記載する。 委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている場合には、その相手方となる商品先物取引業者等の商号又は名称を、店頭商品デリバティブ取引においてカバー取引を行っている場合には、その相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名を記載する。また、商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者である会員は、商品先物取引仲介業者の商号又は名称を記載する。</p> <p>本店、支店その他の営業所又は事務所の名称、所在地を記載する。</p> <p>当該事業年度末における主要な財務指標について記載する。なお、経過年度分を併記することを妨げない。</p> <p>商品先物取引業務に関するものを記載する。</p> <p>商品先物取引業務に関するものを記載する。</p> <p>純資産額（*）／リスク額（*）×100 （*「純資産額」は、商品先物取引法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出する。）</p> <p>発行済株式の総数を記載し、金融商品取引所に上場している場合には、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載する。</p> <p>株式の保有数の上位10名について、氏名又は名称、株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合を記載する。</p> <p>役員について、氏名、役職名を記載する。</p> <p>当該事業年度末における役員及び使用人の総数、そのうちの登録外務員数を記載する。</p>	<p>年表形式で作成することができる。</p> <p>組織図、商品取引所別や店頭商品デリバティブ取引の対象商品を一覧表で作成することができる。</p> <p>省令第100条の2第3項に基づき自己資本規制比率で代用する会員にあっては、当該比率を記載する。</p>

開示項目	記載要領	備考
<p>2. 営業の状況</p> <p>*① 営業の経過及び成果</p> <p>② 取引開始基準</p> <p>③ 顧客数</p>	<p>〔顧客に有益な商品先物取引業務に係る情報について、毎事業年度末現在で作成する。〕</p> <p>当該事業年度における営業の状況について、受取手数料及びトレーディング損益の状況を区分して概括的に説明し、それぞれの収益金額の内訳及び取引所取引にあつては年間売買高を記載する。なお、兼業業務については、任意に記載する。</p> <p>商品先物取引業務に関する規則第18条第2項の規定により、対面取引、電子取引等の各社が定めている取引開始基準を記載する。</p> <p>当該事業年度末における顧客数を記載する。</p>	
<p>3. 経理の状況</p> <p>*① 貸借対照表</p> <p>*② 損益計算書</p> <p>*③ 株主資本等変動計算書</p> <p>*④ 個別注記表</p> <p>*⑤ 監査に関する事項</p>	<p>〔顧客その他商品先物取引業者と取引関係のある者に有益な財務関連情報について、毎事業年度末現在で作成する。〕</p> <p>「会社計算規則」第98条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して開示する。</p> <p>一 重要な会計方針に係る事項に関する注記 会社が現に採用している有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理方法、引当金及び特別法上の準備金の計上基準、営業収益の計上基準、その他貸借対照表及び損益計算書の作成のための重要な会計方針について記載する。</p> <p>二 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳、(株)日本証券クリアリング機構へ預託している有価証券の内訳、分離保管されている資産の保管先と保管されている金額、商品取引責任準備金の説明、委託者先物取引差金の説明、主な外貨建て資産の内訳等、貸借対照表に係る注記事項を記載する。</p> <p>三 損益計算書に関する注記 受取委託手数料・売買損益の内訳、他の商品先物取引業者に委託している自己取引の値洗損益の状況等、損益計算書に係る注記事項を記載する。</p> <p>公認会計士の監査を受けている場合は、その旨を記載する。ただし、有価証券報告書をもって開示資料に代えている会員については、監査報告書を含めて開示する。</p>	<p>「会社計算規則」第98条</p> <p>「会社計算規則」第101条</p> <p>「会社計算規則」第103条</p> <p>「会社計算規則」第104条</p>

(注) *を付した項目は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は説明書類をもって代えることができる。

監 査 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第54条に基づき、会員に対する監査に関して必要な事項を定める。

(監査の種類等)

第2条 監査は、会員が本会に提出する書類につき行う書類監査及び会員の本店、支店その他の営業所において行う実地監査とする。

2 監査は、財務及び経理に関する監査並びに業務に関する監査とする。

(監査の実施)

第3条 本会は、必要に応じ、随時監査を行う。

2 会員の財務及び経理に関する監査は、当該会員が行っている公認会計士による監査証明によって代えることができる。

3 本会は、監査を行おうとするときは、あらかじめ会員に対してその旨を通知するものとする。ただし、事前の通知が不相当と認められる場合には、この限りでない。

4 会員は、本会による監査に応じなければならない。

(監査員)

第4条 監査は、本会の職員のうちから会長が任命した監査員が、これに当たる。

(監査員の権限)

第5条 監査員は、会員に対し、監査事項に関係のある帳簿、書類及び有価物の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(監査員の義務)

第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持ち、品位と信用を保持するよう努めること。
- (2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第7条 監査員は、実地監査の着手に当たり、会員に別に定める様式による監査員証を提示するものとする。

(監査終了の報告)

第8条 監査員は、監査が終了したときは、すみやかにその結果を会長に書面により報告しなければならない。

2 会長は、監査員の行った監査結果に基づき指導、勧告その他の適切な措置を講ずることができ

る。

- 3 会長は、監査結果の扱いを理事会で審議させることができる。
- 4 会長は、理事会の検討の結果、必要と判断される場合は規律委員会その他の常設又は特別委員会に付議させるものとする。

(監査終了の通知)

第9条 本会は、監査が終了したときは、その結果を会員に書面により通知する。

(会員の社内監査の実施及び報告)

第10条 会員は、社内監査を一事業年度に1回以上実施しなければならない。

- 2 会員は、社内監査の体制を本会に報告しなければならない。
- 3 個人である顧客を対象とした商品先物取引業務（登録外務員（会員等の外務員の登録等に関する規則第3条第1項の規定により本会の行う登録を受けた外務員をいう。）による商品デリバティブ取引の勧誘が伴うものに限る。）を行う会員は、一事業年度の社内監査を終了した場合は、その結果を別紙様式により本会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成4年3月2日から施行する。

附 則

この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第10条第1項及び第2項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条を改正。

附 則

この改正は、平成23年9月28日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第10条第1項を改正。
2. 第10条第2項を第3項に繰り下げ、改正。第2項を新設。
3. 第10条第3項を削除。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

監査員証の様式を改正。

社 内 監 査 報 告 書

提出日 年 月 日
 会員名
 代表者名

【監査実施日】

本店 部 年 月 日～年 月 日（監査対象期間：年 月 日～年 月 日）

支店 年 月 日～年 月 日（監査対象期間：年 月 日～年 月 日）

【監査責任者及び担当者】

責任者：（所属部署、役職名、氏名を記載）

担当者：（所属部署、役職名、氏名を記載）（監査対象：本店 部）

担当者：（所属部署、役職名、氏名を記載）（監査対象：支店）

報告すべき監査項目	監査の方法	監査結果
法令等遵守に関する諸規程等の整備 1. 法令等遵守に関する諸規程等の整備	（監査方法を具体的に記載する。）	（監査の結果を記載する。また、監査結果に基づいて改善措置を講じた場合には、具体的内容を記載する。）
受託等業務の管理に関する体制 1. 管理部門の役割		
勧誘行為 1. 勧誘に先立っての告知 2. 勧誘を受ける意思の確認 3. 迷惑勧誘の禁止 4. 再勧誘の禁止 5. 不招請勧誘の禁止 6. 事前交付書面の交付及び商品先物取引の説明		
適合性の原則 1. 顧客の属性情報の的確な把握 2. 適合性の原則に基づいた勧誘及び受託 3. 適合性の審査 (1) 適合性の審査 (2) 不適当な勧誘及び受託の例外に係る審査		
受託契約の締結 1. 受託契約の管理 2. 本人確認の管理		
委託取引の受託 1. 委託取引の受託の管理 2. 取引証拠金の管理 3. 委託者との入出金に係る管理		
外務員の管理 1. 社内の管理体制 2. 管理責任者の役割		
委託者の管理 1. 取引状況等の管理		

注）本報告書は国内商品市場取引を念頭において作成しているため、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引の場合には適宜用語を読み替えて使用すること。

【監査員証の様式】

<h3>監 査 員 証</h3>	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(写 真)</div>	監 査 員
	○ ○ ○ ○
	上記の者は、本協会の監査員であることを 証明する。
	令和 年 月 日 日本商品先物取引協会 会 長 印

(B 8)

(裏 面)

<h3>監査規則（抄）</h3>	
<p>（監査員の義務）</p>	
<p>第6条 監査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	
<p>(1) 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。</p>	
<p>(2) 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。</p>	
<p>(3) 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせて、特に適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。</p>	
<p>(4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。</p>	
<p>(5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。</p>	
<p>（監査員証の提示）</p>	
<p>第7条 監査員は、実地監査の着手に当たり、会員に別に定める様式による監査員証を提示するものとする。</p>	

商品取引事故の確認申請等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第103条の4に基づき、会員が、本会を経由して主務大臣へ商品取引事故（省令第112条に規定する事故をいう。以下「事故」という。）の確認申請を行う場合の手続その他必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

(確認申請の取扱い)

第2条 会員は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第214条の3第3項ただし書の規定に基づき、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることについて、主務大臣の確認を受けようとするときは、様式第1号による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を本会に提出しなければならない。

2 確認申請書は、事故の案件ごとに提出するものとする。

3 会員は、確認申請書には、省令第103条の6に規定する書面等を添付しなければならない。

(本会による点検)

第3条 本会は、会員から確認申請書の提出があった場合には、必要書類の添付状況等について点検する。

2 本会は、前項の点検のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した会員に対し、説明を求め、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(主務大臣への確認申請書の進達)

第4条 本会は、確認申請書の点検が終了したときは、当該確認申請書を主務大臣に進達する。

(会員に対する確認結果の通知)

第5条 本会は、会員から提出された確認申請書について主務大臣から確認結果の通知があった場合には、速やかに、その旨を当該会員に通知する。

(確認不要の場合の主務大臣への報告)

第6条 会員は、省令第103条の3第3項の規定に基づく主務大臣への報告をしようとするときは、同項に定める主務大臣への報告期限の15日前（当日が休日の場合は、前営業日）までに、様式第2号による報告書を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の報告書の提出を受けた場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、説明を求め、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

3 本会は、その報告書等について点検し、省令第103条の3第3項に定める報告の期限までに主務大臣に進達する。

(本会への報告)

第7条 会員は、省令第103条の3第1項第1号から第3号に掲げる場合又は同項第4号に掲げる商品取引所の仲介による和解、商品先物取引協会のあっせん若しくは調停による和解の場合においては、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供した日の属する月の翌月末日（当日が休日の場合は、前営業日）までに、様式第3号による

報告書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の報告書の提出を受けた場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、説明を求め、又は必要な書類等の提出を求めることができる。

(社内管理体制の整備等)

第8条 会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

- 2 会員は、前項の社内審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理・保存し、適切に管理するものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は、本会から規則第3条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(商品先物取引仲介業者の事故の確認申請等)

第10条 商品先物取引仲介業者の事故の確認申請等の取扱いについては、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者（法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品先物取引業者」をいう。）である会員が本規則において行う手続きの例により行う。

- 2 前項の場合において、主務大臣への確認申請については様式第1号（仲介業）、主務大臣への報告については様式第2号（仲介業）、本会への報告については様式第3号（仲介業）により行うものとする。

(細則の制定)

第11条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第2条第4項を改正。
2. 様式第2号及び様式第3号を改正。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

規則名、第3条第1項、第2項及び第4条を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第1条、第2条第1項及び第3項、第3条見出し、第6条第1項から第3項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項を改正。
2. 第10条を第11条に繰り下げ、第10条を新設。
3. 様式第1号、様式第2号及び様式第3号を改正。

附 則

この改正は、平成24年2月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第10条第1項を改正。
2. 第10条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第2条第4項を削除。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 様式第1号、様式第2号及び様式第3号を改正。
2. 様式第1号（仲介業）、様式第2号（仲介業）及び様式第3号（仲介業）を改正。

附 則

この改正は、令和2年12月28日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 様式第1号、様式第2号及び様式第3号を改正。
2. 様式第1号（仲介業）、様式第2号（仲介業）及び様式第3号（仲介業）を改正。

事故確認申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿商品先物取引業者名
所在地
代表者名

下記について、商品先物取引法第214条の3第3項ただし書の規定に基づき、事故の確認を得たいので申請いたします。

記

1. 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

--	--

2. 事故となる行為に関係した代表者等の氏名又は部署の名称

--

3. 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名）

--	--

4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）

5. 事故の概要等

※ 4. 5. は別紙のとおり。

6. 提供しようとする財産上の利益の額

	円
--	---

申請がありましたので進達します。

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長

商品先物取引法第214条の3第3項ただし書に規定する事故と確認する。

令和 年 月 日

農林水産大臣

経済産業大臣

担当者： 部 課
TEL (- -)
メールアドレス

商品取引事故の内容

商品先物取引業者名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと 違反行為の内容 ()
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成・令和 年 月 日
・申出金額： 円
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： 円 (特記事項) 特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 顧客が確認申請書の内容について確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 顧客カード <input type="checkbox"/> 社内事故処理簿
<input type="checkbox"/> 法定帳簿等（具体的書類名)
<input type="checkbox"/> その他資料 ()

商品取引事故の内容

商品先物取引業者名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと （ 違反行為の内容 _____ ）
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： _____ 円（ _____ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成・令和 年 月 日
・申出金額： _____ 円
・解決年月日：令和 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： _____ 円 （特記事項）特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 法定帳簿等（具体的書類名 _____）
<input type="checkbox"/> 事故に該当することを弁護士又は司法書士が調査、確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したことを証する書面
<input type="checkbox"/> その他資料（ _____ ）

商品取引事故の内容

商品先物取引業者名：

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の執行を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと 違反行為の内容 ()
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成・令和 年 月 日
・申出金額： 円
・解決年月日：令和 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： 円 (特記事項) 特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 顧客カード <input type="checkbox"/> 社内事故処理簿
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したことを証する書面
<input type="checkbox"/> その他資料（)

事故確認申請書

令和 年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿

商品先物取引業者名
所 在 地
代 表 者 名

下記について、商品先物取引法第 2 4 0 条の 1 7 において準用する第 2 1 4 条の 3 第 3 項ただし書の規定に基づき、事故の確認を得たいので申請いたします。

記

1. 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

--	--	--
2. 事故となる行為に関係した商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称及び代表者等の氏名又は部署の名称

--	--
3. 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）

--	--
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
5. 事故の概要等
※ 4. 5. は別紙のとおり。
6. 提供しようとする財産上の利益の額

	円
--	---

申請がありましたので進達します。

令和 年 月 日

日 本 商 品 先 物 取 引 協 会
会 長

商品先物取引法第 2 1 4 条の 3 第 3 項ただし書に規定する事故と確認する。

令和 年 月 日

農 林 水 産 大 臣

経 済 産 業 大 臣

担当者： 部 課
TEL (- -)
メールアドレス

商品取引事故の内容

(事故確認申請)

NO. R〇〇-1-〇〇〇

商品先物取引業者名: _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名(性別、年齢、職業)及び住所(法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名)
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由(事故原因)
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと (違反行為の内容 _____)
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名:
・取引期間:平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日
・実損益額(うち手数料): _____ 円(_____ 円)
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日:平成・令和 年 月 日
・申出金額: _____ 円
・解決方法:
(3) 発見の経緯及び事故の概要(請求の理由等を含む。)
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額: _____ 円 (特記事項) 特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者(役職員等)の処分等(再発防止策、社内処分等を含む。)
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 顧客が確認申請書の内容について確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 顧客カード <input type="checkbox"/> 社内事故処理簿
<input type="checkbox"/> 法定帳簿等(具体的書類名 _____)
<input type="checkbox"/> その他資料(_____)

商品取引事故の内容

(主務大臣への事後報告)

NO. R〇〇-2-〇〇〇

商品先物取引業者名: _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあっては、所在地、名称、代表者の氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと （違反行為の内容 _____）
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： 円（ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成・令和 年 月 日
・申出金額： 円
・解決年月日：令和 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： 円 （特記事項）特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 法定帳簿等（具体的書類名 _____）
<input type="checkbox"/> 事故に該当することを弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したことを証する書面
<input type="checkbox"/> その他資料（ _____）

商品取引事故の内容

(仲介業)
(日商協への事後報告)
NO. R〇〇-3-〇〇〇

商品先物取引業者名： _____

1. 事故に関係した事業所の名称及び所在地
2. 事故となる行為に関係した役職員その他事故となる行為に関係した者の氏名、所属及び役職の名称
3. 顧客の氏名（性別、年齢、職業）及び住所（法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名）
4. 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由（事故原因）
(1) 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行ったこと
(2) 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をしたこと
(3) 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ったこと
(4) 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ったこと
(5) その他法令に違反する行為を行ったこと (違反行為の内容 _____)
5. 事故の概要等
(1) 取引の概要
・取引商品名：
・取引期間：平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日
・実損益額（うち手数料）： _____ 円（ _____ 円）
(2) 事故処理の経緯
・発生年月日：平成・令和 年 月 日
・申出金額： _____ 円
・解決年月日：令和 年 月 日
・解決方法：
(3) 発見の経緯及び事故の概要（請求の理由等を含む。）
(4) 和解内容等
・提供した財産上の利益の額： _____ 円 (特記事項) 特に記載すべき事項がある場合に記載すること。
(5) 当事者（役職員等）の処分等（再発防止策、社内処分等を含む。）
(6) 添付資料
<input type="checkbox"/> 和解契約書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 顧客カード <input type="checkbox"/> 社内事故処理簿
<input type="checkbox"/> 紛争処理機関等で解決したことを証する書面
<input type="checkbox"/> その他資料（ _____ ）

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第64条の規定に基づき商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第3項第1号から第4号に規定する取引に係る商品取引責任準備金（以下「準備金」という。）の積立て及び取崩し等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(社内規則の制定)

第2条 会員は、準備金の積立て等の適正な運営及び管理に必要な事項について、社内規則を制定し、これを役職員に遵守させなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商品取引事故

商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第112条に規定する事故

(2) 現物先物取引

法第2条第3項第1号に掲げる取引

(3) 現金決済先物取引

法第2条第3項第2号に掲げる取引

(4) 指数先物取引

法第2条第3項第3号に掲げる取引

(5) 先物オプション取引

法第2条第3項第4号に掲げる取引

(6) 商品清算取引

法第2条第20項に掲げる取引

(7) 特定委託者

法第2条第25項各号に掲げる者

(8) 特定当業者

法第2条第26項に定める特定当業者

2 この規則において事故率とは、次に掲げる数式により計算して得た数とする。ただし、小数点第9位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{事故率} = \frac{A}{B}$$

(備考)

① Aは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における事故による支払額の合計額（現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引に係る支払額のうち、会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）

② Bは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における現物先物取引、現金

決済先物取引、指数先物取引及び先物オプション取引の取引金額（先物オプション取引においては対価の額の合計額）の合計額（自己の計算による取引並びに会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額（先物オプション取引においては対価の額の合計額）を除く。）

（商品取引責任準備金の積立額に係る取引金額等）

第4条 商品取引責任準備金の積立額の計算において、第5条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号の取引金額並びに同第4号及び第8号の対価の額の合計額とは、次の各号の額とする。

- (1) 第5条第1項第1号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (2) 第5条第1項第2号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (3) 第5条第1項第3号に規定する取引金額は、商品指数市場における取引指数商品に係る帳入指数の月間平均値に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (4) 第5条第1項第4号に規定する対価の額の合計額は、商品市場における先物オプション取引に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (5) 第5条第1項第5号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (6) 第5条第1項第6号に規定する取引金額は、商品市場における取引商品に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (7) 第5条第1項第7号に規定する取引金額は、商品指数市場における取引指数商品に係る帳入指数の月間平均値に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。
- (8) 第5条第1項第8号に規定する対価の額の合計額は、商品市場における先物オプション取引に係る帳入値段の月間平均額に取引単位及び取引数量をそれぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、第7条の準備金の積立額の計算及び第8条の準備金の積立最高限度額の計算において準用する。

（準備金の積立等）

第5条 会員は、毎月、次の各号に定めるところにより得られた額の合計額を準備金として第8条に規定する積立最高限度額になるまで積み立てるため、毎月の積立金に相当する金額（円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）を、当該会員があらかじめ定めた金融機関に開設した専用口座（以下「専用口座」という。）に積み立てなければならない。

- (1) 次の数式により計算して得た A_1 又は A_2 のいずれか大きい金額

$$A_1 = B \times \text{事故率}$$

$$A_2 = B \times \frac{1}{100万}$$

ただし、既に積み立てられた準備金の額が1,000万円に満たない場合にあつては、次の数式により計算して得た A_3 又は A_4 のいずれか大きい金額

$$A_3 = B \times \text{事故率} \times 2$$

$$A_4 = B \times \frac{2}{100万}$$

（備考）

Bは、現物先物取引（自己の計算による取引及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (2) 次の数式により計算して得たA₅又はA₆のいずれか大きい金額

$$A_5 = C \times \text{事故率}$$

$$A_6 = C \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Cは、現金決済先物取引（自己の計算による取引及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (3) 次の数式により計算して得たA₇又はA₈のいずれか大きい金額

$$A_7 = D \times \text{事故率}$$

$$A_8 = D \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Dは、指数先物取引（自己の計算による取引及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (4) 次の数式により計算して得たA₉又はA₁₀のいずれか大きい金額

$$A_9 = E \times \text{事故率}$$

$$A_{10} = E \times \frac{1}{10\text{万}}$$

(備考)

Eは、先物オプション取引（自己の計算による取引及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額

- (5) 次の数式により計算して得たA₁₁の金額

$$A_{11} = F \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Fは、現物先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (6) 次の数式により計算して得たA₁₂の金額

$$A_{12} = G \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Gは、現金決済先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (7) 次の数式により計算して得たA₁₃の金額

$$A_{13} = H \times \frac{1}{100\text{万}}$$

(備考)

Hは、指数先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (8) 次の数式により計算して得たA₁₄の金額

$$A_{14} = I \times \frac{1}{10\text{万}}$$

(備考)

I は、先物オプション取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合計額

- 2 会員は、商品取引事故の状況その他商品市場における取引等の状況からみて必要と認めるときは、前項の積立金に加えてその専用口座に準備金を別途積み立てるものとする。
- 3 会員は、専用口座に積み立てられた準備金を担保その他これに類するものに供してはならない。

(準備金の積立ての特例)

第6条 事故率が0.00006250を超える会員は、前条の規定にかかわらず、0.00006250以上であって会員が定める率（以下「特例事故率」という。）を事故率とみなして前条第1項第1号から第4号までの計算を行うことができる。

- 2 前項の規定の適用を受けた会員は、特例事故率による積立てをした事業年度終了の日において、第1号又は第2号のいずれか低い金額を一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。ただし、第1号の金額が第2号の金額より低い会員が積み立てる金額は、第1号の金額から前項の規定に基づき積み立てた金額を控除した額とする。

- (1) 当該事業年度において第5条第1項の規定の定めるところにより得られた額
- (2) 当該事業年度の積立最高限度額から当該事業年度終了の日における準備金の残高を控除した金額

(商品先物取引業の許可を受けてから3事業年度以内の会員における準備金の積立額)

第7条 法第2条第22項第1号又は第2号に掲げる行為を開始した事業年度から3事業年度以内の会員が、第5条の規定により、毎月、積み立てるべき準備金の額は、次の各号に定めるところにより得られた額の合計額とする。

- (1) 次の数式により計算して得たA' ₁の金額

$$A'_{1} = B \times \frac{3}{10万}$$

ただし、既に積み立てられた準備金の額が1,000万円に満たない場合にあっては、次の数式により計算して得たA' ₂の金額

$$A'_{2} = B \times \frac{6}{10万}$$

(備考)

Bは、現物先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (2) 次の数式により計算して得たA' ₃の金額

$$A'_{3} = C \times \frac{3}{10万}$$

(備考)

Cは、現金決済先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (3) 次の数式により計算して得たA' ₄の金額

$$A'_{4} = D \times \frac{3}{10万}$$

(備考)

Dは、指数先物取引（自己の計算による取引の取引金額及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額

- (4) 次の数式により計算して得たA' ₅の金額

$$A'_{5} = E \times \frac{3}{1 \text{ 万}}$$

(備考)

Eは、先物オプション取引（自己の計算による取引の対価の額の合計額及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額

- (5) 次の数式により計算して得たA' ₆の金額

$$A'_{6} = F \times \frac{1}{100 \text{ 万}}$$

(備考)

Fは、現物先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (6) 次の数式により計算して得たA' ₈の金額

$$A'_{8} = G \times \frac{1}{100 \text{ 万}}$$

(備考)

Gは、現金決済先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (7) 次の数式により計算して得たA' ₉の金額

$$A'_{9} = H \times \frac{1}{100 \text{ 万}}$$

(備考)

Hは、指数先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額

- (8) 次の数式により計算して得たA' ₁₀の金額

$$A'_{10} = I \times \frac{1}{10 \text{ 万}}$$

(備考)

Iは、先物オプション取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合計額

(準備金の積立最高限度額)

第8条 会員の毎事業年度終了の日における準備金の積立最高限度額（以下「限度額」という。）は、次の各号の定めるところにより得られた額の合計額と1,000万円のいずれか大きい金額とする。

- (1) 次の数式により計算して得たX₁の金額

$$X_{1} = Y_{1} \times \frac{6.25}{10 \text{ 万}}$$

(備考)

Y₁は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現物先

物取引（自己の計算による取引及び第5号に掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうち1年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額

- (2) 次の数式により計算して得た X_2 の金額

$$X_2 = Y_2 \times \frac{6.25}{10万}$$

(備考)

Y_2 は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現金決済先物取引（自己の計算による取引及び第6号に掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (3) 次の数式により計算して得た X_3 の金額

$$X_3 = Y_3 \times \frac{6.25}{10万}$$

(備考)

Y_3 は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち指数先物取引（自己の計算による取引及び第7号に掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (4) 次の数式により計算して得た X_4 の金額

$$X_4 = Y_4 \times \frac{6.25}{1万}$$

(備考)

Y_4 は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち先物オプション取引（自己の計算による取引及び第8号に掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額

- (5) 次の数式により計算して得た X_5 の金額

$$X_5 = Y_5 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y_5 は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現物先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (6) 次の数式により計算して得た X_6 の金額

$$X_6 = Y_6 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y_6 は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち現金決済先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

- (7) 次の数式により計算して得た X_7 の金額

$$X_7 = Y_7 \times \frac{2}{100万}$$

(備考)

Y₇は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち指数先物取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額

(8) 次の数式により計算して得たX₈の金額

$$X_8 = Y_8 \times \frac{2}{10万}$$

(備考)

Y₈は、各事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうち先物オプション取引（会員が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合に限る。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額

(準備金の積立ての停止)

第9条 会員は、準備金の残高が事業年度終了の日において前条に規定する限度額に達していたときは、本事業年度終了の月の翌月から翌事業年度終了の月まで準備金の積立てを停止することができる。

(準備金の積立ての停止に伴う措置)

第10条 前条の規定により準備金の積立てを停止した会員は、積立てを停止した事業年度終了の日において、準備金の残高が限度額を下回ったときは、限度額から準備金の残高を控除した金額を、その事業年度終了の日一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。

2 前条の規定により準備金の積立てを停止した会員は、積立てを再開する月から第5条又は第7条の定める準備金の積立てを再開することができる。この場合において、事業年度終了の日における準備金の残高が限度額を下回ったときは、限度額から準備金の残高を控除した金額を、その事業年度終了の日一括して準備金に積み立て、その積立額に相当する金額を翌事業年度開始の月の末日までに専用口座に積み立てなければならない。

(準備金の取崩し等)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる金額を準備金から取り崩すことができる。

(1) 法第214条の3第3項ただし書きの主務大臣の確認を受けたとき

主務大臣の確認を受けた商品取引事故に関し提供することとなった財産上の利益の額

(2) 裁判所の確定判決を得たとき

確定判決により提供することとなった財産上の利益の額

(3) 裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に定めるものを除く。）が成立したとき

裁判上の和解において提供することとなった財産上の利益の額

(4) 民事調停法（昭和26年法律第222号）第16条に規定する調停が成立している場合又は同法第17条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第18条第1項に規定する期間内に異議の申立てがないとき

調停又は決定により提供することとなった財産上の利益の額

(5) 商品取引所の仲介による和解、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停による和解、主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立したとき

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (6) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第33条第1項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関のあっせんによる和解が成立したとき又は当該機関における仲裁判断がなされたとき

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (7) 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項若しくは第25条に規定するあっせんによる和解が成立したとき又は同条に規定する合意による解決が行われたとき

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (8) 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第4号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品先物取引業に係る紛争が同法第6条第1号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立したとき

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (9) 和解が成立したとき（当該和解の手続について弁護士が顧客を代理している場合、当該和解の成立により会員が顧客に対して支払をすることとなる額が1,000万円を超えない場合、並びに当該支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることを当該弁護士が調査し、確認したことを証する書面が会員に交付されている場合に限る。）

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (10) 和解が成立したとき（当該和解の手続について司法書士（司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第7号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理している場合、当該和解の成立により会員が顧客に対して支払をすることとなる額が司法書士法第3条第1項第7号に規定する額を超えない場合、並びに当該支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることを当該司法書士が調査し、確認したことを証する書面が会員に交付されている場合に限る。）

- 和解において提供することとなった財産上の利益の額
- (11) 会員の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が事故により顧客に損失を及ぼしたとき（1日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が10万円を上回らない場合に限る。）

- 提供した財産上の利益の額
- (12) 会員の代表者等が省令第112条第1項第3号及び第4号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼしたとき（法第222条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

- 提供した財産上の利益の額
- (13) 天災地変等の不可抗力、商品取引事故以外の盗難、横領等により、会員がその顧客に対する債務の履行が困難となった場合、その準備金の取崩しが必要であると主務大臣が承認したとき

- 主務大臣が承認した額
- 2 会員の代表者等が、前項の額の全部又は一部を負担した場合又は負担することとなった場合には、準備金から取り崩すことのできる額は、前項の額から、会員の代表者等が負担し又は負担することとなった額を控除した額とする。ただし、会員の代表者等が負担することとなっていた金額の全部又は一部を回収できなかつた場合には、当該回収できなかつた額を準備金から追加で取り崩すことができる。

（限度額を超えた場合の準備金の取崩し）

第12条 会員は、毎事業年度終了の日において、準備金の残高が限度額を超えた場合、その超えた額については、準備金を取り崩すことができる。

(合併の場合の準備金の承継)

第13条 会員が合併した場合、合併により消滅する会員の準備金は、合併により存続し又は新設される会員が承継するものとする。

(分割又は事業譲渡の場合の準備金の承継)

第14条 会員が分割又は事業譲渡した場合、分割又は事業譲渡する会員の準備金の全部又は一部は、分割又は事業譲渡の当事者間の合意により、分割又は事業譲渡により商品取引受託業務の全部又は一部を承継する会員が承継するものとする。

(準備金の預託義務)

第15条 本会は、次に掲げる場合には、準備金の全部又は一部を本会に預託させることができる。

(1) 商品取引受託業務の廃止等により商品先物取引業者の許可を取り消され又は失効したときにおいて、その者と顧客との間に係争中の商品取引事故があつて、かつ、当該顧客から当該事故に係る損金の請求があるとき

(2) その他本会が必要と認めるとき

2 会員は、前項の預託指示があつた場合には、当該指示があつた日の翌々日（当日が休業日の場合は翌営業日）までに本会に預託しなければならない。

(準備金の積立て等の調査及び報告等)

第16条 本会は、会員の準備金の積立て等業務の適正な運営を確保し、又は顧客を保護するために必要かつ適当であると認めたときは、当該会員に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

(関連法規の適用等)

第17条 準備金の積立て及び取崩し等に関し、この規則に定めのない事項については、法その他関係法令に定めるところによる。

2 本会は、この規則の実施に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

(秘密保持)

第18条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、準備金の積立て、取崩し等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、商品市場における取引の委託を受けることの許可を受けた商品取引員の受託に係る商品取引責任準備金の積立て及び預託については、平成12年7月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、「取次ぎに係る商品取引責任準備金の積立て等に関する規則は、廃止する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。なお、第1条、第3条（ただし、第1項の第1号から第4号までを除く。）、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年11月17日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第3条第2項及び第4項を改正。
2. 第3条第2項から第4項を第3項から第5項に繰り下げ、第2項を新設。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

- 第4条、第5条、第6条第1項及び第8条第1項を改正。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から施行する。

2. 平成19年9月30日前に商品取引事故に係る顧客に対する財産上の利益の提供を行った場合の準備金の取崩しについては、改正前の第7条の規定により、本会の承認を得なければならない。
3. 会員は、この規則の施行の日において、準備金の残高が改正後の第5条第1項の規定に基づき計算した額を超えている場合にあっては、その超える額を本会の承認を得て取り崩すことができる。
4. 前項の規定に基づく準備金の取崩しの承認を得ようとする会員は、この規則の施行の日から平成19年10月31日までの間に様式第10号により本会に申請しなければならない。
5. 会員は、附則第4項の規定に基づき準備金の取崩しの承認を得て当該準備金の取崩しを行ったときは、様式第11号により当該取り崩した金額を本会に報告しなければならない。この場合において、同報告書には通帳の写しを添付しなければならない。
6. 会員は、前項の報告に当たって、本会から残高証明書の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第2条以降を全面改正。

附 則

1. この改正は、平成19年11月28日から施行し、平成19年9月30日以降の取引に係る準備金の積立てから適用する。

2. 平成19年9月30日から同年10月31日までの間の取引に係る準備金の積立ての期限は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年11月30日とする。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条第6項を改正。第3条の2を新設。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

様式第9号を改正。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第2条を第3条に繰り下げ、第2条を新設。第3条を第5条に繰り下げ、第4条を新設。第3条第5項を第5条第3項に繰り下げ。第3条の2を第6条に繰り下げ。第4条から第12条を第7条から第15条に繰り下げ。第13条を第17条に繰り下げ、第16条を新設。第18条を新設。
2. 第3条第3項から第4項及び第6項、第3条の2第3項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第3項及び第4項、第8条第3項及び第4項、第9条第2項から第4項、第10条第2項及び第3項、第11条第2項及び第3項を削除。
3. 第5条第1項、第6条第2項第1号、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条第2項、第11条第1項第6号、第7号及び第2項、第15条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第1条、第3条第1項第1号から第8号及び第2項、第5条第1項第5号から第8号、第7条見出し及び柱書き、同条第5号から第8号、第8条第5号から第8号、第11条第1項第8号及び第12号、第15条第1項第1号、第16条を改正。

附 則

この改正は、平成25年10月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第11条第1項第1号及び第11号を改正。

反社会的勢力の排除に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、反社会的勢力の排除に関し必要な事項を定め、会員の業務の適切性及び健全性の確保並びに反社会的勢力の商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に定める取引をいう。以下この規則において同じ。）及び商品先物市場からの排除を図り、もって顧客の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「反社会的勢力」とは、以下に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に定める暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に定める暴力団員をいう。
- (3) 暴力団準構成員 暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴対法第2条第1号に定める暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれのあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (4) 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- (5) 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- (7) 特殊知能暴力集団等 前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
- (8) その他前各号に準ずる者

2 この規則において、「商品先物取引等」とは、法第2条第22項各号に規定する行為のうち、以下に掲げる行為をいう。

- (1) 商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- (2) 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- (3) 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

(通則)

第3条 会員は、原則として、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で商品先物取引等を行ってはならない。

2 会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方への資金の提供その他便宜の供与を行ってはならない。

(基本方針の策定及び公表)

第4条 会員は、反社会的勢力の排除に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 会員は、基本方針を社内に周知するとともに、当該基本方針又はその概要を公表しなければならない。

（反社会的勢力でない旨の確約）

第5条 会員は、初めて商品先物取引等に係る顧客の口座を開設しようとする場合は、あらかじめ、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けなければならない。

（反社会的勢力を排除するための契約の締結）

第6条 会員は、顧客から商品先物取引等の注文を受ける場合は、次の各号に定める事項を契約書又は取引約款等に定めなければならない。

- (1) 前条の確約が虚偽であると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。
- (2) 顧客が反社会的勢力に該当すると認められたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。
- (3) 顧客が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、会員が契約を継続しがたいと認めたときは、会員の申出により当該契約が解除されること。

（審査の実施）

第7条 会員は、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客に関し、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否か本会が定める方法による審査又はこれと同等以上の方法による審査をあらかじめ行わなければならない。

2 会員は、本会が定める方法による審査を行うに当たっては、本会が定める事項を遵守しなければならない。

3 会員は、商品先物取引等に係る口座を開設している顧客に関し、反社会的勢力に該当する者がいないか定期的に審査するよう努めなければならない。

4 会員は、第1項、第3項又は次項に定めるほか、顧客が反社会的勢力に該当する者であるとの疑いが生じた場合には、当該顧客に関し反社会的勢力に該当するか否か審査しなければならない。

5 会員は、前各項に定めるほか、本会が必要と認める場合は、本会が定める方法による審査を行わなければならない。なお、審査を行うに当たっては、本会が定める事項を遵守しなければならない。

（契約の禁止・関係の解消）

第8条 会員は、前条第1項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と契約を締結してはならない。ただし、商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

2 会員は、前条第3項から第5項に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、可能な限り速やかに関係解消に努めなければならない。

（情報の収集）

第9条 会員は、反社会的勢力に関する情報収集に努めなければならない。

（研修等の実施）

第10条 会員は、役員使用人に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の

管理等について、社内研修を実施するなど、役員使用人の指導教育に努めなければならない。

(社内管理体制の整備)

第11条 会員は、基本方針を実現するための社内規則を制定し、これを役員使用人に遵守させなければならない。

2 会員は、前項に規定する社内規則に基づき、反社会的勢力を排除するための管理体制の整備に努めなければならない。

(監査)

第12条 会員は、反社会的勢力を排除するための管理体制について、定期的に監査を実施しなければならない。

(本会及び警察等との連携・協力)

第13条 会員は、反社会的勢力の排除に関し、本会及び警察その他関係機関と連携及び協力するよう努めなければならない。

2 会員は、反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、弁護士又は本会、警察その他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止するよう努めなければならない。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第14条 会員は、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に対し、本規則の規定（第5条から第8条を除く。）を遵守させるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

反社会的勢力照会制度の利用規約

(目的)

第1条 この規約は、会員が「反社会的勢力の排除に関する規則」第7条第1項に定める照会制度（以下「照会制度」という。）を利用する場合に関し、同規則第7条第2項に基づいて、必要な事項を定める。

(照会制度の利用)

- 第2条** 会員が照会制度を利用しようとするときは、照会制度の利用に関する担当責任者を定め、所定の利用申込書を本会に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の利用申込書を提出した会員に対して、照会制度を利用するために必要な情報を通知するとともに、照会制度の利用に係る手引き（以下「手引き」という。）を交付する。
- 3 照会制度を利用する会員（以下「利用会員」という。）は、前項の手引きに則り、照会制度を利用しなければならない。
- 4 利用会員は、本会から提供を受けた反社会的勢力の該当性に関する情報（以下「該当性情報」という。）について、以下の点を十分に理解した上で、照会制度を利用するものとする。
- (1) 過去の該当性情報である場合には、現在における該当性情報ではないこと。
 - (2) 現在の該当性情報である場合には、将来に亘り保証されるものではないこと。
 - (3) 該当性情報は、注意喚起のための参考情報であり、直接的な該当性を示すものではないこと。
 - (4) 利用会員が該当性情報を用いて行う一切の行為について、本会は何らの責任を負うものではないこと。
- 5 利用会員は、照会制度の利用に関する担当責任者を変更したとき、遅滞なく、所定の変更届を本会に提出しなければならない。

(照会に対する回答)

- 第3条** 本会は、「反社会的勢力の排除に関する規則」第7条第1項に定める顧客に関する利用会員からの1度目の照会（以下「1次照会」という。）に対して、本会が全国暴力追放運動推進センターから提供を受けたデータに照らし、速やかに、結果を回答する。
- 2 利用会員は、1次照会に対する本会の回答によって、反社会的勢力に該当する疑いがあるときは、当該顧客に関し、本会に対して2度目の照会（以下「2次照会」という。）を行うことができる。
- 3 本会は、2次照会がなされたときは、全国暴力追放運動推進センターへ出向いて当該顧客に関する照会を行い、同センターからの回答を当該利用会員へ通知するものとする。

(照会に係る費用)

- 第4条** 1次照会に係る費用は、無償とする。
- 2 利用会員は、本会に2次照会をしたときは、回答の受領後10日以内に、1回につき1,000円を本会に納めなければならない。

(該当性情報の取扱い)

- 第5条** 利用会員は、該当性情報を「反社会的勢力の排除に関する規則」第1条に定める目的（金融商品取引法第43条の2の2に定める商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。）以外に利用してはならない。
- 2 利用会員は、個人情報保護に関する法令等並びに本会の定める諸規則及び本規約に従い、該当

性情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 利用会員は、該当性情報を、外部に流出させ、又は第三者に悪用されることのないよう厳重に管理しなければならない。
- 4 利用会員は、該当性情報を、自社においてのみ利用することとし、当該情報を複製し、第三者に提供してはならない。
- 5 利用会員は、該当性情報の利用環境へのウイルス感染、不正侵入等を防止するため、セキュリティの確保を徹底しなければならない。
- 6 利用会員は、前項のウイルス感染等のほか、該当性情報が不正に利用された疑いがあるなど、事件又は事故が発生した場合には、速やかに本会に連絡し、事実関係の解明及びセキュリティの確保等に当たらなければならない。

(利用の停止等)

- 第6条** 本会は、前条第6項の事件又は事故が発生したときは、その原因等が判明し、適切な照会制度の利用状況が回復するまでの間、当該利用会員による照会制度の利用を停止することができる。
- 2 本会は、利用会員が本規約及び手引きに違反した場合、適切な照会制度の利用状況が確認できるまでの間、当該利用会員による照会制度の利用を停止することができる。
 - 3 第1項及び第2項の場合、本会は、当該利用会員に対して報告若しくは資料の提供を求め、又は調査することができる。
 - 4 利用会員は、前項の本会が行う調査等に対して、全面的に協力しなければならない。

附 則

この利用規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第5条第1項を改正。

反社会的勢力の排除に係る取組みについて

平成24年3月14日理事会決議
日本商品先物取引協会

暴力団をはじめとする反社会的勢力の排除に係る取組みについては、平成4年3月の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）の施行により、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制や暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間団体の活動を促進する措置等が講じられ、平成19年6月には、政府において、反社会的勢力の排除に係る取組みを一層推進するよう、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を策定し、公表した。

また、昨年10月には、暴力団の影響力を排除することにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例が全ての都道府県において施行されるに至っている。

本会の会員である商品先物取引業者においては、これまでも様々な取組みが推進されてきたところであるが、このような社会情勢を踏まえ、本会では、会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）の行う商品デリバティブ取引等への社会的信頼を維持し、商品先物取引業務の適切性及び健全性を確保するとともに、会員等が反社会的勢力の排除に積極的に取り組み、反社会的勢力の不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶するため、会員等に対し、下記の原則に則した実効性のある対応を求め、かつ、本会としてこれを支援することにより、反社会的勢力と断固として対決していくことを、ここに宣言する。

記

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は拒絶すること。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこと。
3. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わないこと。
4. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わないこと。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、警察その他の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築すること。

以上

商品先物取引の電子取引に係るガイドライン

I 趣旨

本ガイドラインは、電子取引における非対面性及び非書面性という特性に鑑み、委託者保護及び商品先物取引の公正性を確保し、委託者の電子取引に対する信頼性を維持、向上させる観点から、会員が留意すべき事項について取りまとめたものである。会員各社は、本ガイドラインを踏まえ、委託者保護及び電子取引に係る受託等業務の健全性と適切性の確保を図る必要がある。

本ガイドラインにおける「電子取引」とは、会員のコンピュータと委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、委託者による取引の委託（売買の注文）、会員における注文の受理、集計又は執行、注文受理の表示又は通知、注文執行結果の表示又は通知、建玉及び値洗い状況の表示又は通知が電子的に認識・処理される取引をいう。

なお、本ガイドラインは勧誘を伴わない電子取引を対象とするものであり、電子取引であっても勧誘を伴う場合には、勧誘に係る様々な規制が適用されることになる。また、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

II 一般的な留意事項

電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、会員は、委託者の自己の責任及び判断を求めるに当り、次の事項について十分に留意する必要がある。

- ① 電子取引についても、当然に、現行の商品取引所法関係法令及び諸規則が全て適用されること。
- ② 社内規則を作成する等の方法により、電子取引に係る社内管理体制を整備すること。
- ③ 委託者が電子取引を適正かつ円滑に行うために必要と考えられる情報について、委託者に周知又は連絡すること。特に、商品取引所法関係法令及び諸規則により営業所への備え置き等が求められている書類に係る情報については、委託者に対し周知又は連絡することが必要である。
- ④ インターネット等を利用して提供する取引に関する相場情報等は、委託者にとって分かりやすい表現であって、かつ、必要な情報を含んでいること。

III 具体的な留意事項

電子取引について各社において留意すべき事項及び当該留意事項に係る具体的な方策等は、次のとおりである。

1 一般的な事項

(1) 電子取引の業務を開始するに当たって

[留意事項]

- ① 会員は、電子取引の業務を開始しようとする場合には、電子取引の対象となる委託者層、提

供しようとするサービスの内容、電子取引を稼働させるシステムの規模、委託者の属性の把握、委託者に対する情報提供及び内部管理体制等について総合的に勘案し検討する必要がある。

- ② 電子取引の非対面性に鑑み、委託者の属性の把握、本人確認及び情報提供のために必要な措置について十分に工夫する必要がある。
- ③ 電子取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等に十分に留意する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引の業務を開始するに当たって留意すべき具体的な事項は以下のとおりと考えられる。

イ 提供しようとするサービスの内容

電子取引において提供するサービスの内容（注文の発注、約定確認、預り明細確認、取引に関する質問受付等）については、委託者が取引開始前に確認できるような構成にすることが必要である。

ロ システムの規模、サービスの内容を決定するには、電子取引の機械環境を勘案する必要がある。

ハ 委託者の属性の把握

電子取引においても通常の取引の場合と同様に、顧客カードを整備することはもとより、委託者の知識、取引経験、資産状況、受託契約を締結する目的等の属性を的確に把握する体制が求められる。

ニ 委託者に対する情報提供

取引に関し重大な影響を与える情報を、委託者に迅速かつ正確に提供できる体制が求められる。

ホ 内部管理体制

上記の事項に加え、商品取引所法関係法令及び諸規則により管理・監督することが求められる事項を、適切に管理・監督できる体制を整備する必要がある。

- ・ 電子取引に係る口座開設の際に、委託者が顧客カード記載事項等の必要な情報を提供しない場合には、口座開設手続きを中断する等の措置を取ることも考えられる。

(2) 商品先物取引

[留意事項]

- ① 電子取引において取り扱う商品又は取引について、各社において、自社の実務上の観点のみならず、電子取引の対象となる委託者の適合性及び説明事項に係る情報提供の観点から、取り扱う範囲を決めておく必要がある。
- ② 電子情報処理組織を利用する取引の非対面性、非書面性の特性に鑑みリスクの高い商品先物取引を対象とすることから、各社においてその委託者の適合性、取引リスクの開示、取引の仕組み等の情報提供について配慮し、取引開始に当たっての手続等を定める必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 取引開始に当たっての手続きとしては、以下のものが考えられる。

イ ホームページにおいて、商品先物取引の仕組み及びリスクの説明について表示を行う。

ロ 委託者の説明の内容についての確認を、ホームページ又は電子メール等電磁的方法により連絡を受ける。

ハ 取引の自己責任をより一層確かなものとするためには、ホームページ又は電子メール等により内容を確認した旨の連絡を受けた委託者に対し、その内容について確認を行い、取引を

開始することに関し問題がないと判断した顧客について、当該取引を開始する。

(なお、商品取引所法関係法令及び諸規則において説明書(事前交付書面)の交付、説明及びその理解の確認が義務付けられていることに留意する必要がある。この場合において、説明及びその理解の確認はもとより事前交付書面についても電磁的方法により提供することができる。)

(3) 取引に係る基準

[留意事項]

- ① 過度な取引の抑制及び取引・決済の安全性の確保の観点から、会員の受託業務管理規則その他の社内規則において、取引に係る基準を定めるとともに、取引開始に先立って委託者に対し当該基準を知らしめる必要がある。
- ② システム上において、委託者からの預り資金残高、値洗損益等の状況により取引の注文を制限する機能を設けている場合には、取引開始に先立って委託者に対し当該機能を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者に事前に知らしめる制限として、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 受託契約準則において制約されている事項(証拠金不足等による強制手仕舞等の措置)
 - ロ 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
 - ハ 会員各社が自主的に設けた基準や制約等
 - ニ 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約
 - ホ 不正資金の流入防止措置に基づく制約
- ・これらの制限に抵触する場合又は抵触するおそれがある場合の措置についても、委託者に対して事前に知らしめる必要がある。

(4) 電子取引に係る契約

[留意事項]

- ① 通常の対面取引の場合と同様に顧客からの口座開設の申し込みを受け、約諾書の差し入れを受けるとともに、必要事項を盛り込んだ電子取引に係る契約を締結する必要がある。
- ② ID・パスワード等を利用する場合には、それらについて事前に届出・確認を受ける必要がある。
- ③ 契約に際し、あらかじめ受託契約準則に定められた所要の事項を記載した書面を委託者に交付又は電磁的方法により提供する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・電子取引に係る契約において盛り込む必要があると考えられる事項としては、通常の取引契約において規定される項目のほか、例えば以下の項目が考えられる。
 - イ 取引の利用時間
利用時間に制約がある場合にはその旨を規定する。
 - ロ 取引の種類
取引の種類に制約がある場合にはその旨を規定する。
 - ハ 取引の対象となる上場商品及び上場商品指数の種類
取扱上場商品等に制約がある場合にはその旨を規定する。

ニ 取扱数量等の範囲

取扱数量、取引金額その他取引に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ホ 取引の注文、取消し又は変更に関する事項

受注の定義、注文の有効期間、注文の受付・取消しの方法その他注文に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ヘ 受渡しに関する事項

受渡しのルール及びその方法その他市場管理上の制約を設けている場合にはその旨を規定する。

ト 免責事項

委託者の損害に関し会員が免責となる場合について規定する。

チ 委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の性能等

委託者がある一定以上の性能のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器を有していることが取引の条件となる場合には、その旨を規定する。

リ 解約の取扱い

電子取引に係る契約の解約について規定する。

ヌ 特別な状況における委託者への連絡方法

(5) 免責事項

[留意事項]

- ① 委託者との紛争防止の観点から、電子取引に係る契約において、委託者の損害に関し会員が免責される事項を明確にする必要がある。
- ② 免責事項は、消費者契約法（平成12年法律第61号）等を踏まえ委託者の利益を一方的に害することのないよう留意する必要がある。
- ③ 免責事項は取引開始に先立って委託者にその内容を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

・免責事項としては、例えば以下の事例が考えられる。

- イ 通信機器又は通信回線の障害による損害
- ロ ID・パスワード等の一致を確認して行った取引による損害
- ハ ID・パスワード等の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害
- ニ 委託者が契約事項等に反した取引による損害
- ホ 通信回線の傍受等による損害
- ヘ 法令、受託契約準則、電子取引に係る契約等に基づく措置に起因する損害

(6) 委託者相談窓口等の設置

[留意事項]

- ① 委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等への対応等として、委託者相談窓口等を設置する必要がある。
- ② 委託者からの問い合わせ・苦情等について迅速に対応できるよう委託者相談窓口には適切な人員配置を行う必要がある。
- ③ 委託者相談窓口の連絡先等については、ホームページに表示するだけでなく、取引開始に先立って委託者に書面又は電子メール等により通知する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 問い合わせ窓口としては、自社の問い合わせ窓口のほか、本会の相談センターの連絡先をホームページに表示することが考えられる。
- ・ 委託者相談窓口を設置するほか、ホームページにおいてもQ & Aを設け、委託者からの問い合わせのうち典型的なものを表示することも考えられる。

2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項

(1) 所管部署の設置

[留意事項]

電子取引について所管部署を設け、電子取引に係る内部管理体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 受託業務管理規則の制定、管理組織の構築等所要の管理体制を整備する必要がある。
- ・ 業務内容に応じ複数の部署において業務を担当することも考えられる。
- ・ 電子取引の日常的な管理・運営のほか、システム障害等不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を整える必要がある。

(2) 取引内容の監視・審査

[留意事項]

- ① 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。
- ② 委託者の取引について本会の自主規制規則による適合性の原則及び不正資金の流入防止の観点から著しく不適合な取引が行われていないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 監視・審査は、通常取引と同様に管理部門において行うことが考えられる。
- ・ 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ適切な取引となるよう、電子取引の特性を踏まえた適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・ 不正資金の流入防止の観点から、本会の定める受託業務管理規則の制定に係るガイドラインを踏まえ、取引状況の監視、調査開始基準に達した場合の対応等適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・ 委託者の不公正取引防止のための、会員における適切な取引管理体制を整備する必要がある。
具体的な項目としては、以下のものが考えられる。
 - イ 当月限（納会日を含む。）の売買注文又は取引の受注管理
 - ロ 立会における市場管理上の措置・要請を委託者へ周知徹底
 - ハ 誤発注等により公正な価格形成が妨げられるおそれのある取引に対する受注管理
- ・ 不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った委託者に対し注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には新規注文の発注を停止及び取引の処分等適切な措置を講じる必要がある。

(3) 本人確認

[留意事項]

委託者の本人確認については、電子取引の非対面性に鑑み、より一層の留意が必要である。

[具体的な方策等]

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づいた本人確認事務を確実に行う必要がある。また、委託者の状況により、必要に応じて追加的措置を講じることも考慮する。

(4) ID・パスワード等の取扱い

[留意事項]

- ① 委託者の ID・パスワード等を適性かつ厳正に取り扱うため、受託業務管理規則その他の社内規則において、それらの取扱いを定める必要がある。
- ② ID・パスワード等については、取引開始に先立って、委託者の届出又は確認を受け、ないしは交付する必要がある。
- ③ 委託者に対し、ID・パスワード等を他に漏らさぬよう注意喚起する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ ID・パスワード等の取扱いについて社内規則において定める事項としては、例えば以下の事項が考えられる。
 - イ 登録手続き
社内における ID・パスワード等の登録手続きについて規定する。
 - ロ 登録対象委託者
ID・パスワード等の登録対象となる委託者の範囲を規定する。
 - ハ 管理部署
ID・パスワード等の管理部署を規定する。
 - ニ 守秘義務
ID・パスワード等の取扱いに伴う守秘義務について規定する。
 - ホ ID・パスワード等失念の場合の取扱い
委託者が ID・パスワード等を失念した場合の取扱いについて規定する。
 - ヘ ID・パスワード等の変更
委託者が ID・パスワード等を変更する場合の取扱いについて規定する。

(5) セキュリティーの確保

[留意事項]

委託者のプライバシーの保護、アクセスキー（ID・パスワード等）の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について所要の措置を講ずる必要がある。

また、システムのセキュリティについても同様に措置する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ セキュリティーの確保については、委託者から注文を受ける際だけでなく、約定通知等を委託者に対しホームページ又は電子メールにより連絡する場合についても十分に留意する必要がある。

る。

- ・セキュリティの確保については、今後の技術革新が予想されることから、定期的に見直しを行う必要がある。
- ・セキュリティ確保の方策としては、例えば以下のような事項が考えられる。

イ 交信情報の暗号化

ロ ネットワーク不正侵入に対する防止策

ハ コンピューターウイルスに対する防止策

(6) 発注の方法

[留意事項]

ID・パスワード等を委託者に入力させることにより、口座を開設した者以外の者が発注することを防ぐ必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者が入力したパスワードについては、画面上は当該番号ではなく*（アスタリスク）等により表示されることが必要である。
- ・ID・パスワード等の入力画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。

(7) 記録の保存

[留意事項]

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する必要がある。（商品取引所法施行規則第105条第2項第4号）

[具体的な方策等]

- ・法令により記録の保存義務がある法定帳簿書類のほか、ホームページ又は電子メールによる交信の内容についても、内容の重要性等必要に応じ保存することが考えられる。
- ・記録の保存に当たっては、内容を改ざんされることがないように十分に留意する必要がある。

(8) システムの信頼性・安全性に係る監査

[留意事項]

システムの信頼性・安全性確保の観点から、適切な外部監査を導入することが望ましい。また、外部監査を導入している場合には、その旨を開示することが望ましい。

(9) システム障害等への対応

[留意事項]

- ① 電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の対応のため、適切な人員配置を行うなど社内の内部管理体制を整備する必要がある。
- ② システム障害等が発生した場合に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、会員各社においてシステム障害等の態様に応じて取るべき対策（コンテンジェンシー・プラン）を作成

しておく必要がある。

- ③ システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行うことが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム障害等への対応としては、委託者への連絡等所要の措置を講ずるために必要な内部管理体制を整備する必要がある。
- ・コンテンジェンシー・プランにおいて規定すべきと考えられる事項は、例えば以下のとおりである。
 - イ 担当部署・責任者に関する事項
 - ロ 社内連絡・社外連絡（本会への報告を含む。）に関する事項
 - ハ 人員確保に関する事項
 - ニ 委託者との連絡に関する事項（ホームページ上での表示を含む。）
 - ホ 受注業務に関する事項
 - ヘ 受渡・決済業務に関する事項
 - ト 委託者管理に関する事項
 - チ システム障害等の復旧に関する事項
- ・訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、コンテンジェンシー・プランの見直しを行うことが考えられる。

(10) システム障害の記録・報告

[留意事項]

- ① システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、適宜、再発防止策を講じる必要がある。
- ② 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を本会に提出する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・システム障害について記録する項目としては、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 発生日時
 - ロ 復旧日時
 - ハ 障害の状況
 - ニ 障害の原因
 - ホ 復旧までの影響
 - ヘ 対応方法
 - ト 再発防止策
 - チ 委託者からの照会状況及び対応状況
- ・以下に掲げるシステム障害が発生した場合には、本会に報告書を提出する必要がある。（ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。）
 - イ 委託者への返還資金等の返還遅延等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
 - ロ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
 - ハ 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因になると思われるもの
 - ニ その他、イ、ロ又はハに類すると考えられるもの

3 委託者に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項

(1) 商品取引所法に基づく許可書面又は営業標識の掲示等

[留意事項]

商品取引所法に基づく許可を受けていない者の受託類似行為を排除し、もって委託者の保護を図るため、当該会員が商品取引所法第190条に基づく許可を受けた真正な商品取引員であることを委託者に認識させることが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・商品取引所法第190条に基づく商品取引受託業務の許可の書面又は同法第198条に規定する標識をホームページにおいて掲示する方法が考えられる。
- ・本会ホームページの会員名簿のページへのリンクを設けるという方法も考えられる。

(2) 会員の企業情報の開示

[留意事項]

委託者の自己責任原則に係る前提として、ホームページにおいて会員の企業情報の開示に関する規則に基づき会員の企業情報を開示する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・会員のホームページにおいて当該会員のディスクロージャー資料を掲載する方法や本会ホームページ（情報開示）へのリンクを設ける方法も考えられる。

なお、会員の企業情報の開示に関する規則に基づく開示項目は、以下のとおりである。

① 年次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

- イ 会社の概要（会社名等、会社の沿革、会社の目的、事業の内容、営業所の状況、財務の概要（資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益、当期純利益）、発行済株式総数、主要株主名、役員の状況、従業員の状況）
- ロ 営業の状況（営業方針、当社及び当業界を取り巻く環境、営業の経過及び成果、対処すべき課題、受託業務管理規則、外務員の登録状況、委託者数、苦情、紛争、訴訟に関する事項）
- ハ 経理の状況（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査に関する事項、財務比率（純資産額規制比率、純資産額資本金比率、自己資本資本金比率、自己資本比率、修正自己資本比率、負債比率、流動比率））

② 月次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

取引関連事項（月間売買高、月末建玉状況）

(3) 電磁的方法による書面の提供等

[留意事項]

電磁的方法により事前交付書面を提供し、契約関係書類を受領し、又は委託者への報告書類の提供を行う場合には、その書類名を明示する必要がある。（最新の受託契約準則、委託のガイド等を電磁的方法により提供することが望ましい。）

[具体的な方策等]

- ・電磁的方法の具体的な内容については、商品取引所の受託契約準則等運用基準に示された方法・記載事項に基づく必要がある。

(4) 口座開設基準

[留意事項]

委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的並びに不正資金の流入防止を踏まえ、各社で参入基準を設け、その不適合者については口座を開設しない旨を、口座開設申込書及びホームページ等により委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的並びに不正資金の流入防止を踏まえた参入基準の制定及びそれに基づく具体的な対応としては、以下のものが考えられる。

イ 参入基準

各社の受託業務管理規則において参入基準を設け、商品先物取引の仕組み・リスク等を鑑み、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適合と認められる者の参入を防止する。

また、不正資金の流入防止の観点から、公金取扱者については一定の参入規制や取引継続上の制約等を設ける。

ロ 適合性の審査

口座開設申込書等により委託者の属性を入手し、参入基準に基づき社内審査を行う。

ハ 委託者への連絡

審査の結果不適合と判断された委託者に対しては、口座開設ができない旨を通知し、電子取引による受注が受けられない旨を知らしめる。

- ・口座開設又は取引開始を断る際にその理由を委託者に開示しない場合には、あらかじめ断ることもある旨を委託者に知らしめて注意喚起することが望ましい。

(5) システム構成の開示

[留意事項]

電子取引に係るシステム構成については、委託者が会員を判断する際の要因の一つとなり得る事項であり、また、委託者のシステムに対する信頼性を確保する観点からも、自社のシステム構成についてホームページにおいて開示することが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム構成について開示する場合の項目としては、例えば以下の項目が考えられる。

イ 安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）

ロ サーバーの状況・容量

ハ 回線の状況

- ・システム構成を開示するに当たっては、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないよう、その内容に留意する必要がある。

(6) 商品先物取引に係る説明

[留意事項]

- ① 電子取引の非対面性に鑑み、商品取引所法関係法令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（以下、「委託者保護ガイドライン」という。）並びに諸規則を踏まえて、商品先物取引の仕組み及びリスクその他の事項について事前交付書面である委託のガイドをホームページにおいて掲載し、口座開設前にその理解の確認を電磁的方法等により行う必要がある。
- ② 会員が委託のガイドの他に説明を掲載する場合には、委託のガイドの内容に準じるものとし、その説明は、平易な言葉により分かりやすく行うよう留意する必要がある。
- ③ 商品先物取引の仕組み及びリスク等に係る説明内容について、委託者からホームページ、電子メール、電話等により質問を受け付ける体制を整備するとともに、その旨をホームページに表示する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者保護ガイドラインの「C. 説明義務等関係」に示された手順により説明事項を説明し、委託者が理解した旨を、顧客が操作するコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で確認する必要がある。
- ・商品取引所、業界団体等において商品先物取引に係る説明を行っている場合には、自社のホームページにおいて当該機関をリンク先とし、当該機関のホームページにおいて委託者が情報を入手することも考えられる。

(7) システム障害時の代替手段等

[留意事項]

システム障害が発生する可能性がある旨及びシステム障害が発生した場合の委託者への連絡その他の対応について、あらかじめ委託者に周知する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者に知らしめる方法としては、口座開設時に書面又は電子メールにより案内する方法のほか、ホームページに表示する方法が考えられる。

(8) 取引の受託等

[留意事項]

- ① 取引開始に先立って委託者に対し自社のシステムにおいて可能な注文方式に係る機能について明示する必要がある。
- ② 委託者による不公正な取引につながる行為を未然に防止するため、ホームページ等において注意喚起を行う必要がある。
- ③ 委託者がホームページにおいて入力した注文及びその取消指示等を会員が受託するに当たった流れ・手続き等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。
また、既に取引が成立した場合等注文取消を受け付けられない場合についても、同様に委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者は、自身が注文の内容又は注文取消の旨をホームページにおいて入力したことをもって、当該注文又は注文取消しが受託されたと誤解することが予想されることから、注文又は注文取消しが受託されるまでの流れについて委託者に知らしめる必要がある。

- ・ 会員が委託者の注文・注文の取消しを承諾したことを明確にするための方法としては、会員が委託者からの注文・注文の取消しを受託した場合、直ちにその旨をホームページ又は電子メール等により連絡することが考えられる。
- ・ 注意喚起の内容としては、委託者の不公正な取引につながる行為等を示すことが考えられる。

(9) 発注時の誤入力防止の対応について

[留意事項]

電子取引の非対面性・非書面性に鑑み、入力した注文内容を委託者が再度確認する画面を作成する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 確認画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。
- ・ いわゆるダブリ注文を防止するため、受注した注文の状況（成立・不成立の別）を委託者が確認できる画面を設定することも考えられる。

(10) 受渡決済の可否及びその方法

[留意事項]

電子取引における受渡しによる決済の可否、対象となる上場商品及び受渡しの方法等について、取引開始に先立って委託者に知らせる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引においては、通常取引に比べ受渡方法が制限されることが考えられるため、受渡方法については、取引を開始する前に委託者に知らせることが必要となる。
- ・ 商品取引所の上場商品特性に鑑み、当該上場商品の受渡しに係る制度的な専門性を考慮し、事前に以下の事項を確認する必要がある。
 - イ 当月限の建玉に対する受渡しの有無についての意思確認
 - ロ 受渡しの意思のない場合の建玉決済に係る確認（例えば、納会日の○日前までに決済する旨）
 - ハ 受渡しの意思確認後における受渡要件の確認
 - ニ 受渡要件等確認後の委託者への対応

(11) 委託手数料等の説明

[留意事項]

取引開始に先立って、委託手数料の額及び徴収時期等について、委託者に知らせる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 本会会長通達（平成16年11月19日・16日商協発第902号）において、委託手数料の額及び徴収時期について、あらかじめ、書面の送付、メール又はホームページへの掲載等により知らしめておくこととされている。

(12) 注文約定等の報告

[留意事項]

電子取引の非対面性に鑑み、売買報告書等による通知に先立って、注文の成立後速やかにホームページ又は電子メール等により当該注文が約定した旨を委託者に報告する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ ホームページ又は電子メール等により約定した旨を報告した場合であっても、電磁的方法又は郵送等により売買報告書を提供又は交付する必要がある。

(13) 取引不成立の場合の取扱い

[留意事項]

- ① 注文のあった取引の不成立が確定する時間等について、取引開始に先立って委託者に知らせる必要がある。
- ② 注文のあった取引が不成立となった場合には、速やかにその旨をホームページ又は電子メール等により委託者に報告する必要がある。
- ③ 注文の有効期限について、取引開始に先立って委託者に知らせる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 注文の不成立の確認が、取引時間終了後数時間を要することも考えられるので、最終的に不成立が確認される時間について、取引を開始する前に委託者に知らせる必要がある。
- ・ 委託者が注文の執行状況を確認する手段として、注文の成立状況等を一覧にして確認できる画面を作成することも考えられる。
- ・ 注文の有効期限については、ホームページにその旨を表示する等の方法により、取引の都度、委託者に知らせることが望ましい。

(14) 掲示板の運営

[留意事項]

自社のホームページにおいて、掲示板を運営する場合には、当該掲示板において不法又は不適切な書き込みが行われないための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 不法又は不適切な書き込み防止の具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - イ 掲示板の管理責任者を定める。
 - ロ 書き込みの内容について事前の確認を行ったうえで、掲示板に掲載する。
 - ハ 掲示板の利用に際し、書き込みを行うことのできる者を委託者等に限定するなど、ログイン範囲及びログイン管理の方法を設定する。
 - ニ 書き込みの内容について監視を行い、商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する書き込みや不適切であると考えられる書き込みが発見された場合には、当該書き込みを削除する。
- ・ 個別企業、個別商品に係る書き込みについては、特に留意する必要がある。

(15) 誤認防止のための措置

[留意事項]

他の会社のホームページにリンクを張る場合、他の会社のホームページからのリンクを認める場合には、委託者が自社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 誤認防止のための具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - ① 他の会社のホームページにリンクを張る場合
 - イ リンクを設定した画面上にリンク先の会社名等を表示する。
 - ロ 他の会社のホームページに移る際に、委託者が会員のホームページから離れる旨を表示する。
 - ハ リンク先のホームページは、リンク先の会社名等が表示されている画面とする。
 - ② 他の会社のホームページからのリンクを認める場合
 - イ 他の会社のホームページからのリンクを設定した画面上に会員名等を表示する。
 - ロ リンクページは、会員名等が表示されている画面とする。
- ・ 個別商品の説明画面に直接リンクするような場合には、誤認防止のための措置に関し特に留意する必要がある。

4 法令・諸規則の遵守に係る事項

(1) 個人情報の取扱い

[留意事項]

- ① 個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、関係諸規則、各省庁のガイドライン並びに本会の自主規制規則及び個人情報保護ガイドライン等に基づき、個人情報の保護に関する社内体制及び関係諸規則を整備する必要がある。
- ② 個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ委託者に公表する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 公表する方法としては、ホームページに表示する方法が考えられる。

(2) 広告に係る規制

[留意事項]

電子取引に係る広告に当たっては、広告に係る法令諸規則に十分に留意する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）や不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する必要がある。
- ・ 会員は広告管理責任者を設置し、広告に関する法令諸規則の遵守を監視・審査することが求められる。

(3) 取引の受託等に係る規制

[留意事項]

電子取引による適切な受託業務の実施を確保するため、電子取引に係るシステムの構築及び運営に当たっては、取引の受託等に係る商品取引所法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制に十分に留意する必要がある。

また、取引の受託等に係る主な規制については、ホームページにおいてその内容を表示する等の方法により、委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・取引の受託等に係る禁止行為は概ね以下のとおりである。
 - イ 偽装取引、仮名取引（法第116条第2号）
 - ロ 通謀（法第116条第3号）
 - ハ 相場操縦（法第116条第4号）
 - ニ 風説の流布（法第116条第6号）
 - ホ 虚偽の表示（法第116条第7号）
 - ヘ のみ行為（法第212条）
 - ト 一任売買（法第214条第3号、準則第25条第1項第1号）
 - チ 仕切拒否・返還遅延（規則第103条第1号）
 - リ 地位利用等による取引（規則第103条第2号）
 - ヌ 無断売買（規則第103条第3号、準則第25条第1項第2号）
- ・商品取引所の市場管理上の特別又は非常措置（市場管理要綱）

(4) 自社の役職員に対する指導・監督

[留意事項]

自社の役職員が電子取引を利用して商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為を行うことのないよう社内規則を定め、指導・監督を行う等適切な措置を講じる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・役職員に対し指導・監督を行う項目としては、例えば以下のような項目が考えられる。
 - イ 掲示板への商品先物取引に関する事項の書き込み
 - ロ 役職員による商品先物取引に係る掲示板の運営
- ・商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - イ 商品市場に関する根拠のない噂等の書き込み
 - ロ 同業他社及び他の登録外務員の誹謗中傷
 - ハ 営業に利用することを目的とした取引委託の勧誘に係る書き込み（営業広告については事前の社内審査が必要となる。）

平成 18 年 11 月 16 日制定

平成 18 年 11 月 16 日施行

平成 19 年 9 月 30 日改正

平成 20 年 6 月 2 日改正

平成 21 年 7 月 22 日改正

制 裁 関 係

制 裁 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第57条に基づき、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）の商品先物取引業務（定款第 3 条第 1 項第 5 号に定める業務をいう。以下この規程において同じ。）に関する違法、不正な行為に対する審査及び制裁に関し必要な事項を定め、これを厳正に運営することにより、違法行為、不正行為を是正し、秩序の保持を図り、もって商品先物取引業務の信用の向上と委託者等（定款第 3 条第 1 項第 2 号に定めるものをいう。以下この規程において同じ。）の保護を図ることを目的とする。

(制裁機関)

第 2 条 定款第45条第 1 項の規律委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。

(調査に対する協力義務)

第 3 条 会員は、本会が第 1 条の目的を達成するために必要な調査又は報告及び関係資料等の請求に対し、全面的に協力しなければならない。

第 2 章 制裁の種類及び対象行為

(制裁の種類)

第 4 条 本会が行う会員に対する制裁は、次に掲げるものとする。ただし、第 2 号及び第 3 号に掲げる制裁は、併科することができる。

- (1) 譴 責
- (2) 1 億円以下の過怠金の賦課
- (3) 会員の権利の停止又は制限
- (4) 除 名

2 本会は、会員等の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、又は委託者等を保護するために必要かつ適当であると認めるときは、前項の制裁と併せて、定款第52条第 2 項に基づき、当該会員に対して書面により改善を勧告し、当該勧告に基づき改善を行った結果の報告を求めることができる。

3 会員は、第 1 項第 3 号の会員の権利の停止又は制限の制裁を受けた場合においても、定款第 9 条第 1 項に基づきその期間中も会員としての義務を負う。

(制裁の対象行為)

第 5 条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、前条第 1 項各号に掲げる制裁を科す。この場合において、会員が自らのなした行為が、次の各号に該当しないことを証明しなかった場合には、次の各号に該当する行為とみなす。

- (1) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）、法に基づく命令又は法に基づく主務大臣の処分に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定款、紛争処理規程、本規程、自主規制規則その他の規則に違反する行為があったと

き。

- (3) 取引の信義則に反する行為があったとき。
- (4) 商品先物取引仲介業者が前各号に該当する場合であつて、その所属商品先物取引業者である会員が当該行為の発生を防止するのに必要な相当の注意を払わなかったとき。
- (5) その他本会が別に定める行為があったとき。

第 3 章 制裁に係る手続き等

(調査及び事情説明等)

- 第 6 条** 本会は、第 1 条の目的を達成するために必要なときは、会員に対し期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。
- 2 会員等は、前項の規定に基づく本会の調査に際し、事情説明を行い、自らの正当性を主張することができる。
 - 3 本会は、第 1 項の報告又は資料の提出に応じない会員については、違法行為又は不正行為があったものとみなす。

(審議等)

- 第 7 条** 委員会の委員長は、前条の規定による調査又は事情説明の聴取等の結果、当該会員の行為が第 5 条各号に該当すると認めるとき、その他審議に値すると認めるときは、随時委員会を招集し、当該会員への制裁の可否及び制裁をする場合の制裁の種類等を審議する。
- 2 委員会は、前項の審議のために必要と認めるときは、当該会員その他必要と認める者に対し、違反行為又は不正行為に関して説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。

(弁明の機会)

- 第 8 条** 本会は、前条第 1 項の審議を行うときは、当該会員に対してあらかじめその旨及び制裁の対象となる理由を通知し、当該会員又はその代理人がその制裁を審議する委員会、理事会又は総会に出席して弁明するための機会を与えなければならない。
- 2 前項の通知は、委員会及び理事会にあつては開催の日の 7 日前までに、総会にあつては開催の日の 14 日前までに、それぞれ書面により当該会員に対して行うものとする。
 - 3 本会は、第 1 項の規定により弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく、当該制裁を審議する委員会、理事会又は総会を欠席した場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該制裁を決定することができる。

(制裁の決定、措置及び会員への通知)

- 第 9 条** 委員会は、第 7 条第 1 項の審議の結果、会員に対し制裁を科すことが適当と認めるときは、当該制裁の種類に応じて次の措置を講ずる。
- (1) 譴責及び過怠金の場合にあつては、委員会において当該制裁を決定し、当該制裁の執行を会長に要請する。
 - (2) 会員の権利の停止又は制限の場合にあつては、当該制裁に係る審議を理事会で行うよう会長に要請する。
 - (3) 除名の場合にあつては、当該制裁に係る審議を総会で行うよう会長に要請する。
- 2 会長は、前項第 1 号の要請を受けた場合は、委員会において決定した制裁を執行する前に、あらかじめ当該会員に対して、制裁の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知し、当該会員から次条第 1 項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあつた場合であっても同条第 2 項の再審査において制裁が決定された場合には直ちにこれを執

行する。

- 3 会長は、第1項第2号又は第3号の要請を受けた場合は、理事会又は総会を開催し、当該制裁について審議し、会員に前条第1項に規定する弁明の機会を与えた上で、制裁を決定したときは直ちにこれを執行する。
- 4 会長は、委員長から第1項各号の要請があったときは、制裁を受けることとなる会員を許可する主務大臣に対し、当該会員の商号又は名称、制裁の種類及びその内容並びに審議の経過の概要を、その執行前までに到達するよう通知するものとする。
- 5 本会は、制裁を科さないことを決定したときは、直ちに当該会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(会員の不服申立て)

- 第10条** 会員は、前条第1項第1号の制裁の決定について不服があるときは、別に定める正当な理由がある場合に限り、前条第2項による通知の到達後10日以内に、本会对し、書面をもって不服申立てをすることができる。
- 2 本会は、前項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該制裁を再審査し、あらためて制裁の可否及び制裁の内容を決定する。
 - 3 本会は、会員の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該会員に請求することができる。
 - 4 第7条第2項及び第12条の規定は、第2項の決定について準用する。

(制裁の会員への周知及び公示)

- 第11条** 本会は、制裁をしたときは、当該制裁の内容、制裁を決定した理由、制裁を受けた会員の商号又は名称を、他の会員に周知するとともに、本会所在地において公示する。

第 4 章 雑 則

(記録の作成及び保存)

- 第12条** 本会は、会員に対する制裁の審議を行った場合は、その事実経過の記録を作成し、これを保存するものとする。

(秘密保持)

- 第13条** 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、会員の制裁に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

- 第14条** 本会は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規程は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条を改正。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条及び第2条を改正。第4条第2項を第3項に繰り下げ、改正。第5条第1号、第6条第2項、第7条第1項、第8条第2項、第9条第4項、第10条第1項、第11条を改正。
2. 第4条第2項を新設。第5条第4号を第5号に繰り下げ、第4号を新設。

制裁規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、制裁規程（以下「規程」という。）第14条に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 規程第4条第1項第3号の会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 定款第20条第1項の規定による理事及び監事を選任する権利及び選任される権利
- (2) 定款第29条第4項第2号に規定する総会を招集する権利
- (3) 定款第31条第2項の議決権

(取引の信義則に反する行為)

第3条 規程第5条第3号に掲げる取引の信義則に反する行為は、次のとおりとする。

- (1) 不公正な取引又は商品先物取引業務を行うこと。
- (2) 商品先物取引業務の信用の保持を欠くこと。
- (3) 委託者等の保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な取引又は商品先物取引業務を行うこと。

(その他の制裁対象行為)

第4条 規程第5条第5号に掲げるその他本会が別に定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 定款、紛争処理規程、制裁規程、自主規制規則その他の規則に基づく届出、報告、資料の提出を、正当な理由なく行わず、又は虚偽の届出、報告、資料の提出をしたとき。
- (2) 本会が行う調査又は監査を正当な理由なく拒否し、妨げ、又はこれを忌避したとき。
- (3) その他、会員の行為について本会が制裁に値すると認めるとき。

(制裁内容のガイドライン)

第5条 規程第5条各号に基づき制裁を行う場合には、以下のガイドラインを勘案して、制裁の内容を決定するものとする。

- (1) 商品先物取引法、同法に基づく命令、同法に基づく主務大臣の処分に違反する行為
 - イ 故意によるもの
 - 1 億円以下1千万円以上の過怠金、若しくは会員の権利の停止若しくは制限若しくはこれらの併科又は除名
 - ロ イ以外のもの
 - 譴責又は1千500万円以下300万円以上の過怠金。ただし、6か月間に同様の行為があった場合は、1億円以下1千万円以上の過怠金
- (2) 本会の定款、紛争処理規程、本規程、自主規制規則その他の規則に違反する行為
 - イ 故意によるもの
 - 1 億円以下1千万円以上の過怠金、若しくは会員の権利の停止若しくは制限若しくはこれらの併科又は除名
 - ロ イ以外のもの
 - 譴責又は1千500万円以下300万円以上の過怠金。ただし、6か月間に同様の行為があった場合は、1億円以下1千万円以上の過怠金

(3) 取引の信義則に反する行為

イ 故意によるもの

1 億円以下1千万円以上の過怠金

ロ イ以外のもの

譴責又は1千500万円以下300万円以上の過怠金。ただし、6か月間に同様の行為があった場合は、5千万円以下500万円以上の過怠金

(4) 規程第5条第5号に定める各行為

イ 故意によるもの

1 億円以下1千万円以上の過怠金

ロ イ以外のもの

譴責又は1千500万円以下300万円以上の過怠金。ただし、6か月間に同様の行為があった場合は、5千万円以下500万円以上の過怠金

(審議に値すると認めるとき)

第6条 規程第7条第1項に規定するその他審議に値すると認めるときは、本会の役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条第6項及び第27条第6項に規定する場合とする。

(不服申立て)

第7条 規程第10条第1項に規定する別に定める正当な理由は、次のとおりとする。

(1) 制裁が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、制裁の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が制裁の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。

(2) 制裁手続きについて、規程に定める手続きに齟齬があったとき。

2 規程第10条第1項に規定する不服申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出して行わなければならない。

(1) 不服申立てにあたる正当な理由

(2) 不服申立てをすするに至った事情及び経過

3 前項の不服申立ての書面を提出するにあたっては、正当な理由を裏付ける証拠書類等を添付しなければならない。

(制裁の公示事項、場所及び期間等)

第8条 規程第11条に規定する制裁に係る公示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 公示事項

イ 制裁規程に基づく制裁である旨

ロ 制裁を行った日

ハ 制裁を受けた会員の商号又は名称

ニ 制裁の種類

ホ 制裁の理由

(2) 公示場所

本会の事務所（本部及び支部）

(3) 公示期間

制裁を行った日から10営業日の間

2 前項の公示事項は、制裁を行った日から1年間、本会のホームページに掲載するものとする。

附 則

この細則は、規程の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第8条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第8条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条第1号、第2号及び第4号を改正。

附 則

この細則の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第2条第1号から第3号、第3条第1号から第4号、第4条柱書き、第5条第1号から第4号、第8条第1項第1号を改正。

附 則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第6条を改正。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条を改正。

規 律 委 員 会 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第45条第3項に基づき、規律委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、理事、会員代表者及び会員外の者のうちから選任する委員をもって構成する。
2 委員の数は、7人以上13人以内とする。ただし、会員外の者から選任する委員（以下「会員外委員」という。）は、総数の過半数を占めなければならない。

(委 員)

第 3 条 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
4 委員は、辞任又はその任期が満了した後においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。
5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。ただし、委員長及び副委員長1人は、会員外委員でなければならない。
3 委員長は、会議の議長となり、委員会の審議結果に基づき、制裁の執行又は制裁に係る審議を行うよう会長に要請する。
4 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、委員長が随時招集する。

(委員会の議決方法等)

第 6 条 委員会は、委員総数の過半数の出席があり、かつ、会員外委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する場合には、その審議及び議決に参加することができない。
3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(小委員会)

第 7 条 委員会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）の定めるところにより、会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先

物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」という。）に対する指導、勧告、又は処分（指導等規則第7条第1号を除く。）（以下「指導等」という。）を決定しようとするときは、指導等に係る事案（以下「事案」という。）ごとに第8条により構成される指導等小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、これに事案の審議を行わせることができる。

（小委員会の構成等）

- 第8条** 小委員会は、委員のうち、事案ごとに会長が指名する会員外の委員3人及び会員の委員2人をもって構成する。ただし、特別な利害関係を有する場合は、指名することができない。
- 2 会長は、会員外の委員のうち1人を小委員会の委員長に指名する。
 - 3 小委員会の委員長は、小委員会を随時招集し、会議の議長となる。
 - 4 会長は、指名した委員に欠員が生じたときは、遅滞なく他の委員を指名し、補充しなければならない。

（小委員会の議決方法等）

- 第9条** 小委員会は、前条第1項により会長が指名する委員5人全員の出席により開催する。ただし、小委員会の委員長が必要と認めるときは、会長が指名した委員の過半数、かつ、会員外委員の過半数の出席により開催することができる。
- 2 小委員会の委員は、各1個の議決権を有する。
 - 3 小委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、小委員会の委員長の決するところによる。
 - 4 小委員会の行った事案に関する決定は、委員会の決定とみなす。

（委員長への報告）

- 第10条** 小委員会の委員長は、事案の審議により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したとき、及び当該役員使用人等が在籍する又は在籍した商品先物取引仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、その事実関係等必要な事項について、委員長に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。

（会長の出席）

- 第11条** 会長は、委員会及び小委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

（議事に関係のある者等の出席）

- 第12条** 委員長及び小委員会の委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

（議事録）

- 第13条** 委員会及び小委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

（細則の制定）

- 第14条** 委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成6年6月22日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条に規定する委員定数（理事及び会員代表者のうちから選任する委員6人、その他の委員3人）を改正。

2 平成7年度に選任される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 この規則の改正後の当初の委員である者の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、別途理事会で定めるところによる。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第1条、第2条第1項、第3条第5項、第4条第1項から第3項、第5条及び第6条第1項から第3項を改正。

2. 旧第3条第1項を改正し、第2条第2項に繰り上げる。

3. 旧第3条第2項、第3項を改正し、第3条第1項、第2項に繰り上げる。

4. 旧第8条から旧第11条を改正し、それぞれ第7条から第10条に繰り上げる。

5. 第3条第3項を新設。

6. 旧第7条及び第10条第2項を削る。

附 則

この改正は、平成11年5月26日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

平成11年4月1日施行の附則第2項を新設。

附 則

この改正は、平成20年11月26日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第2条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第1条を改正。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第2条の見出し、第3条第4項及び第6条の見出しを改正。
2. 第7条から第10条を第11条から第14条に繰り下げて第11条から第13条を改正し、第7条から第10条を新設。

規律委員会規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(書面等による委員会)

第2条 委員長及び規則第7条に基づく指導等小委員会（以下「小委員会」という。）の委員長は、必要があると認めるときは、委員会（小委員会を含む。以下この項及び第3条において同じ。）の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 規則第6条及び第9条の規定は、前項の場合について準用する。

(書面等による委員会の議事録)

第3条 規則第13条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

(特別利害関係事案)

第4条 規則第6条第2項に規定する特別な利害関係を有する場合とは、次のとおりとする。

(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の会員又はその会員と商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結している商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。

(2) 委員又は委員の所属する法人が、事案の会員又はその会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の間に、議決権数や役員の構成等に照らして支配関係があると認められるとき。

(3) その他委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。

2 規則第8条第1項に規定する特別な利害関係を有する場合とは、次のとおりとする。

(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の当事者が所属する又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。

(2) 委員又は委員の所属する法人と事案の当事者が所属する又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の間に支配関係があると認められるとき。

(3) 委員の所属する会員と事案の当事者が所属する又は所属していた商品先物取引仲介業者との間に、商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結しているとき。

(4) その他小委員会の委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。

附 則

この細則は、改正規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第4条第1号及び第2号を改正。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第2条第1項及び第2項、第3条を改正し、第4条第2項を新設。

従業員・外務員登録関係

会員等の役員使用人に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第1項に基づき、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の公共性及びその社会的使命の重要性に鑑み、会員及び商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（商品先物取引業務に従事する者に限る。以下この規則において同じ。以下「役員使用人」という。）について、その服務基準及び会員の監督責任等を定めることにより役員使用人の資質の向上を図り、もって顧客（定款第3条第1項第6号に定める者をいう。以下この規則において同じ。）の保護に資することを目的とする。

(役員使用人の採用)

第2条 会員は、役員使用人の採用に際しては、採用しようとする者が第1条の目的に照らし、善良かつ有能な役員使用人となることができる者であるかどうかを、その者の経歴等により審査しなければならない。

2 会員は、他の会員の役員使用人又は役員使用人であった者を採用するに当たり、その者に他の会員の顧客名簿その他顧客の個人情報の提供を求めたり、又は当該情報を持ち出す等の不当な行為を行わせるよう助長する行為（幫助又は教唆を含む。）をしてはならない。

(法令等違反行為を行った者に対する採用の対応等)

第2条の2 会員は、前条第1項に規定する審査において、採用しようとする者が、次に掲げる指導等を受けた者であったことが判明した場合には、その者が会員の商品先物取引業務を適正に行うよう教育・指導を実施し、再びかかる行為を行うことのないよう管理・監督しなければならない。

- (1) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第13条又は第25条の規定による指導又は勧告
- (2) 指導等規則第16条の規定による二級不都合行為者としての取扱い
- (3) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第4条の2の規定による外務員の職務禁止措置
- (4) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第204条第1項の規定による外務員の登録の取消し又は職務の停止

(本会への照会)

第3条 会員は、役員使用人として採用しようとする者が他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であったときは、あらかじめ、本会に対し、指導等規則第16条に規定する一級不都合行為者の取扱い及び前条各号に掲げる指導等の有無について、照会しなければならない。

2 本会は、前項の規定による照会があったときは、照会に係る事項について、遅滞なく、当該会員に回答する。また、指導等があった場合は、その内容等を併せて回答する。

3 第1項の規定は、他の会員又は商品先物取引仲介業者の役員使用人であった者が、社内異動により商品先物取引業務に従事することとなる場合にも適用する。

(不都合行為者等の採用の禁止)

第4条 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者については、いかなる名称を用いているかを問わず、役員使用人として採用してはならない。

2 会員は、指導等規則第16条の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者につ

いては、当該取扱いの決定の日から5か年間は、いかなる名称を用いているかを問わず、役員
使用人として採用してはならない。

(サービスの根本基準)

第5条 会員は、役員使用人に商品先物取引業務の公共性及び社会的使命の重要性を認識させ、か
つ、顧客の保護の精神に則り各自の本分に精励させなければならない。

2 会員は、役員使用人をして、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）その他関係法令、受託
契約準則に違反する行為並びに本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する
行為を行わせてはならない。

3 会員は、登録外務員でない者を使用して商品先物取引業務を行わせ又は市場調査、アンケート
募集等当該行為と誤認されるおそれのある外交接触をさせてはならない。

4 会員は、役員使用人をして、他の会員若しくはその役員使用人又は商品先物取引業界に対する
誹謗、中傷等その信用を損ねる行為を行わせてはならない。

(役員使用人の禁止行為)

第6条 会員は、役員使用人が法その他関係法令、受託契約準則及び本会の定める自主規制規則に
違反する行為のほか、次に掲げる行為を行うことのないように管理しなければならない。

(1) 商品デリバティブ取引（法第2条第15項に定める取引をいう。以下この規則において同
じ。）の委託又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込み（以下「委託等」とい
う。）につき、顧客に対し、当該取引に係るもの以外のものであると顧客に誤認されるよう
な仕方での勧誘を行うこと。

(2) 商品デリバティブ取引の委託等につき、顧客に対し、事実と反する事項を告げ又は威迫する
言動を交えて勧誘すること。

(3) 顧客に対し、取引の仕組み、その投機的本質及び損失が発生する可能性等法217条第1項に
規定する契約締結前交付書面に基づいて法第218条第1項に定める説明をしないで勧誘し、受
託又は取引の相手方となること。

(4) 顧客に対し、商品取引契約（法第2条第24項に定める契約をいう。以下この規則において同
じ。）以外の契約を解除することを勧めること。

(5) 商品デリバティブ取引の委託等につき転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示
した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧め又は新規に当該取引を勧めること。

(6) 商品取引所において受託契約準則に定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に
委任を受けた代理人（同準則で定める代理人を除く。）から受託すること。

(7) 顧客に対し、本人以外の名義を使用させること。

(8) 外務員として登録を受けていないのに登録外務員の行為を行うこと。

(9) 顧客に対し、取引等の損益を共にすることを約束し、又はこれを実行すること。

(10) 自己の在籍する以外の商品先物取引業者に取引の委託等の引受けを斡旋すること。

(11) 委託者等から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で在籍する商品先物
取引業者（会員に限る。）に通すこと。

(12) 委託者等とみだりに金銭等の貸借関係を結び、又は金銭等の借受けを勧めること。

(13) その他登録外務員の職務を怠る等委託者等の保護に欠ける行為を行うこと。

(指導等規則による指導、勧告、処分を受けた者の取扱い)

第7条 会員は、指導等規則に基づき指導、勧告及び処分（一級不都合行為者を除く。）を受けた
者について、引き続きその者を登録外務員として就業させる場合には、再びかかる行為を行う
ことのないよう商品先物取引業務の適正化を図るための教育・指導を講じ、その者を管理・監

督しなければならない。

(教育研修の実施)

第8条 会員は、役員使用人に対し、その資質の向上を図るために必要な教育研修を行わなければならない。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第9条 会員は、本規則の定めるところにより、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に、当該商品先物取引仲介業者の役員使用人を管理させるものとする。

2 商品先物取引仲介業者の役員使用人の本会への照会は、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を通じて行うものとし、その取扱いについては第3条に定める手続きの例によるものとする。

(細則の制定)

第10条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の実施日において現に旧規則第14条の規定により不都合行為者と決定されている者については、旧規則第4条の規定をなお適用することとし、改正後の規則第4条の規定は適用しない。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項、第2項、第5条第1項、第9条第2項、第3項及び第11条から第23条までを改正。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項及び第11条を改正。

附 則

この改正は、平成12年1月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第9条第4項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条、第9条第3項及び第10条を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

1. 本規則を「会員従業員に関する規則」から「会員等の役員使用人に関する規則」に改める。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第1章から第6章の各表題を削除。
2. 第1条から第3条を改正。
3. 第4条第2項を削り、改正。
4. 第5条を改正。
5. 旧第6条を第10条に繰り下げ、改正。
6. 旧第7条及び旧第8条を削除。
7. 旧第9条を第6条に繰り上げ、改正。
8. 旧第10条を削除。
9. 第7条を新設。
10. 旧第11条を第8条に繰り上げ、改正。
11. 旧第12条を第9条に繰り上げ、改正。
12. 第13条を削除。
13. 第11条を新設。
14. 第14条を第12条に繰り上げ、改正。

15. 別紙 1 及び別紙 2 を新設。

附 則

この改正は、平成23年 3 月 2 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 1 条、第 4 条及び第 5 条を改正。
2. 第 3 条第 3 項を新設。

附 則

1. この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
2. この改正の施行日前に、改正前の指導等規則第 15 条第 4 項に基づき登録の拒否の処分を受けた者に関する本会への照会については、なお従前の例による。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 2 条の 2 を新設。
2. 第 3 条第 1 項から第 3 項を改正。
3. 第 4 条第 1 項を第 2 項に繰り下げて改正、第 1 項を新設。
4. 第 5 条を削除し、第 6 条及び第 7 条を繰り上げ。
5. 第 8 条を削除し、第 9 条を繰り上げて改正。
6. 第 10 条から第 12 条を順次繰り上げ。
7. 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

- 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 3 条第 1 項及び第 2 項を改正。
2. 別紙 1 及び別紙 2 を削除。

会員等の外務員の登録等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件等を定めることにより、外務員の登録制度の的確、かつ、円滑な運営を図り、もって委託者等の保護に資することを目的とする。

(規律委員会)

第2条 定款第45条に基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。

(外務員)

第3条 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）は、当該役員又は使用人であって、当該会員等のために、法第200条第1項に規定する行為（以下「外務員の職務」という。）を行うもの（以下「外務員」という。）について、本会の行う登録を受けなければならない。

- 2 会員等は、前項の規定により登録を受けた外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。
- 3 外務員は、その所属する会員等に代わって、外務員の職務に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りではない。

(登録外務員の資格要件)

第4条 登録外務員となることができる者（登録の更新を受ける者を含む。）は、会員等の役員又は使用人であって、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格した者であること。
- (2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めた者であること。
- (3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしている者であること。
- (4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、次の要件のいずれかに該当する者であること。
 - イ 本会の実施する登録更新講習（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）を修了した者
 - ロ 本会の実施する外務員登録資格試験（ただし、更新を申請しようとする日前1年以内のものに限る。）に合格した者
 - ハ 細則に定める要件に該当する者

(外務員の職務禁止措置)

第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第12条の規定による委員会の審議の結果、外務員（外務員であつた者を含む。）が指導等規則第5条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に

所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。

- 2 前項は、外務員でない会員等の役員又は使用人について準用する。この場合において、前項中「外務員（外務員であった者を含む。）」とあるのは「会員等の役員又は使用人（会員等の役員又は使用人であった者を含む。）」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は使用人につき」と読み替えるものとする。

（不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止）

第4条の3 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者に外務員の職務を行わせてはならない。

- 2 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。

- 3 会員等は、前条第1項に規定する外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に、当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。

（外務員の職務禁止措置者名簿）

第4条の4 本会は、外務員の職務禁止措置者の名簿（以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。）を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置の氏名、性別、生年月日、当該外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。

（外務員の登録申請等）

第5条 第3条第1項の規定により登録を受けようとする会員等は、次に掲げる事項を記載した細則に定める登録申請書を本会に提出しなければならない。

- (1) 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員について次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日、住所
 - ロ 役員又は使用人の別
 - ハ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ニ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
- (3) その他本会が細則に定める事項

- 2 前項の登録申請書には、登録を受けようとする者に係る履歴書その他細則に定める書類を添付しなければならない。

- 3 会員等は、外務員の登録を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

（登録原簿への登録）

第6条 本会は、前条第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者の氏名、生年月日、その他細則に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

- 2 第3条第1項の登録の有効期間は6年とし、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(外務員の登録の更新)

第7条 登録の更新を受けようとする会員等は、前条第2項の登録の有効期間の満了の日の1カ月前(当日が休日の場合は、前営業日)までに、次に掲げる事項を記載した所定の外務員登録更新申請書を本会に提出しなければならない。

- (1) 登録更新申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の更新申請に係る外務員について次に掲げる事項
 - イ 登録番号
 - ロ 氏名、生年月日、住所
 - ハ 役員又は使用人の別
 - ニ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ホ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
- (3) その他細則に定める事項

- 2 前項の登録更新申請書には、登録の更新を受けようとする者に係る登録更新講習修了証書(更新日前1年以内のものに限る。)の写しその他細則に定める書類を添付しなければならない。
- 3 本会は、第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該外務員の登録を更新するものとする。
- 4 会員等は、外務員の登録の更新を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

(登録又は登録の更新の通知)

第8条 本会は、第6条第1項又は前条第3項の規定により外務員の登録又は登録の更新をしたときは、遅滞なく、書面をもって、登録又は登録の更新を申請した会員等(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(登録外務員についての縦覧)

第9条 本会は、個人情報保護法に抵触しない範囲内において、外務員の登録、登録の抹消その他登録外務員について必要な事項を、本会の所在地において公衆の縦覧に供するものとする。

(登録又は登録の更新の拒否)

第10条 本会は、登録又は登録の更新の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録又は登録の更新を拒否するものとする。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者であるとき。
- (2) 登録又は登録の更新に係る申請書(以下「申請書」という。)又はそれらの添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- (3) 法第204条第1項(同法第240条の11において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録を取り消されたことがあるときは、その取消の日から5年を経過していないとき。
- (4) 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に所属する外務員として登録されているとき。
- (5) 法第240条の2第1項の規定により商品先物取引仲介業者として登録されているとき。

- 2 本会は、前項の規定により登録又は登録の更新を拒否しようとするときは、意見の聴取の期日、場所及び意見の聴取事項を記載した書面を当該申請者又はその代理人に通知するとともに、当該

申請者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるために、意見の聴取を行うものとする。

- 3 本会は、前項の規定による意見の聴取の結果、登録又は登録の更新を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録外務員に関する届出及び登録の変更)

第11条 会員等は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。
- (4) 死亡したとき。

2 本会は、前項第2号の届出につき第6条第1項の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。

3 第1項第3号の規定により届出を行おうとする会員等は、当該届出に係る外務員に指導等規則第6条に規定する違反等行為がある場合には、当該届出の前に指導等規則第8条又は第22条に規定する違反等行為の届出書及び指導等規則第9条又は第23条に規定する顛末報告書を提出しなければならない。

(合併等に伴う登録の移動)

第11条の2 本会は、定款第10条に定める会員たる地位の承継があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外務員について、登録原簿に記載されているその所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名、その他細則に定める事項を変更するものとする。

- (1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い登録外務員が出向又は転籍する場合
- (2) 商品先物取引業者が商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行うために登録外務員が出向又は転籍する場合
- (3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い所属商品先物取引業者へ登録外務員が出向又は転籍する場合

(登録の取消し等)

第12条 本会は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取消し、又は当該登録外務員に対し2年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第10条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (2) 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
- (3) その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき。

2 前項の規定による処分の手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。

(登録の抹消)

第13条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、外務員の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- (2) 登録外務員の所属する会員等が解散し、又は会員にあつては商品先物取引業を廃止若しくは許可を取り消され（商品先物取引仲介業者にあつては商品先物取引仲介業を廃止若しくは登録を取り消され）たとき。
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。
- (4) 登録の更新の申請がなく、第6条第2項の規定により失効したとき。

（細則の制定）

第14条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

（登録事務に関する届出）

第15条 本会は、第6条第1項の規定による登録、第11条の規定による届出に係る登録の変更、第12条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第13条の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

（商品先物取引仲介業者の外務員に係る登録申請等に関する手続き）

第16条 商品先物取引仲介業者の外務員については、所属商品先物取引業者である会員が登録申請等に係る一切の手続きを行うものとする。ただし、所属商品先物取引業者である会員が複数の場合は、当該会員間で主たる会員を定め、当該会員が行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、改正前の法第91条の2第1項の規定により商品取引所において外務員の登録を受けている者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により登録を受けたものとみなされる外務員についての第6条第2項の規定の適用については、当該外務員が最後に登録を受けた日を第6条第1項の登録を受けた日とみなす。
- 4 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第4条第2号、第3号、第4号及び第14条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第14条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第7条第1項第2号、同条第2項及び第12条第3項を改正。第7条第1項第3号を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号、第2号、第8号、第5条第2号イ、第6条、第7条第1項本文、第2号ロ、第3項、第5項、第11条第1項本文、第13条第1項本文、第1号、第4項、第14条第1項本文、第15条本文、第2号、第17条を改正。
- (2) 第5条第2号ニ、第7条第2号ホ、第7条第4項、及び第13条第3項を削除し、第5条第2号ホをニ、第7条第2号へをホ、第7条第5項を第4項、及び第13条第4項を第3項に繰り上げ。
- (3) 第10条を削除し、第11条から第17条を第10条から第16条に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第13条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第5条本文、第1号、第2号イニ、第3号、第6条第1項、第7条第1項本文、第1号、第2号ロホ、第3号、第2項、第4項、第8条、第9条、第12条第1項本文、第1号、第2号、第2項、第13条第1項第4号、第2項、第3項、第14条第2号、第16条を改正。
- (2) 第5条第1項第2号ロ、第7条第1項第2号ハ、第11条、及び第12条第3項を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第5条第1項第2号ニ、第7条第1項第2号ホ、第16条を新設。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第11条の2を新設。

附 則

1 この改正は、平成27年6月1日から施行する。

2 この改正の施行日前に改正前の指導等規則第15条第4項に基づき登録の拒否の処分を受けた者については、改正前の会員等の外務員の登録等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

(1) 第2条、第3条、第4条、第5条第1項第2号ハ、第7条第1項第2号二、第10条、第11条、第12条、第13条第3号を改正。

(2) 第4条第1号から第7号を削除し、順次繰り上げ。第12条第1項第4号及び第3項を削除。

(3) 第4条の2、第4条の3、第4条の4、第10条第1項第3号から第5号、第11条第3項を新設。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1号、第2号、第3号及び第4号を改正。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条及び第4条の2第1項を改正。

附 則

この改正は、令和5年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第4号を改正。

附 則

この改正は、令和6年6月28日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

令和5年12月1日施行の附則を改正。

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「会員等の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、外務員の登録、登録の更新及び抹消その他に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の特例)

第2条 規則第4条第2号の「細則に定める要件に該当し、本会が特に認めたもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 商品先物取引法施行令第2条及び商品先物取引法施行規則第1条に規定された者を対象として、商品先物取引法でいう商品デリバティブ取引業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者
- (2) 外国において、前号と同等の経験を有している者又は商品デリバティブ取引に類似した業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者
- (3) 登録前1年以内に外務員資格試験等規則(以下「試験等規則」という。)第7条に定める外務員登録資格認定講習(以下「認定講習」という。)を修了した者
- (4) その他、地位、経験等からみて外務行為を行わせることが適当であると本会が特に認めた者

2 本会は、前項各号(但し第3号を除く。)のいずれかにより外務員の登録を申請した会員に対して、当該登録を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。

(再受講及び再受験等)

第3条 規則第4条第3号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者
当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に、本会が開催する登録更新講習を修了した者又は本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。
- (2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者
当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習を修了した場合はこの限りではない。

(登録の更新の特例)

第4条 規則第4条第4号ハの「細則に定める要件に該当する者」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 登録外務員としての所定の在籍期間における外務員の職務の遂行状況等を勘案して、本会が特に認めた者
- (2) 登録更新講習修了証書を付して登録の更新を受けることを要する者であって、病気その他やむを得ない等の理由により所定の登録更新講習を受講できなかったと認められる者にあつては、当該登録更新後、直近の登録更新講習を受講し、かつ、当該講習修了証書の写しを提出することを確約した者。ただし、当該確約を履行しなかったときは、規則第12条第1項第3号に該当

する者として当該者の登録を取り消すものとする。

- 2 本会は、前項第1号により外務員の登録の更新を申請した会員に対して、当該登録の更新を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。

(登録の申請)

第5条 規則第5条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日
- (2) 以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間
- (3) 外務員登録資格試験の合格証番号又は認定講習の修了証書番号

(登録申請書の添付書類)

第6条 規則第5条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面
- (3) 前条第1号の「資格取得方法」が認定講習の修了である場合には、登録申請対象者が認定講習の受講時点において、日本証券業協会の協会の外務員の資格、登録等に関する規則第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員であって、試験等規則第8条第2項第3号乃至第5号に該当しない者であることを当該申請対象者が所属する会員（申請対象者が商品先物取引仲介業者の役職員である場合には当該仲介業者の所属商品先物取引業者である会員）の代表者が誓約した書面

(登録原簿の登録事項)

第7条 規則第6条第1項の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住所
- (2) 所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名
- (3) 役員又は使用人の別
- (4) 登録年月日、登録有効期限、登録番号及び登録抹消年月日
- (5) 規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日
- (6) 外務員登録資格試験の合格証番号又は認定講習の修了証書番号
- (7) 以下に掲げる事項
 - イ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ロ 以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間
 - ハ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(合併等に伴う登録の移動における変更事項)

第7条の2 規則第11条の2の「細則に定める事項」とは、前条第3号及び第7号イに掲げるものをいう。

(登録の更新の申請)

第8条 規則第7条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、更新申請時以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間をいう。

(登録更新申請書の添付書類)

第9条 規則第7条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面
- (3) 法第204条第1項の規定による処分（その処分の日から5年を経過するまでのものに限る。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面
- (4) 前号に該当しない者にあつては、会員代表者が証する証明書
- (5) 第4条第1項第1号の規定に係る者にあつては、当該認定書
- (6) 第4条第1項第2号の規定に係る者にあつては、当該確約書

(外務員登録申請書等の様式)

第10条 規則に規定する外務員登録申請書その他の書類は、様式1から6により作成するものとする。

(外務員登録に係る手数料)

第11条 規則第5条第3項及び規則第7条第4項に規定する手数料は、商品先物取引法施行令第26条の定めにより、1人につき1,000円とする。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の見出し、同条第2号及び第6条第2号を改正。第6条第5号及び第8条を新設。
- (2) 旧第8条を第8条の2として、見出しを改正し、第1号、第2号、第3号及び第4号を新設。
- (3) 様式3「外務員登録更新申請書」及び様式4「外務員登録事項変更届出書」を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条本文、第1号、第2号ロ、第3条第2号、第4条第2号、第6条第3号、第5号、第7条第1号、第5号、第8条の2第2号、第3号、第9条第1項、第2項、第10条、第11条、第12条、第13条本文、第1号及び第4号を改正。
- (2) 第6条第5号及び第6号を第6号及び第7号に繰り下げ、第5号を新設。

- (3) 第8条の2第5号から第7号を第6号から第8号に繰り下げ、第5号を新設。
- (4) 第13条第2号及び第3号を削除し、第4号を第2号に繰り上げ。
- (5) 第9条から第13条を第10条から第14条に繰り下げ、第8条の2を第9条とする。
- (6) 様式1から様式9を改正。
- (7) 様式9を様式10に繰り下げ、様式9を新設。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第5条本文、第4号、第6条本文、第3号、第7条本文、第1号、第2号、第8号、第9号ロ、第8条、第9条本文、第2号、第4号、第14条を改正。
- (2) 第2条、第5条第1号、第3号、第5号、第6条第2号、第4号、第5号、第6号、第7号、第7条第3号、第5号、第6号、第9号イ、第9条第3号、第8号、第10条、第11条、第13条を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第2条、第5条第1号、第7条第5号、第7号ハを新設。
- (4) 様式1から様式9を様式1から様式6に改正。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第3条第1号ロを削除し、これに伴い文字「イ」を消去。
- (2) 第3条第2号を改正。
- (3) 第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条本文、第3条本文、第2号、第4条本文、第1号、第5条第1号、第2号、第7条第5号、第7号イ、ロ、第8条を改正。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を新設。
- (2) 第9条第5号及び第6号を改正。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条第1項第3号、第2項、第5条第3号、第7条第6号を改正。
- (2) 第6条第3号を新設。

附 則

この改正は、令和5年12月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第3条、第4条第1項を改正。

附 則

この改正は、令和6年6月28日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項を改正。
- (2) 令和5年12月1日施行の附則を改正。

様式3

外務員登録事項変更届出書

年 月 日

代行申請者

会社番号			

登録申請者 商号等

商号等

会員代表者氏名

会社番号	登録番号										

(ふりがな)	
氏名	

変更事項		
氏名	住所	役職区分

※ 「変更事項」は、該当するものを○印で囲む(複数選択可)

国籍		(ふりがな)
日本	その他	氏名

※ 該当するものを○印で囲む

住所		住所
国内	国外	

※ 該当するものを○印で囲む

※ ハイフンを使用せず、正式な名称で記入する

変更年月日						

役職区分	
一般	役員

※ 該当するものを○印で囲む

様式4

外務員登録抹消者届出書

年 月 日

代行申請者 会社番号

登録申請者 商 号 等

商 号 等

会社番号 会員代表者氏名

番号	ふ り が な			登 録 番 号										抹消理由	抹消年月日			
	氏	名																
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

※抹消理由
 1. 退職 2. 死亡 3. 懲戒解雇 4. 解雇 5. 配置転換
 6. その他 7. 登録取消 9. 業務廃止

登録申請者 商号等

会員代表者氏名

会社番号					
------	--	--	--	--	--

 (1) 商号変更

ふりがな	
新商号	

変更(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

 (2) 商品先物取引業の許可

許可(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

 (3) 商品先物取引業の廃止

廃止(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

 (4) 合併・分割・事業譲渡

具体的内容 _____

予定年月日	年 月 日
-------	-------

 (5) 登録事務を行う商品先物取引仲介業者

ふりがな	
商号・名称 氏名	

登録年月日	年 月 日
-------	-------

『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領

1. 研修対象者

研修対象者は、『「会員の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第1項各号に掲げる者である。

なお、「会員の外務員の登録等に関する規則」第4条第1号に規定する試験に合格した者については、本研修は不要であり、研修対象者とはならない。

2. 研修内容

研修内容には、①商品先物市場に係る知識、②商品先物取引法令・諸規則に係る知識、③自社で取扱う商品デリバティブ取引に係る知識について行うものとする。

3. テキスト

本会で提供するテキストの内容を盛り込んだものとする。

4. 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員において設定するものとする。

5. 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、実施する会員において研修終了後に理解度確認テストを実施し、その合格を以て修了とする。

理解度確認テストの要領については、実施する会員が定めることとするが、10問以上の出題（本会が別に示すサンプル問題を参考に実施する会員が作成）と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

6. 研修時間

研修時間は、上記の2.研修内容及び5.研修の修了要件に鑑み、研修内容の学習に十分な時間を設定することが望ましい。

7. 研修の実施責任者

研修の実施に当たっては、実施する会員において研修に係る責任者を定めるものとする。

8. 研修の報告

研修を実施した会員は、遅滞なく研修を受講修了した者について、外務員登録申請システムを通じて本会に報告するものとする。

9. その他

研修を実施した会員は、その研修の内容等について本会から求めがあった場合はこれに応じなければならない。

平成 22 年 10 月 25 日制定

平成 23 年 1 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 1 日施行

『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領

1. 研修対象者

社内研修（以下「研修」という。）の対象者は、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第1項第1号に掲げる者である。

2. 研修内容

商品先物取引法令・諸規則、商品先物取引に関する専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的として行うものとする。

3. 研修資料

本会が実施する登録更新講習の内容を織り込んだものとする。

4. 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員において設定するものとする。

5. 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修内容の理解度を確かめるため、最低2時間の講習時間又は閲読時間を確保し、当該時間内に理解度確認テストを実施し、その合格を以て修了とする。

理解度確認テストの要領については、実施する会員が定めることとするが、12問以上の出題（本会が別に示すサンプル問題を参考に実施する会員が作成）と正答率を7割以上に設定することが望ましい。

6. 研修の実施責任者

研修の実施に当たっては、実施する会員において研修に係る責任者を定めるものとする。

7. 研修の報告

研修を実施した会員は、研修を受講修了した者について、登録の有効期限の満了の1か月前に（当日が休日の場合は前営業日）までに、外務員登録管理システムを通じて本会に報告するものとする。

8. その他

研修を実施した会員は、その研修内容等について本会から求めがあった場合はこれに応じなければならない。

平成28年2月17日制定

平成28年4月1日施行

日商協外務員専門性向上認定要領

(商品取引所等商品先物取引関係諸団体が実施する講習又は試験の認定要領)

(目的)

1. 日商協外務員専門性向上認定要領は、商品取引所等商品先物取引関係諸団体（以下「主催者」という。）が実施する登録外務員等会員役職員の資質の向上等を目的とする講習又は試験に関し一定の認定基準を定め、当該講習又は試験の適正かつ円滑な実施を通じて登録外務員等の専門知識の向上等その資質向上が広範に図られることを促進することによって、委託者の理解度の促進による健全な受託業務を図り、もって、委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資することを目的とする。

(対象となる講習等)

2. 講習又は試験は、以下の全ての項目を満たしているものとする。

(1) 認定講習

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる講習であること
- ② 修得効果が確保できる講習時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 受講した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受講日が確認できること
- ⑤ 主催者が、一定の専門的知識を得た者として修了証等の発行により認めていること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(2) 認定試験

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる試験であること
- ② 修得効果を確かめる試験時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 主催者の合格基準に基づき合否判定が行われ、かつ、合格証等により専門的知識を有する者であることが証明されていること
- ⑤ 受験した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受験日が確認できること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(申請手続き)

3. 主催者は、「認定講習」の認定を受けようとするときは「認定講習認定申請書」（様式1）に、「認定試験」の認定を受けようとするときは「認定試験認定申請書」（様式2）にその実施内容を記載した書面を添付して、本会に提出するものとする。

なお、認定された講習又は試験の内容等に変更が生じた場合についても、その旨を本会にその都度提出するものとする。

(認定)

4. 本会は、3.の申請内容からみて当該主催者の講習又は試験の内容が、2.のそれぞれの項目を満たしているものであり、かつ、本会が認定することが委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資するものとして本制度の目的にふさわしいものと認めるときは、当該主催者の講習を「認定講習」として、同試験を「認定試験」として認定するものとし、その旨を当該主催者に通知

する（様式3及び様式4）ものとする。

（認定講習又は認定試験の報告）

5. 「認定講習」又は「認定試験」を実施した主催者は、「認定講習」にあつては2.(1)④の内容を、「認定試験」にあつては2.(2)⑤の内容を本会に報告しなければならない。

（認定の取消し）

6. 本会は、「認定講習」にあつては2.(1)の基準を、「認定試験」にあつては2.(2)の基準を満たさなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

6. を削除し、7. を6. に繰り上げ。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

3. の様式1及び様式2を改正。

4. の様式3及び様式4を改正。

「認定講習認定申請書」(様式1)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の講習を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定講習」として認定されたく、申請します。

「認定試験認定申請書」(様式2)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の試験を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定試験」として認定されたく、申請します。

「認定講習審査結果通知書」(様式3)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった講習を審査した結果、「認定講習」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。

「認定試験審査結果通知書」(様式4)

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった試験を審査した結果、「認定試験」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。

外務員資格試験等規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第69条の規定に基づき実施する外務員登録資格試験(以下「試験」という。)、登録更新講習(以下「更新講習」という。)及び登録外務員等に対する研修(以下「研修」という。)に関し必要な事項を定める。

第 2 章 外務員登録資格試験

(資格試験)

第 2 条 本会は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第200条第1項に規定する外務員(以下「外務員」という。)の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

(受験資格)

第 3 条 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員及び使用人
 - (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員及び使用人
 - (3) 法第190条の許可及び法第240条の2の登録を受けようとする者であって、定款第36条の理事会(以下「理事会」という。)が定める外務員資格試験等実施要領(以下「試験要領」という。)に定める書類を本会に提出した者(以下「未許可法人等」という。)の役員及び使用人
 - (4) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者(以下「会員等」という。)又は未許可法人等が役員又は使用者として6か月以内に採用しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は試験を受けることができない。
- (1) 試験の受験日において、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下、「指導等規則」という。)第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者
 - (2) 試験の受験日において、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者

(受験の禁止)

第 3 条の 2 会員等は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者に試験を受けさせてはならない。

- 2 本会は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者が試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。

(試験科目等)

第 4 条 試験は、次の科目について行うものとする。

- (1) 商品先物市場論
- (2) 商品先物取引法令・諸規程
- (3) 商品先物取引業務の基礎知識
- (4) 商品の基礎知識

- (5) その他、理事会が必要と認めた科目
- 2 出題の範囲、問題の形式及び数、試験の所要時間、合格判定基準等については、試験要領による。

(試験の実施)

第5条 試験の実施日時、実施地その他試験の実施に関し必要な事項は、試験要領による。

(合格証書の交付)

第6条 本会は、試験に合格した者に対し、「合格証書」を交付する。

第3章 外務員登録資格認定講習

(講習の開設)

第7条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者であって次条に定める要件を充足する者に対し、外務員に必要と認められる知識を取得するための外務員登録資格認定講習（以下「認定講習」という。）を実施する。

(受講要件)

第8条 認定講習を受講できる者は日本証券業協会（以下「JSDA」という。）の協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「JSDA登録等規則」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有し、第3条第1項に規定する登録を受けている外務員（以下「一種証券外務員登録を受けている者」という。）であって、次に掲げる者とする。

- (1) 会員の役員及び使用人
 - (2) 会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役員及び使用人
 - (3) 未許可法人等の役員及び使用人
 - (4) 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）又は未許可法人等が役員又は使用者として6か月以内に採用しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は認定講習を受講することができない。
- (1) 認定講習の受講日において、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者
 - (2) 認定講習の受講日において、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり、当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者
 - (3) JSDA登録等規則第18条第2項で規定する資格更新研修の受講義務者であって当該研修を修了していない者
 - (4) JSDA登録等規則第6条、第6条の2に基づく証券外務員の職務の禁止措置を受けている者
 - (5) 内閣総理大臣から金融商品取引法第64条の5に基づく「2年以内の職務停止」処分を受けている者

(受講の禁止)

第9条 会員等は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者に認定講習を受講させてはならない。

- 2 本会は、前条第1項に掲げる者以外の者又は前条第2項に掲げる者が認定講習を受講した場合には、その受講がなかったものとして取り扱う。

(認定講習の内容)

第10条 認定講習は商品先物取引に係る法令・諸規則及び商業倫理を、その内容とする。

(認定講習の実施)

第11条 認定講習の実施に際し必要な事項は、試験要領による。

(修了証書の交付)

第12条 本会は、認定講習の受講を修了した者に対し、「外務員登録資格認定講習修了証書」を交付する。

第 4 章 登録更新講習

(更新講習の開設)

第13条 本会は、外務員の登録の有効期限の満了により登録の更新を受けようとする者に対し、更新講習を開設する。

(更新講習の日数・内容)

第14条 更新講習の日数は1日とし、講習内容は主として関係法令、商品先物取引に関する専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的とするものとする。

(更新講習の実施)

第15条 更新講習の実施に関し必要な事項は、試験要領による。

(修了証書の交付)

第16条 本会は、更新講習の受講を修了した者に対し、「登録更新講習修了証書」を交付する。

第 5 章 雑 則

(受講及び受験手続)

第17条 会員等及び未許可法人等は、その役員又は使用人及び役員又は使用人として採用しようとする者に更新講習若しくは認定講習（以下「講習等」という。）又は試験を受けさせようとするときは、別に定める様式により、本会に申し込むものとする。

ただし、商品先物取引仲介業者の外務員については、当該商品先物取引仲介業者の外務員の登録申請等を行う会員がこれを行う。

2 前項の受講・受験料は、理事会がこれを定める。

(受講・受験の停止及び合格の取消し等)

第18条 本会は、不正の手段により講習等又は試験を受け若しくは受けようとした者に対し、その受講・受験を停止し、又は受講修了の認定を取り消し、若しくは合格を取り消すことができる。

2 会員は、会員が役員又は使用人として採用しようとする者に講習等又は試験を受けさせたにもかかわらず、当該講習等を受講した者又は当該試験に合格した者が入社しないこととなった場合には、ただちに本会へ届け出なければならない。

3 本会は、前項の規定により会員が届け出を行った場合には、当該届け出の対象者の講習等の受講又は当該合格者の合格を原則として取り消すものとする。ただし、会社都合により当該者が入社し

ないこととなった場合はこの限りではない。

(研修の実施)

第19条 本会は、外務員に対し、外務員として必要な知識を与え、もってその資質の向上を図るため、研修を実施することができる。

附 則

この規則は、平成3年10月2日から施行する。

附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成7年1月25日）から施行し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の規則を適用する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の講義科目に係る別表を改正。
- (2) 第9条第1項に係る試験科目を改正。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第1条、第2条、第4条、第9条第1項第5号、同条第2項、第10条、第13条及び第16条第2項を改正。第8条旧第2号を削除し、同条旧第3号を第2号に繰り上げる。

附 則

この改正は、理事会の決定があった日（平成11年7月14日）から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第3条に第3号を新設し、第16条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条第3号及び第16条第1項を改正。
- (2) 第3条第4号、第18条第2項及び第3項を新設。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第7条、第8条、第9条第2号、第3号、第2項、第10条、第14条、第16条、第18条第1項を改正。
- (2) 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第9条第4号、第17条を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第13条を新設。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第4条第4号を第5号に繰り下げ、第4号を新設。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第4号を改正。
- (2) 第3条第2項及び第3条の2を新設。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第3号、第6条の見出しを改正。
- (2) 旧第3章を第4章に、旧第4章を第5章に繰り下げ、第3章を新設。
- (3) 旧第7条を第13条に繰り下げ、第7条を新設。
- (4) 旧第8条を第14条に繰り下げ、第8条を新設。
- (5) 旧第9条を第15条に繰り下げ、改正し、第9条を新設。
- (6) 旧第10条を第16条に繰り下げ、第10条を新設。
- (7) 旧第11条を第17条に繰り下げ、第1項を改正。
- (8) 旧第12条を第18条に繰り下げ、第1項、第2項及び第3項を改正。
- (9) 旧第13条を第19条に繰り下げ。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第3条第1項第3号、第4条第1項第5号及び第17条第2項を改正。

外務員資格試験等実施要領

本会が、外務員資格試験等規則（以下「規則」という。）に基づき行う更新講習並びに外務員登録資格認定講習（以下「講習等」という。）及び試験は、本要領により実施する。

1. 試験の実施

- (1) 試験は、コンピュータ試験の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ試験の実施ができない場合には、本会が指定する日時及び場所において筆記の方法により試験を行うことができる。
- (2) 前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。
- (3) 試験科目の区分及び出題数は、次のとおりとする。
 - ① 出題科目
 - a. 商品先物市場論
 - b. 商品先物取引法令・諸規程
 - c. 商品先物取引業務の基礎知識
 - d. 商品の基礎知識
 - e. 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号、以下「金商法」という。）の下で商品関連市場デリバティブ取引に係る外務行為を行う者が保有すべき知識として本会が認定したものの
 - ② 出題数 上記a～dに係る30問及び上記eに係る10問の合計40問とする。但し、受験者の事前の申告によりa～dに係る設問のみを受験することを妨げない。
- (4) 上記、科目の内容については別表に定める。
- (5) 試験問題の形式は○×方式及び選択方式とする。
- (6) 試験時間は120分とする。なお、上記(3)②の但書に係る申告をした者の試験時間は90分とする。試験開始後60分は退席を認めない。
- (7) 合格判定は、1問10点とし、総配点(400点満点)の80%(320点)以上とする。なお、上記(3)②の但書に係る申告をした者の総配点は300点とする。
- (8) 試験に不合格となった者は、当該受験日から30日を経過しなければ再受験することはできない。

2. 更新講習の開催

- (1) 更新講習は、コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。
- (2) 前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。

3. 外務員登録資格認定講習の開催

- (1) 外務員登録資格認定講習（以下「認定講習」という。）は、コンピュータ講習の方法により行う。ただし、システム障害等によりコンピュータ講習の実施ができない場合には、本会の指定する日時及び場所において集合研修の方法により講習を行うことができる。
- (2) 前項但書の日時及び場所の指定は、本会の開催通知をもって行う。
- (3) 講習内容は以下のとおりとする。
 - ① 商品デリバティブの社会経済的意義等について

- ② 商品デリバティブ取引に関する主な法律・政省令・規則について
 - ③ 適切な営業行為及び商業倫理について
 - ④ 外務員が法令に違反した時の効果について
- (4) 認定講習受講のための教材は以下のとおりとする。
商品先物取引業務の基礎知識（コンプライアンス・ハンドブック）
- (5) 認定講習の講習時間は120分とする。
 - (6) 認定講習に付設される理解度確認テストに80%以上の正答率をもって解答したことをもって本講習修了とする。

4. 受講・受験の申込手続等

- (1) コンピュータの方法により、講習等又は試験を実施する場合
申込手続等は、本会が別に通知するWEBサイトに掲載する。
- (2) 1.(1)の但書、2.(1)の但書及び3.(1)の但書により、行う場合
 - ① 受験の申込みを行おうとする会員等及び未許可法人等は、受験者ごとに別紙様式1の「試験申込書」に必要事項を記入し、受験者全員についての総括表を添付して本会へ提出する。
なお、講習等の受講の申込みについては、開催通知に同封する受講申込書に必要事項を記入して本会へ提出する。
 - ② 受講・受験の申込締切日は、受講・受験日の1週間前（その日が休日にあたる場合は翌営業日とする。以下同じ。）とする。ただし、とくに必要があると認めるときはこれを変更することができる。
 - ③ 受講・受験料は、前号の申込締切日までに、所定の銀行口座に振込入金するものとする。
 - ④ 本会は、①の「試験申込書」を受理したときは、受験者ごとに「受験番号」を付し、別紙様式2の「受験票」を遅滞なく交付するものとする。
 - ⑤ 受講・受験の申込みの取消しをする場合は、速やかに本会に届け出るものとする。
 - ⑥ 受講・受験料は、受講・受験日の前日（その日が休日にあたる場合は直前の営業日。）までに申込みの取消しがあった場合に限り、請求によりこれを返還する。

5. 未許可法人等の提出書類

規則第3条第1項第3号の試験要領に定める書類は、法第190条の許可及び法第240条の2の登録の申請書の写し等、当該許可及び登録を受けようとすることを証する書面とする。

附 則

この要領は、平成3年10月2日から実施する。

附 則

この改正は、平成7年1月25日から実施し、平成7年4月1日以降に開催される講習会及び試験から適用する。但し、平成7年1月25日以降同年3月31日までの間に開催される講習会及び試験については、改正前の要領を適用する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(4)、(7)及び(8)を改正。

- (2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(1)、2の(1)及び(2)を改正。

附 則

この改正は、平成11年7月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 4の(1)を改正し、5を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 2の(4)の②及び5を改正。
(2) 様式1「講習・試験申込書」及び様式2「受講・受験票」を改正。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 1の(1)、(2)、及び2の(1)、(2)を改正。
(2) 1の(3)を削除。
(3) 2の(3)を削除し、2の(4)から(8)を(3)から(7)に繰り上げる。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 前文、1の(3)の①、2の(1)、(2)、(3)、(5)、3の(2)、4の(1)、(3)、(5)、(7)、5を改正。
(2) 1、4の(2)を削除し、順次繰り上げ。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正内容はコンピュータ講習・試験の実施に伴うもので、改正事項は次のとおりである。

- (1) 1の(1)、(2)及び2の(1)、(2)を改正。
- (2) 3の(1)、(2)を新設。
- (3) 旧3の(1)から(6)を新3の(2)の①から⑥に変更し、①を改正。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(7)を改正。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1の(3)の①及び別表を改正。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 1の(3)の①を改正。
- (2) 1の(3)の②を新設。
- (3) 旧1の(4)を(5)に繰り下げ、旧1の(3)の②を(4)に改正。
- (4) 旧1の(5)を(6)に繰り下げ。
- (5) 旧1の(6)を(7)に繰り下げ。
- (6) 旧1の(7)を(8)に繰り下げ。
- (7) 【別表】中の「商品先物取引業務の基礎知識」を改正、「金融商品取引法関連知識」を新設。

附 則

この改正は、令和4年8月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 前文を改正。
- (2) 旧3を4に繰り下げ、3を新設。
- (3) 旧3の(1)及び(2)を改正。
- (4) 旧4を5に繰り下げ。

【別 表】

科 目	内 容
商品先物市場論	先物取引の特徴 商品先物市場の機能 商品先物取引の取引対象 商品先物取引の利用形態 商品取引所の取引 商品先物取引の歴史、現状、展望
商品先物取引法令・諸規程	商品先物取引法令 商品先物取引業者等の 監督の基本的な指針 日本商品先物取引協会 定款・諸規程
商品先物取引業務の基礎知識	商品先物取引業者の位置付け、業務等 登録外務員の位置付け、職務等 健全な受託業務のための諸施策 外務員に求められる倫理観
商品の基礎知識	商品の特性 商品の価格変動要因 商品の価格変動に係る損益計算
金融商品取引法関連知識	金融商品取引法の概要 (行為規制、投資者保護基金、指定紛争解決 機関等に関する知識) 金融商品販売法その他 (金融商品販売法、消費者契約法、個人情報 保護法、犯収法)

科 目	内 容
	<p>日本証券業協会定款・諸規則</p> <p>取引所定款・諸規則</p> <p>（商品関連市場デリバティブ取引に係る市場が開設されている取引所に関するもの）</p> <p>外務員に求められる倫理観</p> <p style="text-align: right;">計 5 科目</p>

試験申込書 (様式1)

年 月 日

会社名

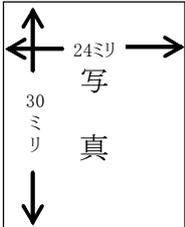
印

会社番号					受験番号														
ふりがな																			
氏名																			
生年月日										採用(予定)年月日									

受験地区	1. 北海道	2. 関東	3. 中部	4. 関西	5. 西日本
------	--------	-------	-------	-------	--------

受験票（様式2）

年 月 日



会社名

印

会社番号				受験番号	
ふりがな					
氏名					
生年月日			採用(予定)年月日		

受験地区	1. 北海道 2. 関東 3. 中部 4. 関西 5. 西日本
------	---------------------------------

外務員処分関係

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第52条第 1 項に基づき、会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者（以下「役員使用人等」という。）並びに商品先物取引仲介業者（定款第 3 条第 1 項第 4 号に定める業者をいう。以下この規則において同じ。以下「仲介業者」という。）の役員使用人等に対する指導、勧告、処分（以下「指導等」という。）に関し必要な事項を定め、会員及び仲介業者（以下「会員等」という。）の役員及び使用人の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）その他関係法令、受託契約準則及び本会の定款、諸規程、自主規制規則その他諸規則の遵守を確保することを目的とする。

(規律委員会)

第 2 条 定款第45条第 1 項の規律委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。

(調査及び事情説明等)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し、期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

2 会員等又はその役員使用人等は、本会の調査に対して事情説明を行い、自らの正当性を主張することができる。

(調査に対する協力義務)

第 4 条 会員及び会員等の役員使用人等は、本会が行う前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力しなければならない。

2 会員は、仲介業者に、前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。

(指導等の対象行為)

第 5 条 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員等の役員使用人等として遵守すべき法その他関係法令、受託契約準則に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の定款、諸規程及び自主規制規則その他諸規則に違反する行為があったとき。
- (3) 本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反する行為があったとき。
- (4) その他指導等を必要とする不適切な行為があったとき。

(指導及び勧告の種類及び措置)

第 6 条 本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。

(1) 指 導

前条第 4 号に該当する行為が認められた場合には、書面による厳重注意を行う。

(2) 勧 告

前条第 4 号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勧告を行う。

(処分の種類及び措置)

第7条 本会は、会員等の役員使用人等において、第5条第1号から第3号までに該当する行為が認められた場合又は前条第2号の勧告後再び同号の勧告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。

- (1) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第12条の規定により外務員の登録を取り消す。
- (2) 登録等規則第12条の規定により2年以内の期間を定めて外務員の職務を停止する。
- (3) 第16条の規定により不都合行為者として取り扱われた者については、登録等規則第4条に規定する登録外務員の資格要件を取り消す。
- (4) 登録等規則第4条の2に規定する外務員の職務禁止措置を講ずる。

第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等

(違反等行為の届出)

第8条 会員は、その役員使用人等に第5条に該当する行為（以下「違反等行為」という。）があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。

- 2 会員は、前項の届出の内容について、本会に経過報告を行わなければならない。ただし、次条第1項に定める報告書を提出した場合はこの限りでない。

(顛末報告書の提出)

第9条 会員は、前条第1項の規定により本会に届け出た違反等行為の詳細が判明したときは、その顛末（法令違反発生に係る証拠書類を含む。）及び社内処分の内容等を記載した別紙2の報告書を遅滞なく本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、前項の違反等行為の内容が、商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、顛末報告書にその旨を付記するものとする。
- 3 会員は、第1項の規定により本会に対し報告書を提出したときは、当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(審査)

第10条 本会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

- 2 本会は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該報告書を提出した会員（以下「届出会員」という。）又は当該役員使用人等その他必要と認める者に対し、違反等行為に関してそれぞれ説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。
- 3 本会は、前条に規定する報告書によるほか、本会が適当と認める資料に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。

(聴聞の手続き)

第11条 本会は、前条第1項及び第3項の規定により審査した結果、指導等（第7条第3号及び同条第4号に規定する処分の手続きに限る。）をしようとするときは聴聞を行う。

- 2 聴聞は、本会の役職員又は委員会委員若しくはあっせん・調停委員会委員のうちから会長が指名する者が主宰する。
- 3 聴聞の当事者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 指導等の対象者が会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者（法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品

先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人

(2) 指導等の対象者が(1)以外のときは、当該役員使用人等

- 4 本会は、聴聞に先立ってあらかじめ、当事者に対し、予定される指導等の内容を通知した上で聴聞を行うものとする。
- 5 当事者は、聴聞の期日に出席して、弁明し、意見を述べ、証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。
- 6 当事者は、聴聞の期日への出席に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 7 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、聴聞の終結後速やかに、指導等の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、会長に提出しなければならない。
- 8 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は、細則に定めるところによる。
- 9 第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。

(審議等)

第12条 会長は、前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めるときは、執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。

- 2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該役員使用人等の指導等を審議する。
- 3 委員会は、前項の審議の結果、前条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認めるときは、会長に聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。

(指導又は勧告の実施等)

第13条 委員会は、前条の審議の結果、第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。

- 2 会長は、前項の要請を受け、第6条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。
- 3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。

(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)

第14条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当であると認めるときは、会長に対し、理事会における審議を要請する。

- 2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が適当であると決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。
- 3 会長は、第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。
- 4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。
- 5 会長は、第2項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不

服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。

- 6 会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(不服申立て等及び処分の執行等)

第15条 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する会員は、法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和39年法律第160号）による審査請求をすることができる。

- 2 第7条第3号又は第4号の処分の決定を受けた役員使用人等は、次の各号の一に該当する正当な理由に基づく不服があるときは、前条第4項の通知の到達後10日以内に書面（以下「不服申立書」という。）により本会に不服申立てをすることができる。

- (1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。

- (2) 処分手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。

- 3 前項に規定する不服申立書には、不服申立ての理由及び不服申立てをするに至った事情及び経過が記載されていなければならない。

- 4 本会は、第2項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査し、あらためて処分の可否及び処分内容を決定する。

- 5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。

- 6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、所要の措置を講ずる。

- 7 本会は、役員使用人等の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該役員使用人等に請求することができる。

- 8 第33条の規定は、第4項に規定する決定があった場合に準用する。

(不都合行為者の取扱い)

第16条 本会は、第12条第2項に規定する委員会の審議の結果、当該役員使用人等が退職し若しくは当該会員から解雇に相当する社内処分を受けた者又は法第236条の許可を取り消された会員若しくは法第240条の23の登録を取り消された仲介業者の役員使用人で、かつ、その行為が商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものと認めるときは、当該役員使用人等を不都合行為者とする。このうち商品先物取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者とし、その他の者を二級不都合行為者とする。

- 2 不都合行為者の取扱いについては、会員等の役員使用人に関する規則及び登録等規則に定めるところによる。

(不都合行為者名簿)

第17条 本会は、前条の規定により不都合行為者として取り扱う当該役員使用人等の名簿（以下

「不都合行為者名簿」という。)を備え、当該不都合行為者名簿にそれらの者の氏名、性別、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった行為の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。

(指導等の会員への周知及び処分の公示等)

第18条 本会は、会員の役員使用人等に対し指導等を行ったときは、指導等を受けた役員使用人等が在籍する会員の商号又は名称並びに役職名、指導等を行った日、指導等の内容、指導等を決定した理由を、他の会員に周知するものとする。

2 本会は、処分を行ったときは、前項に定める周知する事項を、本会所在地において10営業日の間公示するとともに、1年間、これを本会のホームページに掲載する。ただし、1か月以内の外務員の職務停止又は職務禁止措置にあってはホームページの掲載を6か月間とする。

(解除の申請)

第19条 会員は、本会が不都合行為者として取り扱っている者について改悛の情があることが明らかである場合、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが相当と思量されるときは、当該取扱いの解除を申請することができる。

2 本会が不都合行為者として取り扱っている者は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。

3 前2項に規定する解除の申請は、会員又は不都合行為者として取り扱っている者(以下この項において「解除申請者」という。)が、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出することにより行わなければならない。

(1) 解除申請者が役員使用人等である場合は、当該役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(2) 解除申請者が会員である場合は、当該会員の商号及び所在地並びに本会が不都合行為者として取り扱っている役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(3) 不都合行為者決定の内容及び年月日

(4) 解除の申請の理由(証拠書類の添付を含む。)及び申請の年月日

(解除審査)

第20条 本会は、前条の申請があった場合、これを審査し、その申請を適当と認めたときは、その審議を委員会の委員長に要請する。

2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該解除の可否を審議する。

(解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)

第21条 委員会は、前条の審議の結果、不都合行為者の解除を決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。

2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を通知する。

3 本会は、不都合行為者の解除をしないことを決定したときは、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

第 3 章 仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等

(違反等行為の届出)

第22条 会員は、仲介業者の役員使用人等に違反等行為があったと判明したときは、当該仲介業者に対し当該違反等行為に係る報告を求めた上、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。

2 会員は、当該仲介業者に対し当該違反等行為に係る社内調査を行わせるとともに、前項の届出の内容について、本会に経過報告を行わなければならない。ただし、次条第1項に定める報告書を提出した場合はこの限りでない。

(顛末報告書の提出)

第23条 会員は、前条第1項の規定により本会に届け出た違反等行為の詳細が判明したときは、その顛末（法令違反発生に係る証拠書類を含む。）及び社内処分の内容等を記載した別紙2の報告書を遅滞なく本会に提出しなければならない。

2 会員は、前項の違反等行為の内容が、商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、顛末報告書にその旨を付記するものとする。

3 会員は、第1項の規定により本会に対し報告書を提出したときは、当該仲介業者を通じて当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(審 査)

第24条 本会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容について審査する。

2 本会は、前項の審査のために必要と認めるときは、当該届出会員、当該仲介業者又は当該役員使用人等その他必要と認める者に対し、違反等行為に関してそれぞれ説明を求め又は証拠書類等の提出を求めることができる。

3 本会は、前条に規定する報告書によるほか、本会が適当と認める資料に基づき、第1項に規定する審査を行うことができる。

(指導又は勧告の実施等)

第25条 委員会は、第12条の審議の結果、第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。

2 会長は、前項の要請を受け、第6条第1項又は第2項の規定に基づき指導又は勧告を執行する。

3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。

(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)

第26条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当であると認めるときは、会長に対し、理事会における審議を要請する。

2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。

3 会長は、第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。

4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当

該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。

- 5 会長は、第2項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。
- 6 会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

（不服申立て等及び処分の執行等）

第27条 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する仲介業者は、法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

- 2 第7条第3号又は第4号の処分の決定を受けた役員使用人等は、次の各号の一に該当する正当な理由に基づく不服があるときは、前条第4項の通知の到達後10日以内に不服申立書により本会に不服申立てをすることができる。
 - (1) 処分が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、処分の決定後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が処分の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。
 - (2) 処分手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。
- 3 前項に規定する不服申立書には、不服申立ての理由及び不服申立てをするに至った事情及び経過が記載されていなければならない。
- 4 本会は、第2項の規定による不服申立てがあったときは、理事会において、当該処分を再審査し、あらためて処分の可否及び処分内容を決定する。
- 5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。
- 6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、所要の措置を講ずる。
- 7 本会は、役員使用人等の不服申立てが理事会で承認されないときは、当該審査に要した費用を当該役員使用人等に請求することができる。
- 8 第33条の規定は、第4項に規定する決定があった場合に準用する。

（指導等の会員への周知及び処分の公示等）

第28条 本会は、仲介業者の役員使用人等に対し指導等を行ったときは、指導等を受けた役員使用人等が在籍する仲介業者の商号又は名称並びに役職名、指導等を行った日、指導等の内容、指導等を決定した理由を、他の会員に周知するものとする。

- 2 本会は、処分を行ったときは、前項に定める周知する事項を、本会所在地において10営業日の間公示するとともに、1年間、これを本会のホームページに掲載する。ただし、1か月以内の外務員の職務停止又は職務禁止措置にあってはホームページの掲載を6か月間とする。

(解除の申請)

第29条 会員は、本会が不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等について改悛の情があることが明らかである場合、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、不都合行為者としての取扱いを解除することが相当と思料されるときは、当該取扱いの解除を申請することができる。

2 本会が不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等は、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった違反等行為の内容に新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合は、不都合行為者としての取扱いの解除を申請することができる。

3 前2項に規定する解除の申請は、会員又は不都合行為者として取り扱っている仲介業者の役員使用人等（以下この項において「解除申請者」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出することにより行わなければならない。

(1) 解除申請者が役員使用人等である場合は、当該役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(2) 解除申請者が会員である場合は、当該会員の商号及び所在地並びに本会が不都合行為者として取り扱っている役員使用人等の氏名、生年月日及び住所

(3) 不都合行為者決定の内容及び年月日

(4) 解除の申請の理由（証拠書類の添付を含む。）及び申請の年月日

(解除審査)

第30条 本会は、前条の申請があった場合、これを審査し、その申請を適当と認めたときは、その審議を委員会の委員長に要請する。

2 委員会の委員長は、前項の要請を受けた場合は、委員会を招集し、当該解除の可否を審議する。

(解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)

第31条 委員会は、前条の審議の結果、不都合行為者の解除を決定したときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。

2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を通知する。

3 本会は、不都合行為者の解除をしないことを決定したときは、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(準 用)

第32条 第11条、第12条、第16条及び第17条の規定は、仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等について準用する。

第 4 章 雑 則

(記録の作成及び保存)

第33条 本会は、役員使用人等に対する指導等の審議を行った場合は、その事実経過の記録を作成し、これを保存するものとする。

(秘密保持)

第34条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職

にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

第35条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第4条第3号イ、第9条第2項及び第12条第3項を改正。
- (2) 第10条の2を新設。

附 則

この改正は、平成16年10月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第15条第1項を改正。
- (2) 第15条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号イ及びロを改正。

附 則

この改正は、平成20年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第15条第1項及び第2項を改正。

附 則

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

1. 本規則を「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」から「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に改める。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

1. 第 2 章及び第 3 章の表題を改正。
2. 第 1 条及び第 2 条を改正。
3. 旧第 6 条を第 3 条に繰り上げ、改正。
4. 旧第 3 条を第 4 条に繰り下げ、第 2 項を新設、第 1 項を改正。
5. 旧第 4 条を第 5 条に繰り上げ、旧第 4 条第 3 号を第 6 条に繰り下げ、改正。
6. 旧第 5 条を第 7 条に繰り上げ、柱書き及び第 1 号を改正。
7. 旧第 7 条を第 8 条に、旧第 8 条を第 9 条に繰り上げ、改正。
8. 旧第 9 条を第 10 条に繰り下げ、第 1 項柱書き及び第 1 号、第 2 項を改正。
9. 旧第 10 条を第 11 条に、第 10 条の 2 を第 12 条に繰り上げ、改正。
10. 旧第 11 条を第 13 条に繰り上げ、第 2 項及び第 3 項を新設、見出し、第 1 項を改正。
11. 旧第 12 条を第 14 条に繰り上げ、改正。
12. 旧第 13 条を第 15 条に繰り上げ、見出し、第 1 項柱書き、第 4 項から第 7 項を改正。
13. 旧第 14 条を第 16 条に、旧第 15 条を第 17 条に繰り上げ、改正。
14. 第 18 条から第 26 条を新設。
15. 旧第 16 条を第 27 条に、旧第 17 条を第 28 条に繰り上げ、改正。
16. 旧第 18 条を第 28 条に繰り上げ。
17. 別紙 1 及び別紙 2 を新設。

附 則

この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第 5 条第 1 号及び第 2 号を改正。
2. 第 6 条の見出し、第 1 項、第 1 号及び第 2 号を改正、第 3 号及び第 4 号を新設。
3. 第 7 条の見出し、第 1 項、第 1 号から第 4 号を改正。
4. 第 8 条第 1 項及び第 2 項を改正。
5. 第 9 条の見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を第 3 項に繰り下げて改正、第 2 項を新設。
6. 第 10 条の見出し、第 1 項及び第 2 項を改正、第 3 項を新設。
7. 第 11 条の見出し及び第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項から第 8 項を新設。
8. 第 12 条の見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を新設。
9. 第 13 条第 1 項を改正。
10. 第 14 条第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項及び第 5 項を第 5 項及び第 6 項に繰り下げて第 5 項を改正、第 4 項を新設。
11. 第 15 条の見出し、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項を改正、第 1 項から第 7 項を第 2 項から第 8 項に繰り下げ、第 1 項を新設。
12. 第 16 条の見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を新設。
13. 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正し、第 18 条第 1 項及び第 2 項に繰り下げ、第 17 条を新設。
14. 第 19 条から第 21 条を新設。
15. 第 18 条を第 22 条に繰り下げ、第 2 項を改正。
16. 第 19 条を第 23 条に繰り下げ、見出し及び第 1 項を改正、第 2 項を第 3 項に繰り下げて改正、

第 2 項を新設。

17. 第 20 条を第 24 条に繰り下げ、見出し、第 1 項及び第 2 項を改正、第 3 項を新設。
18. 第 21 条を削除。
19. 第 22 条を第 25 条に繰り下げ、第 1 項を改正。
20. 第 23 条を第 26 条に繰り下げ、第 1 項から第 3 項を改正、第 4 項及び第 5 項を第 5 項及び第 6 項に繰り下げて第 5 項を改正、第 4 項を新設。
21. 第 24 条を第 27 条に繰り下げ、見出し、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 7 項を改正、第 1 項から第 7 項を第 2 項から第 8 項に繰り下げ、第 1 項を新設。
22. 第 25 条を第 28 条に繰り下げ、第 1 項及び第 2 項を改正。
23. 第 29 条から第 31 条を新設。
24. 第 26 条を第 32 条に繰り下げ、改正。
25. 第 27 条から第 29 条を第 33 条から第 35 条に繰り下げ。
26. 別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙 1 及び別紙 2 を改正。

附 則

この改正は、令和 5 年 9 月 21 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項を改正。
2. 第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条に繰り上げ、第 6 条を新設。
3. 第 7 条及び第 8 条第 1 項を改正。
4. 第 11 条第 3 項を改正、第 4 項から第 8 項を第 5 項から第 9 項に繰り下げて第 5 項、第 8 項及び第 9 項を改正し、第 4 項を新設。
5. 第 12 条第 1 項を改正し、第 3 項を新設。
6. 第 13 条第 1 項及び第 2 項を改正。
7. 第 14 条第 1 項を改正、第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項に繰り上げて改正し、第 3 項を新設、第 4 項から第 6 項を改正。
8. 第 15 条第 5 項及び第 6 項、第 25 条第 1 項及び第 2 項を改正。
9. 第 26 条第 1 項を改正、第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項に繰り上げて改正し、第 3 項を新設、第 4 項から第 6 項を改正。

10. 第 27 条第 5 項及び第 6 項、第 34 条を改正。

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名
会員代表者

違 反 等 行 為 に 係 る 届 出 書

(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日	外務員登録番号
()	男・女	年 月 日	
現住所 (現在連絡の取れる場所) 〒 (TEL - -)			
違反等行為の該当条項			
違反等行為の概要			

(注) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第8条第2項又は第22条第2項に基づき、本会に対して経過報告を行わなければならない。

本件に関する連絡先

担当部署 :

担当者 :

連絡先 (TEL) :

(メールアドレス) :

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る聴聞に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に係る規則」（以下「規則」という。）第11条第8項に基づいて、聴聞の手續に係る必要な事項を定める。

(聴聞の通知の方式)

第2条 本会は、規則第11条第1項の聴聞を行うに当たり、その期日の7日前までに、当事者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- (1) 指導等の対象となる役員使用人等の氏名
- (2) 予定される指導等の内容及び根拠となる規則の条項
- (3) 違反等行為の内容
- (4) 聴聞の期日及び場所
- (5) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示する。

- (1) 当事者は、聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 当事者は、聴聞が終結する時までの間、規則第9条又は規則第23条に規定する顛末報告書及びその添付書類並びに規則第10条第3項又は規則第24条第3項に規定する資料の閲覧を求めることができること。

3 当事者の所在が判明せず、第1項各号に掲げる事項を通知することができないときは、本会は聴聞を行わない。

(代理人)

第3条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を本会に届け出なければならない。

(文書等の閲覧)

第4条 当事者は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、本会に対し、当該聴聞に係る事案に関する規則第9条又は規則第23条に規定する顛末報告書及びその添付書類並びに規則第10条第3項又は規則第24条第3項に規定する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 本会は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の期日における審理の方式)

第5条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、本会の役職員に、予定される指導等の内容及び根拠となる規則の条項並びに違反等行為の内容を聴聞の期日に出席した者に対し説明させる

ものとする。

- 2 当事者は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。
- 3 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の役職員に対し説明を求めることができる。
- 4 主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出席を求めて鑑定をさせることができる。
- 5 主宰者は、当事者のいずれかが出席しないときは、聴聞の期日における審理を行うことができない。
- 6 聴聞の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の取扱い)

第6条 主宰者は、聴聞の期日に出席した者に対し、その求めに応じて、規則第11条第5項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第7条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出席した当事者に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 前項本文の場合において、当事者の所在が判明しないときは、新たな期日における聴聞を行わない。

(当事者の欠席等の場合における聴聞の終結)

第8条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出席せず、かつ、規則第11条第6項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出席せず、かつ、規則第11条第6項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出席が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第9条 規則第11条第7項に定める調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

- 2 会長は、規則第12条第1項に基づき、規律委員会の審議を要請するときは、規則第11条第7項により提出を受けた調書及び報告書を規律委員会委員長へ提出する。
- 3 当事者は規則第11条第7項の調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第10条 会長は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、規則第11条第7項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第7条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

附 則

この細則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月21日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第8条第1項及び第2項、第9条第1項から第3項、第10条を改正。

苦情・紛争処理関係

苦 情 処 理 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第58条第3項に基づき、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）の行う商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）に関して顧客からの苦情の処理につき必要な事項を定め、その疑義を解明し迅速、かつ、円滑な解決を図ることを目的とする。

(苦情解決の促進)

第 2 条 会員等は、本会に協力し、顧客からの苦情の解決の促進に努めなければならない。

(相談センターの設置)

第 3 条 本会は、第1条の目的を達成するため、定款第2条に規定する事務所及び支部に相談センターを設置し、相談センターに相談員を置く。

2 相談員は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明にあたっては、常に公正であるよう努めるとともに、関係人の正当な権利を損なうことのないよう注意するものとする。

3 会員等は、相談センターの設置について、顧客に周知させるものとする。

(苦情の解決)

第 4 条 相談センターは、顧客から会員等の商品先物取引業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員等に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

2 会員等は、相談センターから前項の規定による求めがあったときは、申出人と速やかに連絡をとり誠意をもってこれに対応し、当該苦情の早期解決に努めるものとする。

3 相談センターは、前2項の対応によっても苦情が解決されなかった場合には、申出人及び当該苦情に係る会員等の双方から事情聴取を行い、当該苦情の解決の促進を図るものとする。

(苦情に係る資料の提出等)

第 5 条 相談センターは、必要があると認めるときは、当該苦情に係る会員等に対し、当該苦情に係る事情に関する帳簿又は書類その他の資料の提出及び説明を求めることができる。

2 会員等は、相談センターから前項の規定による求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

3 相談センターは、あっせん・調停委員会規則第2条に定めるあっせん・調停委員会の委員と適宜連携を図るものとし、当該委員から、苦情の迅速かつ円滑な解決を図るために必要な助言等を受けすることができる。

(結果の報告)

第 6 条 相談センターから顧客の苦情の処理を求められた会員等は、相談センターに対し、当該苦情の処理の経緯及び結果について、文書又は口頭により報告しなければならない。

(苦情処理の終了)

第 7 条 相談センターは、次の各号の一に該当するときは、苦情の処理を終了する。

(1) 苦情が解決したとき。

- (2) 第4条各項の対応を行ってもなお苦情が解決し得ないと判断したとき。
 - (3) 当該苦情に係る会員等又は顧客から紛争処理規程第6条に規定する紛争仲介の申出がなされたとき。
- 2 相談センターは、前項第2号により苦情の処理を終了する場合には、申出人に対し、本会又は関係商品取引所へ紛争に係る仲介の申出を行うことができる旨等の必要な助言を行うものとする。

(苦情処理を行わない場合)

第8条 相談センターは、申出のあった苦情が次の各号の一に該当するときは、その申出を却下し、又はその処理を途中で打切ることができる。

- (1) すでに和解契約が締結された紛争に係るものであるとき。
- (2) 申出に係る取引について決済が終了した日から3年を超える期間を経過したものであるとき。
- (3) 本会においてすでに解決した苦情又はすでに処理を終了した紛争に係るものであるとき。
- (4) 裁判所において、現に訴訟又は民事調停が行われ、又はそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
- (5) 弁護士会、商品取引所その他の紛争解決機関において、仲裁、あっせんその他の紛争解決手続きが現に行われ、又は既に終了した紛争に係るものであるとき。
- (6) その苦情の性質上、本会が処理を行うに適當でないと認めるとき。
- (7) 不当な目的で又はみだりに苦情の申出をしたと認めるとき。

(苦情の未然防止)

第9条 本会及び会員等は、解決の申出のあった苦情に関し、原因を究明のうえ苦情の未然防止に努めるものとする。

(指導又は勧告)

第10条 本会は、解決の申出のあった苦情に関し、会員等の行う商品先物取引業務に関し不適正な行為があった等の疑義がある場合には、これを調査し、必要に応じ、会員に対し指導又は勧告を行うものとする。

(制裁)

第11条 本会は、解決の申出のあった苦情に関し、会員等に制裁規程に定める制裁の対象行為に該当する事実が認められる場合には、同規程に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(会員等への周知)

第12条 本会は、解決の申出のあった苦情に係る事情及び解決の結果等について、顧客の秘密に関する事項を除き、その概要を会員等に周知するものとする。

(商品取引所への協力要請)

第13条 本会は、苦情処理の円滑な実施を図るため、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(商品取引所等への協力)

第14条 本会は、相談センターが処理を行った苦情について商品取引所その他本会が適當と認める相談機関（以下、本条において「商品取引所等」という。）に仲介の申出が行われた場合におい

て、当該苦情に関し、当該商品取引所等から要請があったときは、当該事案の顛末を口頭又は書面により通知するものとする。

2 本会は、商品取引所等から苦情処理状況及びその結果等について照会があったときは、これに協力するものとする。

3 本会は、農林水産大臣及び経済産業大臣から苦情処理状況及びその結果等について報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(商品取引所等との連携)

第15条 本会は、苦情処理業務の円滑な運営を図るため、商品取引所その他の機関と連携を図るものとする。

(記録の作成及び保存)

第16条 本会は、解決の申出のあった苦情に係る事情及び処理の経過等に関する記録を作成し、苦情処理が終了した日から10年間保存する。

(苦情処理のために提出された資料の取扱い)

第17条 本会は、苦情処理において当事者双方から提出された資料を苦情処理が終了した日から10年間保存する。

(秘密保持)

第18条 本会の役員、あっせん・調停委員会の委員及び職員は、正当な理由なく、苦情の処理に関し知り得た秘密を他に漏らし、及び盗用してはならず、また、苦情の処理に関し知り得た情報を、本会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。その職を退いたのちも同様とする。

(細則の制定)

第19条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規程は、主務大臣の認可のあった日（平成4年4月17日）から施行する。

附 則

1 この改正は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会の苦情処理規程第7条第1項の規定により処理を終了した苦情、又は同規程第8条の規定により申出を却下又は処理を途中で打ち切った苦情は、この規則第8条第1号に定める苦情に該当するものとみなす。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第14条第3項を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第4条第1項及び第10条を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注1) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第7条第1項第3号、第8条第1項第5号及び第15条を改正。
2. 第8条第1項第1号を改正。第8条第1項第1号を第3号に繰り下げ、第1号及び第2号を新設。
3. 第8条第1項第2号及び第3号を削除。
4. 第16条を改正。第16条及び第17条を第17条及び第18条に繰り下げ、第16条を新設。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3項、第7条第1項第3号及び第17条を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

苦情処理規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、苦情処理規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(処理を行うに適當でない場合の解釈)

第2条 規則第8条第6号に規定する相談センターが処理を行うに適當でないと認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 商品取引所の市場管理等の制度上の処理に係るものであるとき。
- (2) 法律上の判断を要するものであるとき。
- (3) 慰謝料の付加の要求に係るものであるとき。
- (4) 会員等若しくはその役職員等の制裁・処分の要求に係るものであるとき。
- (5) その他請求の内容が先物取引における経済的損失に関するものではないものなど本会が適當でないとき。

(会員等に周知すべき内容)

第3条 規則第12条に規定する会員等に周知する内容は、次のとおりとする。

- (1) 申出件数
- (2) 申出事由
- (3) 処理結果
- (4) その他本会が特に必要と認めた事項

(適當と認める相談機関)

第4条 規則第14条第1項に規定する本会が適當と認める相談機関は、次のとおりとする。

- (1) 国に設置される相談機関
- (2) 国民生活センター
- (3) 地方公共団体に設置される消費生活センター
- (4) その他本会が特に認めた相談機関

附 則

この細則は、規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第4条及び第5条を第5条及び第6条に繰り下げ、第4条を新設。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第4条第2項を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条を改正。

2. 第2条第1項第3号を改正。第2条第1項第3号を第5号に繰り下げ、第3号及び第4号を新設。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条を削除し、第4条及び第5条を第3条及び第4条に繰り上げ。

紛 争 処 理 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第63条に基づき、商品先物取引法（以下「法」という。）第241条第1項に規定する商品デリバティブ取引等に関して会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）と顧客との間又は会員間に生じた紛争（以下「紛争」という。）の仲介に関し必要な事項を定め、その迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 紛争仲介 紛争の解決のために行うあっせん又は調停をいう。
- (2) あっせん 担当あっせん・調停委員等が紛争の内容並びに当事者の主張及び要求等を踏まえ、当事者の互譲の促進を図ることにより紛争の解決を目指すことをいう。
- (3) 調停 担当あっせん・調停委員等が紛争の解決に資するために適当と認めた場合において、調停案を作成し、これを当事者双方に文書をもって提示してその受諾を勧告することをいう。
- (4) 担当あっせん・調停委員 あっせん・調停委員会規則（以下「規則」という。）に基づき同委員会の委員として委嘱された委員のうち、会長が規則に基づき事案ごとに指名した委員をいう。
- (5) あっせん・調停委員会 会長が規則に基づき事案ごとに指名した担当あっせん・調停委員3人により組織する合議体をいう。
- (6) 担当あっせん・調停委員等 担当あっせん・調停委員又はあっせん・調停委員会をいう。

(当事者の協力義務)

第 3 条 紛争仲介の申出のあった紛争の当事者は、紛争の迅速な解決を図るため、本会の行う紛争仲介に協力しなければならない。

(あっせん・調停機関)

第 4 条 定款第47条第1項のあっせん・調停委員会は、第1条の目的を達成するための機関とする。

第 2 章 紛争の解決の仲介

第 1 節 紛争仲介の申出

(紛争仲介の手続きの説明)

第 5 条 本会は、顧客が紛争仲介の申出の意向を示したときは、当該顧客に対し、紛争仲介の手続きに関する注意事項を記載した所定の書面を交付し、説明を行わなければならない。

2 本会は、会員等が紛争仲介の申出をしたときは、当該申出を受理する前にあらかじめ相手方顧客に対し、前項の書面を交付し、説明を行わなければならない。

(紛争仲介の申出)

第 6 条 当事者は、本会に紛争仲介の申出をする場合には、次に掲げる事項を記載した細則に定める様式による申出書1通を本会に提出しなければならない。

- (1) 申出の年月日
 - (2) 申出人の氏名又は商号若しくは名称、職業及び住所又は所在地
 - (3) 紛争の相手方の氏名又は商号若しくは名称、職業及び住所又は所在地
 - (4) 申出の趣旨
 - (5) 紛争の経過及び事情
- 2 代理人による前項の申出は、顧客又は会員等の代理人である弁護士及び弁護士以外の者で顧客の代理人として申し出ることがやむを得ないと認められる特別の事情がある者に限り行うことができる。この場合において、代理人は、委任状を本会に提出しなければならない。
 - 3 申出人である顧客が法人である場合には、その代表者の資格を証明する書類を本会に提出しなければならない。
 - 4 会員等が当該会員等と顧客との間に生じた紛争に係る仲介の申出をする場合には、本会の紛争仲介に応ずる旨顧客が同意したことを証する細則に定める様式による同意書を添付しなければならない。
 - 5 本会は、前項に規定する会員等の申出があった場合は、前項に規定する同意書の写しを面談又は通知により顧客に交付し、意思確認を行わなければならない。この場合において、顧客の同意の意思を確認できないときは、申出がなかったものとして取り扱う。
 - 6 前項に規定する紛争仲介の申出に同意した顧客は、細則に定める様式による撤回届出書を本会に提出することにより、いつでも当該同意を撤回することができる。この場合において、本会は、当該会員等に対してその旨を通知するとともに、当該申出が取り下げられたものとして取り扱う。
 - 7 第1項に係る申出について証拠書類その他参考資料がある場合は、申出の際にその原本の写し又は謄本等の資料を提出することができる。
 - 8 会員等は、第1項の申出の相手方となったときは、本会の紛争仲介に応諾し、参加しなければならない。

(紛争仲介の申出の受理)

- 第7条** 本会は、前条の申出について、次の各号のいずれにも該当しない場合には、当該申出を受理する。
- (1) すでに和解契約が締結された紛争に係るものであるとき。
 - (2) 申出に係る取引について決済が終了した日から3年を超える期間を経過したものであるとき。
 - (3) 本会においてすでに解決した苦情又はすでに処理を終了した紛争に係るものであるとき。
 - (4) 裁判所において、現に訴訟又は民事調停が行われ、又はそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
 - (5) 弁護士会、商品取引所その他の紛争解決機関において、仲裁、あっせんその他の紛争解決手続きが現に行われ、又はすでに終了した紛争に係るものであるとき。
 - (6) その紛争の性質上、本会が紛争仲介を行うに適當でないと認めるとき。
 - (7) 不当な目的で又はみだりに紛争仲介の申出をしたと認めるとき。
- 2 本会は、紛争仲介の申出を受理したときは、当事者双方に対し、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によりその旨及び受理日を通知する。この場合において、当該申出の相手方に対する通知には、当該申出書の写し1通を添付する。

(紛争仲介の申出の却下)

- 第8条** 本会は、第6条第1項の申出が前条第1項各号の一に該当するときは、紛争仲介の申出を却下する。
- 2 本会は、前項の規定により紛争仲介を行わないものとしたときは、申出人である顧客又は会員等に対し、遅滞なく、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によりその旨を通知する。

(紛争仲介の手続きの開始の時期)

第9条 紛争仲介の手続きは、第6条第1項に規定する紛争仲介の申出を受理した年月日から開始する。

(申出手数料の納入)

第10条 申出人である顧客又は会員等は、第6条第1項に規定する紛争仲介の申出が受理された場合には、申出の受理の通知到着後10日以内に、細則に定める申出手数料を本会に納入しなければならない。

2 本会は、前項の申出手数料が納入されなかった場合には、紛争仲介の申出がなかったものとして取り扱う。

3 本会は、第1項により納入された申出手数料については、誤って納入された場合を除き、返還しない。

4 申出手数料の納入は、本会が指定する口座への振込によって行う。この場合において、振込手数料は、振込を行う者の負担とする。

第2節 紛争仲介の手続き

(標準手続き期間)

第11条 本会は、紛争仲介の申出を受理した日から起算して4か月以内に紛争仲介の手続きを終了するよう努めるものとする。

(紛争仲介の手続きの主宰者)

第12条 紛争仲介は、紛争仲介の申出のあった紛争について、規則に基づき会長が指名した担当あっせん・調停委員1人が行う。

2 担当あっせん・調停委員は、当事者の一方が申出をしたとき又は担当あっせん・調停委員が必要と認めたときは、調停を行うことができる。

3 本会は、第1項の規定にかかわらず、当事者の一方が申出をしたとき又は担当あっせん・調停委員が必要と認めたときは、第2回目以降の期日において、規則に基づき会長が指名した担当あっせん・調停委員3人によるあっせん・調停委員会を組織して紛争仲介を行わせることができる。

4 本会は、規則に基づき担当あっせん・調停委員が指名されたときは、速やかにその氏名を当事者双方に通知する。

(答弁書の提出)

第13条 第7条第2項の規定により申出書の写しの交付を受けた顧客又は会員等は、遅滞なく、当該申出に対する答弁又は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書を細則に定める部数、本会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該顧客は、当該答弁又は抗弁に関する証拠書類その他参考資料があるときには、その原本の写し又は謄本等の資料を本会に提出することができる。

3 第1項の場合において、当該会員等は、当該答弁又は抗弁に関する証拠書類その他参考資料があるときは、その原本の写し又は謄本等の資料を本会に提出することができる。ただし、当該証拠書類のうち、法その他の関係法令、本会の規則及び会員等の社内規則（商品先物取引業務に関する規則第18条第1項（平成3年10月2日制定）に基づき制定されたものをいう。）に基づき作成又は取得し保存が義務付けられているものについては、本会に提出しなければならない。

4 本会は、申出人である顧客又は会員等に対し、前3項に基づき提出された答弁書の写し1通を

簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により交付する。

(事情聴取)

- 第14条** 担当あっせん・調停委員等は、期日を定めて当事者の出席を求め、事情を聴取することができる。この場合において、紛争仲介の期日は、当事者双方の出席がなければ開催できないものとする。ただし、担当あっせん・調停委員等がやむを得ない事由があると認めた場合にはこの限りではない。
- 2 当事者が前項の期日の変更を申請するときは、当該期日の3営業日前までに本会に通知して、これを行わなければならない。
 - 3 第1項の規定により出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。ただし、担当あっせん・調停委員等がやむを得ない事由があると認めた場合には、担当あっせん・調停委員等の許可を受けて代理人を出席させ又は代理人若しくは補佐人とともに出席することができる。
 - 4 担当あっせん・調停委員等は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。
 - 5 担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介に必要があると認めるときは、利害関係を有しない者から参考意見を聴取することができる。

(期日手数料の納入)

- 第15条** 当事者は、前条第1項に規定する紛争仲介の期日が開催された場合には、当該期日の開催後10日以内に、細則に定める期日手数料を本会に納入しなければならない。
- 2 本会は、前項の期日手数料が納入されなかった場合には、紛争仲介を打ち切ることができる。
 - 3 第10条第3項及び第4項の規定は、期日手数料について準用する。

(紛争仲介に必要な調査等に係る措置)

- 第16条** 担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介に必要があると認めるときは、自ら又は本会の職員をして次に掲げる措置をとることができる。
- (1) 当事者に対し、紛争仲介に必要な帳簿又は書類その他の資料の提出及び説明を求め、又はこれらについて実地調査を行うこと。
 - (2) 鑑定人を委嘱して、必要と認める鑑定を行わせること。
 - (3) その他必要な調査を行うこと。
- 2 当事者は、前項の規定による措置がとられたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(調停案の提示)

- 第17条** 担当あっせん・調停委員等は、第14条に基づき事情聴取等を行った上で、紛争の解決に資するために適当と認めるときは、調停案を作成し、これを当事者双方に回答期限を定めた文書をもって提示してその受諾を勧告するものとする。
- 2 本会は、次に掲げる場合を除き、会員等が正当な理由なく同項の回答期限を超過し又は調停案の受諾を拒否したときは、当該会員等に対し調停案の受諾について定款第61条に基づき必要な指示をするものとする。
- (1) 顧客が当該調停案を受諾しないとき。
 - (2) 顧客が当該調停案を受諾したことを会員等が知った日から1月を経過する日までに、会員等から当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられていないとき。
 - (3) 顧客が当該調停案を受諾したことを会員等が知った日から1月を経過する日までに、当該紛争仲介が行われている紛争について、当事者間において当該調停案によらずに和解が成立したとき。
- 3 前項第2号の場合の会員等からの訴訟の提起は、同号に規定する1月を経過する日までに、

当該調停案により支払うべき金銭を本会に預託した上で行わなければならない。

- 4 本会は、前項の規定に基づく預託金を、同項の訴訟に係る第1回の口頭弁論が行われた後に、会員等からの申出により会員等に返還する。

第3節 紛争仲介の手続きの終結

(紛争仲介の打ち切り)

- 第18条** 担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときは、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、その紛争仲介を打ち切るものとする。
- (1) 一方の当事者が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
 - (2) 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や紛争の当事者の置かれた事情にかんがみて、紛争仲介を継続することが、当該当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき。
 - (3) 一方の当事者が正当な理由なく、3回以上又は連続して2回以上仲介の期日に欠席したとき。
 - (4) その他担当あっせん・調停委員等が和解が成立する見込みがないものと認めたとき。
- 2 前項の規定のほか、担当あっせん・調停委員等は、紛争仲介中の紛争が次の各号の一に該当するときも、その紛争仲介を打ち切ることができる。
- (1) 申出に重大な虚偽が認められたとき。
 - (2) 顧客が紛争仲介中の紛争について、裁判所、弁護士会、商品取引所その他の紛争解決機関に対し、訴訟、仲裁、あっせんその他の紛争解決手続きの利用を申し立てたとき。
 - (3) 会員等が前条第2項第2号に規定する訴訟を提起したとき。
 - (4) 紛争仲介を行うに適當でない重要な事実が認められたとき。
 - (5) 申出人である顧客が正当な理由なく紛争仲介に協力しないとき。
- 3 担当あっせん・調停委員等は、前2項に基づき紛争仲介を打ち切るときは、当事者双方に対し、その旨及び打ち切り日を記載した書面を作成し、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により通知する。

(紛争仲介の申出の取下げ)

- 第19条** 申出人である顧客は、いつでも、細則に定める様式による取下書を本会に提出することにより、紛争仲介の申出を取り下げることができる。
- 2 本会は、前項の規定により紛争仲介の申出の取下げが行われたときは、その旨を相手方である会員等に通知する。
- 3 会員等は、当該会員等が紛争仲介を申し出た紛争については、顧客が紛争仲介の取下げに同意したことを証する細則に定める様式による取下同意書を提出しなければ、その申出を取り下げることができない。
- 4 申出人が紛争仲介中の紛争について、裁判所、弁護士会、商品取引所その他の紛争解決機関に対し、訴訟、仲裁、あっせんその他の紛争解決手続きの利用を申し立てようとするときは、申出人は、その提起又は申立ての前に紛争仲介の申出を取り下げなければならない。

(和解契約書の写しの提出)

- 第20条** 担当あっせん・調停委員等が紛争仲介した紛争で、当事者間において和解が成立し又は調停案の受諾により解決したときは、当事者は和解契約書を作成し、会員等は当該和解契約書の写し1通を本会に提出しなければならない。

(紛争仲介の手続きの非公開)

- 第21条** 紛争仲介の手続きは、非公開とする。

(制 裁)

第22条 本会は、会員等が第17条第2項に規定する指示に従わないとき又は第20条に規定する和解契約書に定める事項を遵守しないときは、当該会員に対し、定款第55条に基づき制裁する。

第 3 章 雑 則

(紛争の未然防止)

第23条 本会及び会員等は、紛争仲介の申出のあった紛争に関し原因を究明のうえ、今後類似の紛争が発生しないよう未然の防止に努めるものとする。

(指導又は勧告)

第24条 本会は、紛争仲介の申出のあった紛争に関し、会員等の行う商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規程において同じ。）に関し不適正な行為があった等の疑義がある場合には、これを調査し、必要に応じ、会員に対し指導又は勧告を行うものとする。

(制 裁)

第25条 本会は、紛争仲介の申出のあった紛争に関し、会員等に制裁規程に定める制裁の対象行為に該当する事実が認められる場合には、同規程に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(会員等への周知)

第26条 本会は、紛争仲介の申出のあった紛争に係る事情及び仲介の結果等について、顧客の秘密に関する事項を除き、その概要を会員等に周知するものとする。

(商品取引所への協力要請)

第27条 本会は、紛争仲介の円滑な実施を図るため、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(商品取引所等への協力)

第28条 本会が紛争仲介を行った紛争について商品取引所その他本会が適当と認める相談機関（以下本条において「商品取引所等」という。）に申出が行われた場合において、当該紛争に関し、当該商品取引所等から要請があったときは、当該事案の顛末を口頭又は書面により通知するものとする。

2 本会は、商品取引所等から紛争処理状況及びその結果等について照会があったときは、これに協力するものとする。

3 本会は、農林水産大臣及び経済産業大臣から紛争処理状況及びその結果等について報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(商品取引所等との連携)

第29条 本会は、紛争仲介業務の円滑な運営を図るため、商品取引所その他の機関と連携を図るものとする。

(書類の送達等)

第30条 紛争仲介の手続きに関する書類は、本会が当事者の住所（当事者が特に指定した場合には

当該住所) に送達する。

- 2 紛争仲介の手続きに必要な通知は、第7条第2項、第8条第2項、第13条第2項及び第18条第3項に定める場合を除き、普通郵便、電話、ファクシミリ、又は電子メールにより行う。

(記録の作成及び保存)

第31条 本会は、紛争仲介の申出のあった紛争に係る事情及び紛争仲介の経過等に関する記録を作成し、紛争仲介の手続きが終了した日から10年間保存する。

(紛争仲介の手続きのために提出された資料の取扱い)

第32条 本会は、紛争仲介の手続きにおいて当事者双方から提出された資料を当該手続きが終了した日から10年間保存する。

- 2 当事者は、前項の期間内に限り、細則に定める様式による閲覧・謄写申請書を本会に提出することにより、その提出した資料について、費用を支払って閲覧又は謄写することができる。

(秘密保持)

第33条 本会の役員、担当あっせん・調停委員、職員その他紛争仲介の手続きに関与する者は、正当な理由なく、紛争の処理に関し知り得た秘密を他に漏らし、及び盗用してはならず、また、紛争の処理に関し知り得た情報を、本会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。その職を退いたのちも同様とする。

- 2 本会は、秘密保持を適切に行うため、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な必要かつ適切な措置を実施する。

(細則の制定)

第34条 本会は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日(平成11年4月1日)から施行する。
- 2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会の苦情処理規程第7条第1項第1号の規定により処理を終了した苦情又は同規程第8条の規定により申出を却下又は処理を途中で打ち切った苦情は、この規程第6条第1号に定める苦情に該当するものとみなす。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条及び第23条を改正。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

1 この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成22年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

2 施行日以前に本会が受理した紛争仲介に係る申出について、当該申出に係る紛争仲介の手続きが施行日以降に行われる場合にあつては、会員に限り第15条（期日手数料の納入）の規定を適用するものとする。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成24年4月1日のいずれか遅い日（平成25年2月28日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第17条及び第18条を改正。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成27年4月24日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1 第1条、第11条、第13条第1項及び第2項、第33条第2項を改正。

2 第13条第2項を第13条第4項に繰り下げ、第13条第2項及び第3項を新設。第21条を削除し、第22条から第35条を第21条から第34条に繰り上げ。

紛争処理規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、紛争処理規程（以下「規程」という。）第34条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(紛争仲介を行うに適當でない場合の解釈)

第2条 規程第7条第1項第6号に規定する本会が紛争仲介を行うに適當でないと認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 商品取引所の市場管理等の制度上の処理に係るものであるとき。
- (2) 慰謝料の付加の要求に係るものであるとき。
- (3) 会員等若しくはその役職員等の制裁・処分の要求に係るものであるとき。
- (4) その他請求の内容が先物取引における経済的損失に関するものではないものなど本会が適當でないと認めるとき。

(答弁書の部数)

第3条 規程第13条第1項の規定に基づき提出する紛争仲介に係る答弁書の部数は、正本1通及びその写し3通とする。

(やむを得ない事由の解釈)

第4条 規程第14条第1項ただし書き及び第3項ただし書きに規定するやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 当事者の身体に事故又は病気があるとき。
- (2) 当事者の往来が自由ならざる状況にあるとき。
- (3) その他担当あっせん・調停委員等が認めたとき。

(受諾拒否の正当な理由)

第5条 規程第17条第2項に規定する会員等が調停案の受諾を拒否できる正当な理由は、次のとおりとする。

- (1) 調停案の作成以前に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、調停案の作成後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が調停案の作成に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの遅延がやむを得ないと認められるとき。
- (2) 調停案の作成後において、当該事案に係る調停を行った担当あっせん・調停委員に当該事案についての特別の利害関係の存在が判明したとき。

(紛争仲介を行うに適當でない重要な事実の解釈)

第6条 第2条の規定は、規程第18条第2項第3号に規定する紛争仲介を行うに適當でない重要な事実の解釈について準用する。

(会員に周知する内容)

第7条 規程第26条に規定する会員に周知する内容は、次のとおりとする。

- (1) 紛争仲介の申出内容
- (2) 紛争発生に至った主たる原因

- (3) 紛争当事者双方の主張及び争点
- (4) 紛争仲介の経過及び結果
- (5) その他本会が特に必要と認めた事項

(適当と認める相談機関)

第 8 条 規程第 28 条第 1 項に規定する本会が適当と認める相談機関は、次のとおりとする。

- (1) 国に設置される相談機関
- (2) 国民生活センター
- (3) 地方公共団体に設置される消費生活センター
- (4) その他本会が特に認めた相談機関

(申出手数料)

第 9 条 規程第 10 条第 1 項に規定する申出手数料の額は、別紙 1 のとおりとする。

(期日手数料)

第 10 条 規程第 15 条第 1 項に規定する期日手数料の額は、別紙 2 のとおりとする。

(申出書の様式)

第 11 条 規程第 6 条第 1 項に規定する申出書の様式は、別紙 3 のとおりとする。

(申出に係る同意書の様式)

第 12 条 規程第 6 条第 4 項に規定する同意書の様式は、別紙 4 のとおりとする。

(申出同意の撤回届出書の様式)

第 13 条 規程第 6 条第 6 項に規定する撤回届出書の様式は、別紙 5 のとおりとする。

(答弁書の様式)

第 14 条 規程第 13 条第 1 項に規定する答弁書の様式は、別紙 6 のとおりとする。

(取下書の様式)

第 15 条 規程第 19 条第 1 項に規定する取下書の様式は、別紙 7 のとおりとする。

(取下同意書の様式)

第 16 条 規程第 19 条第 3 項に規定する取下同意書の様式は、別紙 8 のとおりとする。

(閲覧・謄写申請書の様式)

第 17 条 規程第 32 条第 2 項に規定する申請書の様式は、別紙 9 のとおりとする。

附 則

この細則は、規程の施行の日（平成 11 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月12日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条から第9条を第7条から第10条に繰り下げ、第6条を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第1号及び第2号を改正。第6条第3号及び第4号を新設。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第4項を改正。第11条を新設。

附 則

この改正は、主務大臣の認可のあった日又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この細則の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成23年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1 第5条を削除し、第6条から第18条を第5条から第17条に繰り上げ。
- 2 別紙3（細則第12条関係）を改正。

附 則

この改正は、主務大臣の認可のあった日（平成27年4月24日）から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 1 第7条、第8条及び第12条から第17条を改正。
- 2 第11条を削除し、第12条から第17条を第11条から第16条に繰り上げ。第17条を新設。
- 3 別紙3を削除し、別紙4から別紙9を別紙3から別紙8に変更。別紙9を新設。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙3から別紙9を改正。

附 則

この改正は、令和5年3月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

別紙3から別紙7及び別紙9を改正。

別紙1 (細則第9条関係)

申出手数料

【申出人負担】

一律 10,000 円

別紙2 (細則第10条関係)

期日手数料

【期日第1回分は会員等負担、期日第2回以降分は当事者折半】

期日第1回分	50,000 円	
期日第2回以降分	30,000 円	(各自 15,000 円負担)

紛争仲介の申出書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、紛争仲介をお願いいたします。

なお、貴協会に紛争仲介をお願いするについては、紛争処理規程等関係規則に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

記

1. 申出年月日 令和 年 月 日

2. 申出人

(1) 氏名又は商号等 (代表者名)	(フリガナ)	年 齡	歳
(2) 職 業			
(3) 住所又は所在地	〒		
(4) 連絡先	TEL ()	—	[自 宅]
	TEL ()	—	[]

3. 紛争の相手方 *紛争の相手方が商品先物取引仲介業者にあつては、会員である所属商品先物取引業者の商号等（代表者）及び住所又は所在地を点線下に記載すること。

氏名又は商号等 (1) (代表者名)	(フリガナ)
(2) 住所又は所在地
(3) 連絡先

6. 取引の状況について

(1) 取引の経緯等 (必ずお書き下さい)

①取引期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日
②担当外務員の氏名 (会員等商号等・営業所・役職)	(フリガナ)
③商品デリバティブ取引の種類及び投下資金の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国内商品市場取引 (取引所名:) (商品名) ・外国商品市場取引 (取引所名:) (商品名) ・店頭商品デリバティブ取引 [CFD・スワップ・その他] (商品名) <p style="margin-left: 40px;">入金額 円</p> <p style="margin-left: 40px;">出金額 円</p> <p style="margin-left: 40px;">損益 円</p>
④本会の紛争仲介制度を知った経緯	<ul style="list-style-type: none"> 1. 契約締結前に交付を受けた書類を見て 2. 別機関より紹介をうけて (紹介者名:) 3. その他 ()

(2) 本件取引以前の取引の経験等 (「有」の場合は、必要事項を具体的にお書きください)

①商品デリバティブ取引の経験	<ul style="list-style-type: none"> 1. 有 [国内商品市場取引・外国商品市場取引・店頭商品デリバティブ取引] (取引所名:) (商品名:) (会員等名 : 年 月 日～ 年 月 日) <p style="margin-left: 40px;">入金額 円</p> <p style="margin-left: 40px;">出金額 円</p> <p style="margin-left: 40px;">損益 円</p> 2. 無
②株式等の経験	<ul style="list-style-type: none"> 1. 有 (種類 : 年 月 日～ 年 月 日) 2. 無

7. 証拠 (添付) 書類一覧

(注) ご提出頂く際には、必ずそのコピーをお送り頂き、原本はお手元にて保管してください。

以 上

同 意 書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、申出人である会員等が貴協会に紛争仲介を申し出ること同意します。
なお、紛争仲介をお願いするについては、紛争処理規程等関係規則に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

(フリガナ)

1. (1) 氏 名 _____

(2) 住 所 _____

(3) 連絡先 TEL () _____

2. 同意した日 令和 年 月 日

3. 申出人である会員等の商号又は名称 _____

4. 紛争の内容

以 上

同意の撤回届出書

日本商品先物取引協会 御中

下記の紛争について、申出人である会員等が貴協会に紛争仲介を申し出ることにご同意しておりましたが、今般その同意を撤回することとしましたので、この旨届け出ます。

(フリガナ)

1. (1) 氏名 _____

(2) 住所 _____

(3) 連絡先 TEL () -

2. 同意を撤回した日 令和 年 月 日

3. 申出人である会員等の商号又は名称 _____

4. 同意を撤回する理由（特段の理由がある場合に記載してください）

以上

答 弁 書

日本商品先物取引協会 御中

相手方の
氏名又は商号等 _____

担当者部署・役職・氏名 _____

担当者電話 _____

担当者メール _____@_____

当方を相手方として紛争仲介の申出が行われた事案について、下記のとおり答弁いたします。

記

1. (1) 申出人の氏名又は商号等 _____

(2) 住 所 _____

(3) 申出受付番号 NO. 00-000-0000

2. 申出の趣旨に対する答弁

3. 紛争の経過及び事情等に対する答弁（別紙〔A4サイズ〕に記載のうえ提出）

4. 証拠書類（添付書類）

--

以 上

令和 年 月 日

取 下 書

日本商品先物取引協会 御中

申出人の
氏名又は商号等 _____

〔代表者名〕 _____

貴協会に紛争仲介を申し出ておりました下記事案について、下記の理由により取下げいたします。

記

1. 申出年月日 平成・令和 年 月 日
2. 申出受付番号 NO. 00-000-0000
3. 申出人の氏名又は商号等 _____
4. 相手方の氏名又は商号等 _____
5. 取下げの理由
 - 裁判所へ訴訟を提起することとしたため。
 - 裁判所へ民事調停を申し立てることとしたため。
 - 弁護士会へ仲裁を申し立てることとしたため。
 - 商品取引所へあっせんを申し立てることとしたため。
 - その他の紛争解決機関へ紛争の解決を申し立てることとしたため。
 - その他の理由
(_____)

以 上

取 下 同 意 書

日本商品先物取引協会 御中

相手方である
顧客の氏名又は商号等 _____

住所又は所在地 _____

貴協会に紛争仲介の申出があった下記事案について、申出人である会員等の申出の取下げに同意します。

記

1. 申出年月日 平成・令和 年 月 日

2. 申出受付番号 NO. 00-0000-0000

3. 申出人である会員等の商号等 _____

以 上

令和 年 月 日

閲 覧 ・ 謄 写 申 請 書

日本商品先物取引協会 御中

申請人の
氏名又は商号等 _____

[代表者名] _____

紛争仲介の資料として貴協会に提出した資料について、閲覧又は謄写申請いたします。

記

1. 紛争仲介申出年月日 平成・令和 年 月 日

2. 紛争仲介受付番号 NO. 00-000-0000

3. 相手方の氏名又は商号等 _____

4. 閲覧又は謄写の別 ※ 該当するものを○で囲んで下さい。

[閲 覧 ・ 謄 写 ・ 両 方]

5. 申請をする資料

- 口座設定申込書
- 約諾書
- 証拠金預り証
- 売買報告書及び売買計算書
- 残高照合通知書
- その他

(_____)

以 上

あっせん・調停委員会規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第47条第3項に基づき、あっせん・調停委員会の構成及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(あっせん・調停委員会の委員の委嘱)

第 2 条 あっせん・調停委員会の委員（以下「委員」という。）は、先物取引について学識経験を有する法律専門家等（本会が細則に定める委員の選任要件に合致する者に限る。）のうちから、理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし、本会が細則に定める委員の欠格事由に該当する者に委嘱することはできない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

(委員の身分)

第 3 条 会長は、前条第1項に基づき委員を委嘱した者が細則に定める委員の欠格事由に該当することとなったときは、その委嘱を解かなければならない。

2 前項の場合を除き、委員はその委嘱を解かれることはない。

(担当あっせん・調停委員の独立性)

第 4 条 担当あっせん・調停委員は、法令、紛争処理規程（以下「規程」という。）及びこの規則に従い、独立して、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

2 本会の役職員、会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の役職員その他担当あっせん・調停委員以外の者は、前項に規定した担当あっせん・調停委員の業務を妨げてはならない。

第 2 章 担当あっせん・調停委員

(担当あっせん・調停委員の指名)

第 5 条 担当あっせん・調停委員は、第2条により委嘱した委員（弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条又は第5条の資格を有する者に限る。）のうちから、事案ごとに規程第13条第1項に定める答弁書が提出されたのち、遅滞なく会長が指名する。

2 会長は、担当あっせん・調停委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名し補充しなければならない。

3 前2項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

第 3 章 あっせん・調停委員会

(あっせん・調停委員会の構成等)

- 第 6 条 会長は、規程第12条第 3 項の規定によりあっせん・調停委員会（以下「委員会」という。）を組織するときは、遅滞なく、第 2 条により委嘱した委員のうちから、前条第 1 項により指名したあっせん・調停委員のほか 2 人（うち 1 人は、弁護士法第 4 条又は第 5 条の資格を有する委員に限る。）を、委員会を構成する担当あっせん・調停委員として指名する。
- 2 会長は、委員会を構成する担当あっせん・調停委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、他の委員を指名しなければならない。
- 3 前各項の場合において、会長は、当該事案について特別の利害関係を有する委員を指名することはできない。

(委員長)

- 第 7 条 委員会に委員長 1 人を置く。
- 2 委員長は、担当あっせん・調停委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、紛争仲介手続きを指揮する。ただし、委員長が欠け又は事故あるときは、他の担当あっせん・調停委員がその職務を行い又は代理する。

(委員会の招集等)

- 第 8 条 委員会は、委員長が随時招集する。
- 2 委員会は、担当あっせん・調停委員全員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の意思決定は、担当あっせん・調停委員の合議による。

第 4 章 雑 則

(細則の制定)

- 第 9 条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、定款変更の施行の日（平成11年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 5 条第 1 項及び第 2 項を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第2章「あっせん委員」を「担当あっせん・調停委員」に、第3章「調停委員会」を「あっせん・調停委員会」に、第4章「業務運営小委員会」を「雑則」とする。
2. 第4条第1項、第2項、第5条第1項、第2項、第6条第1項、第3項、第4項、第7条第2項、第3項、第8条第2項及び第3項を改正。
3. 第6条第2項を削除し、第3項及び第4項を第2項及び第3項に繰上げ。
4. 第9条及び第10条を削除し、第11条を第9条に繰上げ。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第4条第2項を改正。

附 則

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条、第7条第3項を改正。

あっせん・調停委員会規則に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、あっせん・調停委員会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

(あっせん・調停委員会の委員の選任要件)

第2条 規則第2条第1項に規定するあっせん・調停委員会の委員の選任要件に合致する者は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士法第4条又は第5条の資格を有し、紛争解決業務に5年以上従事した実績を有する者
- (2) 商事法関連分野の法律学者として5年以上の経験を有する者
- (3) 商品取引所又は商品取引関係団体等に10年以上従事した実績を有する者その他先物取引について専門的知識及び経験を有する者として本会が認めるもの

(あっせん・調停委員会の委員の欠格事由)

第3条 規則第2条第1項ただし書きに規定するあっせん・調停委員会の委員の欠格事由は、次のとおりとする。

- (1) 過去5年にわたり商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者（法人である者に限る。）の役員、顧問若しくは評議員となり、直接又は間接に当該業者の経営に参加し、当該業者から反対給付を受け、若しくは当該業者に投資し、又は商品デリバティブ取引等に係る紛争に関与したことがある者
- (2) 精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- (6) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律（昭和61年法律第66号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）、税理士法（昭和26年法律第237号）又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(特別利害関係事案)

第4条 規則第5条第3項及び第6条第3項に規定する特別の利害関係を有する委員は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当事者であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- (2) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (3) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又はその四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が法人である当事者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、

又はあったとき。

- (4) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が法人である当事者の発行済株式総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の相当数又は相当額の株式又は出資を所有するとき。
- (5) 委員が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- (6) 委員が当該事案について証人又は鑑定人となったとき。
- (7) 委員が当事者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき。
- (8) 委員が当事者から役務の提供により収入を得ているとき、又は得ないこととなった日から3年を経過しないとき。
- (9) 委員が当事者と顧問契約を締結しているとき。
- (10) その他会長が特別な利害関係を有するものと認めるとき。

附 則

この細則は、規則の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第2号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条を改正。

附 則

この改正は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を受けた日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

(※ なお、この改正は、平成21年12月24日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取り下げたため、未施行となった。)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第1条、第2条、第3条及び第4条を改正。
2. 第5条及び第6条を削除。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第3条第1号、第6号、第7号及び第4条第7号を改正。
2. 第4条第8号及び第9号を第9号及び第10号に繰り下げ、第8号を新設。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第3条第2号を改正。

附 則

この改正は、令和5年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第3条第6号を改正。

日本商品先物取引協会

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号

電話 03(3664)4732

URL <https://www.nisshokyo.or.jp/>

[令和6年10月発行]